

曹法大 中



構内の桜並木

1995. 5

中央大学法曹会

No.15

中央大学校歌

石川道雄 作詞
坂本良隆 作曲

一、草のみどりに風薫る

丘に目映き白門を

慕い集える若人が

真理の道にはげみつつ

栄ある歴史を承け伝う

ああああ中央 我等が中央

中央の名よ光あれ

二、

よしや嵐は荒ぶとも

揺がぬ意気ぞいや昂く

春の驕奢の花ならで

みのりの秋やめざすらむ

学びの園こそ豊かなれ

ああああ中央 我等が中央

中央の名よ 誉あれ

三、

いざ起て友よ時は今

新しき世のあさぼらけ

胸に血潮の高鳴りや

湧く歌声も晴れやかに

自由の天地ぞ展げゆく

ああああ中央 我等が中央

中央の名よ栄あれ

中央大学応援歌

中央大学学友会選定 作詞
古関裕而 作曲

一、憧れ高く空ひろく

理想の光あやなせる

ああ中央の若き日に

伝統誇る白門の

闘い挑むはた仰げ

力、力、中央 中央

二、情熱と力の若人が

精鋭こそぞりふるいたつ

ああ中央の若き日に

雄叫ぶ血汐 紅は

闘魂たぎる火と燃える

力、力、中央 中央

三、我等が誇り覇者の歌

さんたり栄光我が生命

ああ中央の若き日に

今ぞ座らん覇者の座に

いぞ勝どきを揚げんかな

力、力、中央 中央

「中大法曹」第十五号目次

表紙題字揮毫 安原正之
表紙写真 構内の桜並木
撮影 安原正之

巻頭言	中央大法曹会幹事長	安原正之	(1)
大学の現況について	学校法人中央大学理事長	内海英男	(5)
法学教育に対する期待	中央大学総長	高木友之助	(8)
ごあいさつ	中央大学学長	外間寛	(11)
法学部改革の継続にご理解を	中央大学法学部長	角田邦重	(13)
伝統の継承、そして発展を目指して			
— 法律学科カリキュラムの改正と法職講座の充実 —			
中央大学法学部教授	三和一博		(17)
中央大学学員会会長	堂野達也		(20)
学校法人中央大学評議員会議長	信部高雄		(23)

基本規定検討の課題と経緯・展望……基本規定検討委員会委員長 猪股喜蔵(26)
中央大学学員会特別講演会

テレビ放送と五五年体制の崩壊

—報道の自由に関する若干の問題—……中央大学名誉教授 橋本公巨(30)

混乱の中の希望……国会白門会会長・衆議院議員 中正暉(58)

松山雑記……松山地方裁判所所長 村重慶一(63)

新任検事としての三六五日……東京地方検察庁検事 和田澄男(66)

元号四代の旅路……池田門太(69)

中大法曹の伝統と、若き力の後継者を……学校法人中央大学理事 野宮利雄(81)

司法演習雑感……鈴木孟秋(88)

法学部教育における「司法演習」……吉川壽純(94)

司法演習を担当して……新井嘉昭(98)

司法試験を強くするかい……木村美隆(103)

会員の声と消息……(107)

関係諸規定……(133)

学校法人中央大学基本規定(寄附行為)

中央大学学員会会則

中央大学法曹会会則

中央大学法曹会人事委員会規則

法職教育検討委員会規則

大学問題委員会規則

会則検討委員会規則

役員等名簿

学校法人中央大学等役員名簿（中大法曹関係）

中央大学学員会役員名簿（中大法曹会推薦）

中央大学法曹会役員名簿（平成五・六年度）

中央大学法曹会各種委員会委員名簿（平成五・六年度）

平成七年度講師名簿

会務報告・主要開催行事……………中央大学法曹会事務局長 及 川 昭 二

編集後記……………

中大法曹会の会務をかえりみて



幹 事 長 安 原 正 之

平成七年四月の学員会主催多摩キャンパスの観桜会は、快晴に恵まれ、染井吉野は丁度満開見事な眺めであった。懇親会の席上高木総長は、多摩に移った当座は心細い気持ちでしたが、十八年経って学員会から寄贈された樹木は定着し地に根を張り、特に桜はよく育って大木になろうとしている。大学の運営においては、理事長、学長、総長が一体となって大学の機構改革の第一ステップのスケジュールを消化したが、これから大切な時期を迎える。学員にも一層の協力をお願いしたい旨挨拶された。外間学長は、今年は六学部で七千人の卒業生を送り、ほぼ同数の新入生を迎えることができたが、入学志願者数が昨年に較べ一万人も減り、十八才人口の漸減で将来が心配されている。三月の評議員会でもこのことが問題となり、大学の対応について厳しい注文がつけられている。学員にも是非協力を賜りたいとの要請がなされた。

このような時期に、吾々学員は、法曹会支部は、大学当局の要請にどのように応え、どのように対応すべきか、改

めて考えさせられる。足元を見据えながらも、長期的な展望に立ち中大法曹会としての役割を果たしていかねばならない。桜は二十年も経てば立派な木立になるが、人を植えて育てる百年の計の推進と協力には忍耐と協調が欠かせない。

平成五年五月の総会で、選任された吾々執行部は、中大法曹会創立四十周年記念行事を盛大に挙行し、また平成五年度から法学部法律学科に新設された司法特設講座の開設に貢献し、さらには他支部との交流に尽力するなど種々の業績を挙げられた前執行部の事業を引き継ぎ、会務の継続性を念頭に中大法曹会の運営に当たって参りました。

特に司法特設講座（法曹論・司法演習）への協力は、最重要項目として取組んだ。この講座を法学部法律学科に設置するについては、中大法曹会は、大学問題委員会、法職教育検討委員会、法職講座担当者等法曹会の関係者が、協議し、法学部教授会側と懇談を重ねて、中大の司法試験合格のトップ回復の期待を込めて採択された画期的な制度であります。

「法曹論」は、法律学科に入学早々の一年次生に国家社会がなぜ法曹という専門職業を必要とするのか、法曹にどのような役割が期待されているのかを理解してもらうことを目的としており、講師として現職裁判官、検察官、弁護士と法学部教授の四名が講座を分担して当たる講座で、初年度は、法律学科一年次生八五二名の約五三%にあたる四五〇名の履修があつて有意義な講座として評価を受けている。

また「司法演習」は、「法曹論」とならんで、法曹界に多数の優れた人材を輩出してきた中大法学部の伝統の継承と強化を意図して新設された講座で、憲法、刑法、民法の基本三科目について中大法曹から講師を推薦し、二〇程度の小人数のゼミ形式で事例問題を解きながら基礎知識の理解と修得を確実にしようとするもので、法曹界に沢山のOBを擁する中大法学部ならではのユニークな試みと評価されている。

平成七年度の法曹論、司法演習（一）、（二）、（三）を担当する講師として、最高裁、検察庁の派遣される現職の裁

判官、検察官と司法研修所弁護教官経験者十数名を含め弁護士経験五年以上の適任者を選考し、合計三十一名を平成七年二月の法学部教授会に推薦している。特に平成七年度は、検察庁のご理解によって、東京地検の現役の副部長級の検察官四名を派遣して頂いた。

司法特設講座を担当する講師の先生方は、非常勤講師として大学側ならびに講師相互に緊密な連絡をとり、熱心に新しい講座に取組んで居られる。

この司法特設講座を担当する法曹会推薦の講師が、十分な活躍をなしうるよう大学側との連絡、協議などバックアップを行う組織の設置が、前執行部からの課題となっております。

この問題は、司法特設講座の重要性、大学の法学教育全体からの展望、適材講師の恒常的な推薦などを検討した結果、中央大法職講座運営委員会の事業に協力した実績を有している法職教育検討委員会の権限、組織を強化し、執行部と協力しながらバックアップに当たることに致しました。

このために、法職教育検討委員会の規則を改訂し、中央大学司法特設講座の事業についての職務権限を明記し、委員数を増やし、任期半数交替制を採用して会務の継続性をはかることにいたしました。そして、法職教育検討委員会で講師候補者の発掘を継続的に心掛け、推薦者の決定にはその適正を期して人事委員会に諮問して行うことに致しました。

中大法曹会々則によれば、幹事会の議を経て、委員会を置くことができることになっており、現在人事委員会、法職教育検討委員会、会報編集委員会、会則委員会、大学問題委員会を設置して中大法曹会の活動の推進母体となっております。そして、各委員会の組織、権限、運営に関する事項は幹事会においてこれを定めるとありますが、委員会規則が制定されているのは法職教育検討委員会だけで、その余は組織、権限等申送りで運営され、明確さを欠くうらみもありました。上記のような法職教育検討委員会規則の改訂に併行し、他の委員会にも委員会規則の制定を諮問し、

現在までに会則委員会、大学問題委員会、人事委員会の規則の制定が幹事会で承認されております。今後の委員会活動の継続性に役立つことを期待しております。

中大法曹会は会則第三条に「中央大学の健全な運営に協力し、意見を具申すること」を目的の第一に掲げております。平成五、六年度の大学問題委員会は、中央大学評議会の活性化を図るための、評議員会の機能、議事運営、評議の定数、構成、選任方法等の問題点を検討討議し十二回の継続審議を経て委員会意見を答申、平成六年十二月と平成七年三月の幹事会で審議を重ね別稿のように法曹会意見がまとまり平成七年四月二十八日中央大学理事長宛に具申いたしました。これがたたき台となって、学内の輿論が喚起されればと考えます。

平成六年二月二十三日会員橋本公巨先生の日本学士員会就任記念の講演会を学員会本部と共催で開催いたしました。その内容は橋本先生のご了解を得て本会報に全文を掲載しておりますが、「テレビ放送と五十五年体制の崩壊」の演題で先生の憲法学、行政法学の蘊蓄に裏づけられた、而も理解し易い講演で駿河台記念館大会議室に集まった二百名の学内外の聴取者に深い感銘を与えたものでありました。今後も適時優れた講演会、研究会等を開催していきたくと願っております。

終わりにりましたが、中央大学の進めている「教育・研究振興資金寄付金」募金協力の件であります。中大法曹会は、さきの百周年記念事業の募金では一億九百万円もの募金を達成したところであり、重ねてこの募金をお願いすることは、心苦しいところでありますが、平成元年十二月三日の常任幹事会で当会としても本募金に協力し積極的に推進することとなり、会員各位のご理解を得て逐次募金額も上昇しております。平成五年五月三十一日当時二〇六八万円であったのが、平成七年三月末の申込額は三三二七万円に増えており、募金期間も延長されましたのでなお一層募金の輪を広げて大学の計画に寄与したいと思えます。よろしくご協力をお願い申し上げます。

最後に二年間の会員の先生方並びに執行部各位のご協力、ご尽力に心からお礼を申し上げます。

大学の現況について

学校法人中央大学

理事 長 内海英男



中央大学法曹会の会報第十五号発行を心からお祝い申し上げます。また、日頃から法曹会の安原正之幹事長をはじめ会員の皆様には、本学発展のために多大なご支援とご協力を賜り、私も昨年五月理事長就任以来、お陰を待ちまして本学の第二世紀に向けて着実にその歩を進めておりますことに對し、心から感謝申し上げます。

又、法曹会会員の皆様におかれましては、基本的人権の擁護と社会正義の実現のため、日夜ご活躍されておりますことに對しましても、深く敬意を表する次第でございます。

さて、本学の現況につきまして、若干ご報告申し上げます。

最初に、大学改革についてであります。現在本学は来るべき二十一世紀を目指して、新しい時代に対応すべきであるかを考え、全学一致協力して大学改革に取り組んでおる次第であります。学部の新増設につきましては、皆様方もとくとご承知の通り、平成二年に文学部に社会学科・教育学科を増設したことを皮切りに、平成四年に理工学部情報工学科を増設、平成五年に総合政策学部の新設並びに法学部国際企業関係法学科、経済学部公共経済学科の増設、そして本年四月商学部金融学科を増設し、ここに一学部、六学科の新増設を無事終えることが出来ました。

認可に至るまでには学内外の方々に、多大なるご声援ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。特に、法曹会には総合政策学部ばかりか法学部の改革におきましては、国際企業関係法学科の設置に関してはもとより、既存の法律学科、政治学科のキャリアム改革につきましても、多大なるご指導ご協力をいただき、これも偏に、法曹会会員の皆様の母校愛の賜と、重ねて感謝申し上げます。

学部改革につきましては、一段落であります。今後も引き続き大学院の拡充・強化を中心とした改革を進め教育研究の充実を、更に推進することと致しております。

次に、教育研究振興資金募金についてであります。

募金につきましては、現在各界各層にご協力をお願いし、精力的に展開しておるところでございますが、特に、法曹会支部には大変力強いご支援とご協力を賜りまして厚くお礼申し上げます。

同募金につきましては、平成元年から本学の第二世紀に向けて、社会の要請に応える優秀な人材を育成すると共に、新しい時代に相応しい教育・研究の場として、一層の充実向上を図るための財政支援の一環として計画されたものであります。

この募金は、本年十一月をもって五年の募金期間が終了することになっておりましたが、ご承知の通り、かつてない経済不況、景気低迷の影響を受けまして、大変厳しい状況が続き、十月末現在目標額の二十二億円に対する達成率は五三％であり、期間内での目標額達成が困難と判断し、先の理事会におきまして平成八年まで二年間の募金期間の延長を決定致しました。理事会と致しましては、国際交流、中大スポーツ、教育研究条件の維持・発展並びに整備・充実を図るための財源の一方策として、今回の募金事業に全力を尽くして目標額の達成に向けて鋭意努力して参ります。

今後とも、本計画の趣旨をご賢察いただき、本学の更なる充実発展のために、なお一層のご支援ご協力を賜ります

ようお願い申し上げる次第でございます。

ところで、最近の社会は国内外ともに、めまぐるしく変化しており、高等教育を担う大学に対しては、高度情報・国際化された世界のリーダーとなり得る人材の養成が求められております。他方、私立大学を取り巻く環境は、一八歳人口の激減、国庫補助金の削減傾向等、極めて厳しい状況にあります。こうした社会環境の変化は、「社会から選ばれる大学づくり」の傾向を一層加速させています。このように、大学運営が、その質と内容を大きく変えつつある中で、社会の要請に応えるため、今後高木総長、外間学長と共に力を合せて、全学が一体となり更に大学改革を推進して参る所存でございます。そして、総合的かつ中・長期的な将来構想を策定すると共に財政基盤を確立し、大学の使命である教育研究の一層の多様化と活性化を図り、中央大学が総合大学としての実力を発揮し、百有余年の歴史と伝統に基づく底力を示す時であると考えております。そのためには、何よりも学員の皆様方のお力をお借りしなければ実現できるものではありません。

どうか法曹会会員の皆様におかれましても、母校中央大学の発展のため、今後とも、なお一層のご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、中央大学法曹会の益々のご発展と会員の皆様のご健勝をお祈り致します。

(平成六年十一月一五日)

法学教育に対する期待



総 長 高 木 友之助

中央大学法曹会会報がここに回を重ねて第一五号の発行をみ、一方会員各位もわが国法曹会の中心的存在として、益々ご活躍ご発展の状況を見聞いたし、心からの祝意と敬意を表します。

日頃会員各位におかれては、極めてご繁忙にも拘らず、常に母校の発展と後輩の育成のために並々ならぬご協力と真摯なご指導を給わり、まことに感謝に堪えず厚くお礼を申し上げます。

現在、われわれを取巻く諸情勢は日を追うごとに厳しさを増しております。世界は政治的にも経済的にも社会的にもまた民族・宗教的にもあらゆる分野におきまして、かつて経験しなかつたほどの激動、混迷、不透明を極めております。新しい秩序を樹立するためには思い切った厳しい変革が必要であり、これなくしては将来の発展どころかその存続の保証さえもありません。まさに今後数年間の改革の成否いかんが二一世紀の本学の興亡を決すると申しても少しも過言ではないと思われまます。

ご高承のごとく、本学はここ数年末世上いわれております大学冬の時代に備えて、法人教学一体となって、さまざま

まな障害を乗り越えて慎重かつ大胆に大学改革の歩を進めてまいりました。総合政策学部の新設をはじめとして既存の五つの学部の改革充実はおかげで一応成し遂げたところであります。今後は最終仕上げともいふべき大学院の改革充実が最大の課題であります。昨年私の後任として就任されました外間学長の下で、大学院問題を六学部長・五大学院研究科委員長を中心に鋭意検討を進めております。

他方、六学部を擁する総合大学として、それぞれの分野で重点的にさまざまな改革充実が考えられておりますが、その中で特に挙げなければならないのは、本学として当然のことではあります。法学教育の一層の強化充実であります。

司法試験の合格者数の多寡がそのまま大学の法学教育の水準を示すものであるというような短絡的な考え方には私は必ずしも組するものではありません。しかし、平素の法学教育の成果の自ずからなる帰結として、それが司法試験の合格者数に反映するという考え方から、合格者数の多少を論ずることは一つの見方ともいえると思います。このように見れば合格者数に一憂一喜することは、あながち誤であるとはいえません。しかし、大学人という立場からいえば司法試験の合格のみが大学の法学教育の目的であるとはいえないであります。前に申しましたように法学教育の成果の表れの一環として司法試験の合格があると考えべきであります。そうした観点からもう一歩踏み込んで考えると、合格者の数よりも合格者各人の正義感の如何だと思えます。社会正義の実現、維持こそが法曹の大きな目標であるならばこれは自明の理といえましょう。恐らく法曹の各位も同様のご意見でありましょう。したがってわれわれ大学人は強い倫理感を持つ立派な人材をより多く法曹界に送り込むことが大きな責務であるといえます。本学の法学教育の目指すべき方向はこの一点にあるかと考えます。

幸にここ数年、法学部では、大学院も含め組織の改革充実、カリキュラムの改編、新しい教員の採用など、漸次その実現をみております。一方、ご承知のように国家試験志望者のために法人直属の法職講座運営委員会による法職講

座が開設され、最近着々として大きな成果を挙げつつありますことはまことに心強い限りであります。

加えて、学術研究団体連合会の各研究団体が、戦前よりの長い伝統を継承して、法学部教育を補完する機関として、後輩受験生に対して親身に及ばぬ程の熱心なご指導をされておられると承っており、まことに喜ばしい限りであります。これら学研連所属の受験生諸君のための学研連棟の整備につきまして、移転も含めて、委員長杉崎先生よりの要望書もいただいております。今後大学としても法学教育の一環としての司法試験の予備教育の充実に大きな関心を持っているわけですから、本学の中長期計画の一環として総合的な見地から学研連とご協議を重ねながら、その実現方を目指すべきであると思います。以上のように法曹会員各位と大学とが一致協力する態勢は徐々に整いつつあります。法学部の諸先生が申されているように、ここ数年を出でずしてその成果が発揮されるに至ることを祈るような気持ちで待っております。今後従来にも増して法曹会各位の物心両面にわたるご指導ご協力を衷心よりお願いいたす次第であります。

(以上)



ごあいさつ



中央大学学長 外間 寛

法曹会の先生方には、平素から何かにつけてご高配を賜わり感謝申し上げます。

さて、現在進行中の学部改革は、予定通り順調な歩みを続けています。法学部におきましても国際企業関係法学科が誕生してから三年目となり、外部から多数の優秀な教員を迎え、受験生をはじめ内外の評価も大変良いということ。法律・政治両学科のカリキュラムの改革も積極的に行われており、特に法曹会の先生方に直接お世話になっている「法曹論」と「司法演習」の評判は、年々高まってきています。他の学部においても着実に改革の実をあげつつあります。

いま、中央大学では、これまでの改革の成果を基礎にして、さらに大きな飛躍を遂げるための計画が検討されており、進むべき方向はいずれか、取り組むべき主要な課題はなにかについて、学内でほぼ大方の合意が形成されつつあります。その一つは、大学院の充実を図ることであり、第二は、学生の自主的な学習、自主的な学術的・文化的活動を支援する体制を改善することであり、そして第三はこれらの改革を実現するために、多摩校地および春日町校地に新たな教育・研究関連施設を建設することです。これらの主要な課題については大まかな構想がまとまりつつありま

す。新たな施設に関しても総合企画委員会で検討がなされています。

中央大学の新たな改革の動きを具体化に向けて大きく進展させるにあたって、私は次の点に留意点に留意しなければならぬと考えています。第一に、法人と教学の一致協力の態勢を確保するということです。これまでの改革も、この協力があればこそ実現することができたということはいうまでもありません。この良き慣行を持続させ、両者が一体となってこの大きな改革の事業を進めていかなければなりません。第二に、取り組むべき主要な課題の一つに、学生の自主的な学習、自主的な学術的・文化的活動を支援する体制を改善することがあります。この点に関して、学生諸君の意見や要望に真剣に耳を傾ける必要があるということです。第三に、新たな改革は、財政上大きな負担と伴うものです。限られた資源を有効に活用しなければなりません。そのためには、各学部、各部局が互譲の精神をもって写真真の作成に協力しなければなりません。

私は、本学創立百十周年の記念すべき年にあたって抱負の一端を申し述べましたが、今後とも法曹会の先生方の温かいご指導とご鞭撻をお願い申し上げます。

最後に法曹会の益々のご発展と先生方のご健勝を祈念致します。

法学部改革の継続にご理解を



中央大学法学部長

角 田 邦 重

一 国際企業関係学科という名称の新しい学科の開設、法曹界に優れた人材を送り出してきた伝統の継承を意図した法学学科の改革、ならびに国際化・情報化という時代の変化に対応した政治学科の新しいカリキュラムという三本の柱からなる法学部改革は、実施から二年を経過し、中間的な総括と改革継続のための体制づくり、さらには次の課題への取組みを開始する時点にさしかかりました。この紙面を借りて、これらの問題についての中間的な報告と今後の取り組みの方向を示し、一層のご理解、ご協力をお願いしたいと思います。

二 外から見える改革をという私たちの意図からすれば、中大法学部へ志望してくる学生層の変化、とりわけ新学科にこれまでの法律学科・政治学科と違った学生が入ってくるのかどうか、まずは最大の関心でした。質実剛健、実学の学風、国家試験中心の学修といった（？）中大法学部のイメージは、良し悪しを抜きにして伝統の重みだと思えますが、それだけではない新しい伝統の創造にむけての二年間の努力の結果は、半ば私たちの予測を裏づけるものであったと思います。新学科でも中央大学の実学重視のイメージが基本的に維持されているという点では、同じ中央大学の総合政策学部と大いに異なると言ってもよいでしょう。法学部改革の活力が伝わっていることは、経済

的環境が厳しいなかであっても、法学部の受験者数が一番安定的に推移している事実に現れており、三年目の新学科は、恐らく昨年を超える受験者数を集める唯一の学科になりそうです。

学生の属性について言えば、大まかに、合格者のうち半分強が法学部の既存の学科（法律学科、政治学科）を併願し、残りの四五～四六%が、これまでの法学部とは馴染みのない、新学科だからきたという生徒で占められています。そして一学年一六〇名の学生のうち、およそ三〇名前後は司法試験受験の希望をもっているようです。黙々と勉強に励むというのが法律学科の学生のイメージだとすれば、新学科には自己主張とプレゼンテーションの得意な学生が多いと言いうことができるでしょう。また、この学科の約三五%が女子学生であることも、付け加えるに値する特徴の一つです（ちなみに男っぽいと見られがちな法律学科でも二〇%に達しています）。

勿論、法律部改革のメッセージが、何よりも法律学科を志望してくる学生に届いていることは言うまでもありません。司法演習と法曹論を受講している学生に中央大学の法学教育への取り組み、入学前と後での中大への印象、講義内容への注文などの事項についてアンケートをとっていますが、「中大が好きになった」、「良い大学と思うようになった」、「法律専門職育成への熱意を感じる」といった肯定的な回答がかえってきます。学生の質の高さと意欲の強さ、それにもかかわらず中大生のバイタリティの物足りなさなどについては、ほとんど手弁当同様に司法演習を担当していただいている、三〇名を超える中大法曹会の諸先生が感じて下さっている通りです。

三 中間的総括とそれを踏まえた改革の継続のためには、われわれが意図した教育方針がどれだけ効果を挙げているか、われわれの熱意が一方的な思い込みになってはいないか、あるいはいつの間にか熱意が冷めて惰性に陥ってはいないかなどなど、研究・教育に関する緊張関係を維持していくための仕組みが必要です。そのためには自己分析や自己反省だけでなく、同僚相互、あるいは学生からの声や率直な意見を含め、総じて大学内で自主的に絶えず自己点検・自己評価を踏まえた改革の継続を可能にするような仕組みをつくらなければなりません。年間の授業計

画をあらかじめ学生に提示するシラバスの作成、学生からの授業評価の実施とそれをもとにした協議、さらには学生との直接的懇談会の開催など、自己点検の結果を「法学部白書」として作成することに向けて自己革新への努力も進行中です。

この問題に関しては以前から、「そもそも自分たちで自己評価が可能なのか、評価は他人がやるものではないか」、あるいは「法学部では教員を中大出身者で固める馴れ合い人事が横行し、研究・教育より学内政治にばかり精力を傾けているのでは」、「そのツケが司法試験合格者減少の最大の原因になっている」、「だから必要なのは教員に対する鞭ではないか」といった声が法曹会の一部にもあることを知らないわけではありません。しかしそれは、あたかも「不毛な冷戦時代」の思考の名残りのように思います。サッカーに例えて言えば、法学教育のプレーヤーとして教育を担当するのはわれわれであり、サポーターがプレーヤーを指揮したり替わってプレーさせると言い出したら、うまく行くはずがありません。もし教育のカリキュラムとそれを支える教員人事への関与の主張が含まれているといたら、私には不毛な相互不信をもたらすだけだと思えません。

四 法学部にとってのこの四年間は、試行錯誤を繰り返しながらも、文字通り改革に邁進する日々の連続でした。

一八歳人口の減少期前に守りの姿勢ではない積極的な改革は今だからやれるとの危機意識にもとづくものでもありません。そのことが次の時代の飛躍につながるとの認識によるものでした。その観点から、すぐにでも結論を出し実現への筋道をつけておかなければならない緊急のテーマを二つだけ指摘させていただきたいと思えます。

ひとつは夜間部問題について、救済の難い程落ち込む以前に、解決への方向を出しておかなければなりません。昼間の法律学科にしても、現在の一六〇名の臨時定員がなくなれば（平成一年）、一学年で六四〇名となり（早稲田一一〇〇、明治八〇〇）、これでは司法試験受験者の母数を確保するという観点からだけでも少な過ぎるだけではなく、財政的にも夜間部廃止は困難になるでしょう。残された時間は多くはありません。

もうひとつは、総合企画委員会が進められているキャンパス整備の一環として、多摩キャンパスにも法職講座運営委員会による多摩研究室を開設したいというものです。今や中央大学の司法試験合格者増に大きな役割をもつようになった駿河台記念館での法職のノウハウを、在学生にも活用できるようにしたいとの意図にもとづくものであることは言うまでもありません。それに加え、司法試験法改正によるいわゆる内案の実施が目前に迫り（平成八年度から）、さらに合格者の若返りを意図した司法試験制度の改正論議が進むなかで、戦略的重要性を担うことにはならず。司法試験だけではなく、国家公務員一種、あるいは弁理士といった国家試験にも同様の学修指導体制を整備すれば、合格者はもっと増えるはずだと思っています。学研連からも大学に同様の要望が提出されていますので、両者をどう結びつけるかが今後の課題となることは間違いありません。

最後に私事で恐縮ですが、今秋には学部長の職務から解放されます。今後とも一教員として法学部改革に携わっていく積もりではありますが、この場を借りて、この間の法学部改革へのご協力に対し改めて心からお礼を申し上げますとともに、今後の継続的改革に対しなお一層のご理解とご協力をお願いしたいと思います。





伝統の継承、そして発展を目指して

— 法律学科カリキュラムの改定と法職講座の充実 —

中央大学法学部教授 三 和 一 博

一 はじめに

標題は、中央大学の法学部ガイドの法律学科のサブ・タイトルです。法曹界に多数の優れた人材を輩出してきた中大法学部の輝かしい伝統を守ろうとする私たち法学部教員の思いを込めたものです。それにもかかわらず、現実には司法試験合格者数の減少傾向がみられます。その原因はいろいろあるでしょうが、何よりも受験者数ことに在学生の減少が指摘できます。一〇年前と比べ半減しています。このような傾向に対処するために、法学部ではかねてより学部改革を検討していましたが、平成五年度から大巾なカリキュラム改定を行ないました。また、法職講座では平成二年度から基礎講座と公開答練の開設に踏み切り、以後少しずつ改善しつつ運営しています。

二 法律学科カリキュラムの改定

法学部では、平成五年度に約三〇年ぶりに新学科△国際企業関係法学科▽を開設しましたが、改革は最初から新学科を目的にしたというより、今日の時代の変化に対応した法学教育全体の見直しを目的として始められ、その結果の一つであって、法律学科も△新生・法律学科▽としてカリキュラムを全面的に一新しました。それにはいくつ

かの教育目標があるのですが、その中の第一に挙げられるのが、法曹養成への対応の強化です。

主要科目を必修制にしたり、従来課題となっていた民法財産法を三部制から四部制にしたり、並行講義（たとえば民法2・民法3）を通年制とゼメスター制（半年完結）の選択にする等、教育効果の向上をはかっていますが、何よりも特筆されるのは《第三群》の設置です。ここでは、一年次前期の《法曹論》、同後期から二年次にかけての《司法演習》、そして三、四年次の基本科目についての《特講》で、法曹志望者に対し一貫した体系的な教育を意図した科目が配置されており、しかも全科目とも必修とはせず、法曹志望者の目的意識的な学修意欲に応えようというものです。

《法曹論》は、法学部専任教員による導入的講義、現職の裁判官・検察官・弁護士による、それぞれの仕事に即して、また経験に基づいて、法曹の使命・役割・倫理等をテーマとした講義、最後に全担当者と受講生によるシンポジウムがあります。受講生は盛況で、「どの講師も仕事への誇りをもっており、法曹を身近なものに感じられた」と好評です。

《司法演習》は、中大法曹会の協力を得て実務法曹に担当してもらい（憲法の二年次前期・後期のみは研究者が担当）、少人数クラスで事例問題を解きながら、基礎的知識の理解を深め、同時に、法曹の魅力に接して法律学の学修意欲を高め継続していくよい機会になるものと期待して、平成五年度からはじめ本年度で全部が開設されました。憲法・民法・刑法について、一年次後期・二年次前期・後期の三回にわかれて行なわれ、そのクラス数は六〇を越えます。その中の約五〇クラスが法曹会のお世話になっています。多摩という地理的不便さ、そして何よりも安い講師科にもかかわらず、母校愛と情熱をもっての犠牲的な奉仕には深く感謝しております。平成六年度の受講生は、一年後期（演習Ⅰ）が七一三名で全学生の八〇・一％、二年前期（演習Ⅱ）が四九五名で五六・九％、二年後期（演習Ⅲ）が四四〇名で五〇・六％です。この演習を受講して、「並行履修している講義が理解しやすくなっ

た」等、教育効果は予期した以上のものがあります。

《特講》は、一般の講義では言及できない論点や重要判例まで立ち入った講義、あるいはケース・メソッドのよ
うなアドバンス・レベルの講義を追加的・有機的に配置して、司法試験でも択一試験には強いが論文試験に弱いとい
う中大生に、柔軟な思考力と法的構成力を養う機会を与えようというもので、いよいよ平成七年度からはじまります。

三 法職講座の充実

法職講座は学校法人の直属機関で、法学部専任教員から六名、法曹会から二名、学研連から二名、計一〇名でもつ
て構成される運営委員会によって運営されています。

講座の内容紹介については紙幅の関係で省略せざるをえません。ご関心のある方は、駿河台記念館か多摩の法職
事務室で資料をお受取り下さい。法職講座は課外講座であります。正規の講座の理解や演習にも反映されて効果
を上げています。現在、駿河台の研究室と公開答練では着実に成果を上げており、多摩では基礎講座と基礎答練が
やっと軌道に乗ったところで、その他の講座のより充実に努力しています。そして、平成七年度からは多摩研究室
の開設を計画しております。

四 おわりに

新カリキュラムによる学生、充実した法職講座の受講生が、受験の中心になる頃には必ずやその成果が現われる
ものと信じています。私たち法学部教員もそれを目指して一層の努力をしていくつもりです。現在、学部改革も一
応終り今後はその点検と大学院改革（司法実務専修コースの開設）に取り組んでいます。中大法曹会の皆様の一層
のご理解とご協力をお願い申し上げます。（筆者は現在、学部内の司法特設講座連絡責任者と法職講座運営
委員長をしております。）

（平成六年一二月二〇日記）

学員会活動について

中央大学学員会

会長 堂野達也



学員会々長に就任してから十二年を経過した。ここ数年、「中大法曹」で学員会に関する報告や意見を述べてきた。本来、母校の同窓会である学員会は、学員相互の親睦を計り、母校へ優秀な学生を集めようとの趣旨で設立されたように窺える。それは、英吉利法律学校時代、各地で例えば静岡、大阪等で校友会支部設立に当り、相当華々しく、母校の宣伝目的をもって挙行されていたことである。卒業生が段々増加し、卒業した学員が社会的に活動して、それぞれの社会的地位を得るに及んで学員会の勢力も上ってきて、母校の発展に寄与（與）したいということから、母校の後援会的な性格を持つに至ったものである。後年、大学も有力な学員に対して、次第に、経営上その他の援助、協力を求めるようになった。戦後、学校経営の主体が民法上の財団法人から、新たに制定された私立学校法による特別法人＝学校法人となった。私立学校法では、その経営する大学の理事の選出母体としての評議員会には、一定数の評議員を、その大学の卒業生から選出すべきことを規定している（同法四四条一項二号）。現在、相当数の学員が評議員として参加し、また、理、監事等の役員にも選出されているのも、この法律が施行されてから定着したものである。学員会が現在母校存在の基盤の一つの柱であることに間違いない。

一般的に言えば、学校に学んだ者は誰でも母校を持っているが、母校に対する意識はそれぞれ違っている。母親に對するような愛着心を持って、母校のために進んで労力や資金を提供するような愛校心に燃える人もいれば、ただ、数年間在籍しただけで同窓生抜いにされ、寄附を求められることは迷惑千万と考えているものもある。従って、母校の關係でもすべての学员に母校に関心を持って協力せられたい、愛校心をもってご寄附を願いたいということが無理であることは当然である。それにしても、学员会活動の困難さは理解されると思う。

そこで参考までに、世界で私立学校の最も発達しているアメリカにおける私立大学の同窓会とはどんな存在かについて、喜多村和之氏（放送教育開発センター教授）の論文の一部をそのまま援用させていただく

「まず同窓会は大学（母校）に對してどのような面でかわりを持ち、かつ母校にどのような役割をはたしているのだろうか。アメリカでは一般につきの四ツが挙げられている。すなわち

- (1) 母校を世間に対してよりよく知らしめるような、いわば大学の大使的な役割
- (2) 母校の理事会、開発計画やカリキュラム開発等の助言、委員会に参加したり、数々の助言サービスなどに協力したりすることを通じて、母校に様々な知的援助を与（與）えること
- (3) 母校の校風に適した有能な生徒をあつめたり、紹介したりして、学生募集活動に貢献すること
- (4) 母校の財政的基盤を強化するため、資金募集運動を展開すること

などである。実際、同窓会はアメリカの大学経営に不可欠の存在である。何といっても卒業生は母校を社会に知らしめる最大のPR軍団なのである。――中略――とりわけ重要なのは、卒業生の学校の資金援助に對する貢献である。一般にアメリカの大学の場合、資金募集活動における卒業生の貢献度はきわめて大きい。アメリカの大学史を読めば、卒業生の資金寄附が高等教育の発展にいかんにか貢献してきたかが明らかである。」（大学と学生二九七号「同窓会(Alumni)の意義」参照）

これを読む限り、日本における私立大学と同窓会との関係も極めて典型的である。私立学校法の制定が、私立学校運営の民主化をその目的の一つとしている点から当然ともいえる。母校中央大学と学員会との現在の関係においても、これと軌を同じくする趣旨の活動が行われてきたのである。特に、従来大学に関心を示さない、少なからざる学員を母校に引きつけようと力をつくしてきた。

一方、母校の評議員や理事、監事等の役員を学員会の推薦によって法人大学に送り込んでいるが、学員会の代表を意味しない。この点、学員会長を理事として加うべきではないかと思う、特に、教学における教育方針、カリキュラム開発、学生生活の明朗化等について学員の意見を参考とするような機会をつくるべきではないか、従来、教学関係者は教学の内容について絶対他の容喙を許さないという如き態度を改めて開放的になるべきではないか。先般・母校就職部が発表した平成五年度卒業生の就職率が九六・七％に達したとの説明の中で「各階層で活躍されている卒業生各位の絶大なご支援の賜と感謝している」との記事があった。学員会あるいは、心ある学員は、ひたすら母校に対して何らかの貢献をと志している。

現在では大学も教学も学員会の存在の必要性を充分認識していると信ずる。今後は募金のときだけでなく、大学の重要事項については、具体的な案を示して学員会の意見を徴され、それを活用されることを望むものである。

(一九九四、一二、二七)

評議員会議長に就任して

学校法人中央大学

評議員会議長

信 部 高 雄



一、私は、中大法曹会の推薦をいただき、平成五年四月に、母校中央大学の評議員会副議長に、ついで平成六年四月に評議員会議長に、夫々選任されました。私は、その責任の重大なることを痛感し、微力ながらその職務を全うすべく盡力いたしております。

二、母校中央大学は、現在法、経、商、文、理工、総合政策の六学部を擁する総合大学として、益々充実発展しつつあり、誠に御同慶の至りであります。

私が在学した終戦前は、法、経、商の三学部に止まり、大学の設備も極めて不十分でありましたが、中大法学部は、高く評価されてきました。戦後もその評価は高く、法曹を旨とする多くの学生が中大に入学し、昭和二六年からは、司法試験合格者数第一位の座を獲得し、爾来二十年間にわたり合格者数第一位の座を確保してきました。かくて法科の中大の名を高からしめたものであり。これは大学当局は勿論、中大法曹会にとっても大きな誇りでありました。しかしその後は、残念ながら大学当局や関係者の御盡力にもかかわらず、合格者数は三位に止まりました。これに対し、大学当局は勿論のこと、法曹関係者は種々対策を講じて来たものの、その成果は、残念ながらえられ

ませんでした。とくに近時は、司法試験合格者総数が従前より多く定められたにもかかわらず、わが中大の合格者数が、全く増加しないことは、今後大変憂慮されるところであります。この際大学当局と法曹関係者によって、さらに積極的な対策を講ずる必要を痛感いたす次第であります。

三、次に評議員会の現状について若干御報告いたしたいと思います。

(1) 評議員会については、現在中大法曹会内の大学問題検討委員会において、評議員の数、選任方法、評議員会の運営方法等については慎重に検討されており、いずれ立派な成案が作成されるものと期待しています。

評議員会については、基本規定第五章評議員会として第二六条以下第三四条にわたり詳細に規定されています。現在評議員の定数は二百人以内とし、學員中二五歳以上の者から選任されています。この選任評議員の選任は、教職員、各地域支部、職域支部等からそれぞれの分野を代表して選任されています。

この評議員の評議員会への出席状況は必ずしも良好とはいえず、とくに毎回無断欠席者があることは誠に残念であります。

(2) 評議員の選任方法は、基本規定第二八条により、選考委員会で選考した候補者について、評議員会が選任することとなっております。現在極めて円滑に行われているのが実情であります。

(3) 評議員会の議決事項は、第三三条の一ないし六に列記されているが、常に議案として審議される事項は、予算、決算、借入金および重要な資産の処分に関する事項であります。その他評議員会では、基本規定（寄付行為）第一一条に基づき理事を選任し、また同第一五条により監事を選任することとなっております。

四、さて母校中央大学は、昭和五三年神田駿河台より現在地の多摩に移転し、大字発展のための大きな基盤が確立いたしました。その後創立百周年を迎え、記念のための各種行事が盛大に行われたことは、今なお記憶に新たなところであります。その後は、大学の教育と研究の一層の充実を図り、二一世紀に向けて一大飛躍を遂げようとしてい

ます。これに伴い、平成五年四月には、総合政策学部が発足し、他学部も新学科を増設するなど益々充実し、現在六学部を擁する総合大学としての体制が確立するにいたりました。とくに総合政策学部においては、開設以来学生の関心は極めて高く、初年度は勿論のこと、昨年度においても多数の入学志願者があり、学生の関心の的となっていることは、誠に喜ばしい限りであります。

以上によって母校中央大学の今後の教育環境は、一応形成されたものと思われませんが、今後は、その充実、発展のため、益々教育と研究の充実を図らねばなりません。前学長である高木総長は、かねてから「二一世紀には、中大を私大の雄」にしようと提言されてきました。われわれ学員は、この発言に大いに共鳴しているところでありますが、二一世紀には、あと僅かとなりました。この際関係各位のさらなる御盡力をお願いする次第であります。

現在政、財界においては、多くの学員が各方面において活躍されているが、今後司法試験はもとより、公認会計士、弁護士試験等の国家試験において、また行政官、外交官等の各分野において、多くの学員が活躍されることを期待するものであります。

一方スポーツにおいては、かつてはマラソンの箱根駅伝で中大の名を高めたのでありますが、その栄光を取戻すと共に、マラソン以外の分野においても「日本一」と言われるよう関係各位の一層の御盡力を頂き、名実共に「私大の雄」となることを念願する次第であります。

基本規定検討の課題と経緯・展望



基本規定検討委員会委員

中央大学法曹会副幹事長

猪 股 喜 蔵

一 学校法人中央大学に、理事長の諮問機関として、学校法人中央大学基本規定（寄附行為）検討委員会（第二次）（以下「検討委員会」という。）が置かれ、平成五年一月に第一回委員会が開かれ去る平成七年一月二二日第一二回委員会が開かれた。

二 検討委員会は、それに先立って、理事会に設けられた基本規定検討懇談会（以下「懇談会」という。）が、平成四年一二月二六日理事長に具申したいわゆる「具申書」に基づき、平成五年四月一日基本規定（寄附行為）に関する諸問題について検討し、その結果を理事長に答申する目的で設置されたものである。

（第二次）検討委員会というのは、昭和四四年一月六日設置され、昭和五三年四月二四日まで八年五ヶ月を要して答申した検討委員会があったので、従前のこの検討委員会との混同を避けるため、（第二次）を冠したのである。

三 基本規定検討懇談会は、平成三年一月二五日第一二回理事会で、理事会に設置することが決議され、理事一〇名、監事一名計一二名の委員で構成されたものである。

この懇談会が設置された緑由というのは、それに先立って開催された平成三年五月二五日学校法人中央大学評議員会において、一部評議員から①総長選任規定、②評議員の定数・選任方法、特に評議員会の活性化、③常任理事規定等について、基本規定（寄附行為）改正の要否を検討するため、臨時の評議員会を開催すべきである、という意見が述べられ、これについて、当時の内海評議会議長が、前向きに検討する趣旨の答弁をしたことであった。

しかし、山本理事長がいっこうに、検討する機会をもととしなかったため、同年六月二四日第六回理事会で、猪股理事は、同日付「中央大学基本規定（寄附行為）検討委員会（仮称）設置についての意見書」に基づき、私から設置を提案したものである。

これについては、一部理事は賛成、一部理事は慎重意見であったが、山本理事長は、評議員会開催請求の動向も考慮し、総合政策学部開設の目的がいたので、理事会として対処することにし、その後理事会勉強会を開いたりして、ようやく、第二回理事会で、「検討懇談会」という名称の委員会が設置されたものである。

四 検討懇談会は、平成四年一月二〇日第一回懇談会を開催し、同年一月二六日まで、一〇回にわたる懇談会を開催し、現行規定に関する問題点の抽出とこれに密接に関連する重要な諸規程について審議を重ね、理事会として措置すべき方策について検討した結果を「具申書」にまとめて山本理事長に答申した。

検討懇談会の委員長は木戸口久治理事で、私は法曹出身理事として選ばれ、また、小委員として具申書の起案にも参画した。

五 検討懇談会の具申書で抽出・整理した問題は、1 総長制度について、2 理事・監事制度について、3 評議員会制度について、4 研究所について、5 収益事業について、6 学校法人中央大学基本規定（寄附行為）に関する文部省の指摘事項について、以上6項目にわたっている。

このなかで、最も重要な課題は、2の理事・監事制度についてと、3評議員会制度についての検討である。

六 私は、検討委員会（第二次）の委員として、委員長に就任した木戸口久治氏とともに、再び法曹から委員に選任され、また、さきに、理事・監事制度についての中間報告をまとめる小委員会の委員長として、木戸口委員長を補佐した経緯があり、本委員会については重要な関心をもって審議に臨み、かつ、平成七年一月二一日をもって委員長を辞任した木戸口氏のと、代行となった信部副委員長の指名を受け、委員会の座長として、審議を主宰している立場から、現在すすめている「評議員会制度」の実質的審議とその前進を図りたいと考えている。

七 評議員会制度を、本学及び本学四〇万学員の衆望を担い、その意見を汲み上げ、また、これに伝達されるような機構にし、機能化を図り、活性化を図らなければならない。それには、評議会の機能を十全にし、議決事項をそれに相応しいものに絞り、かつ、他方、学員の幅広い意見を集約するようにし、広く諮問に応えるように制度改革を図る。

そのために、評議員会と（仮称）商議員会とに分けて、前者の員数を限定し、後者の員数を現在の評議員と同程度か二倍程度に増員し、それぞれの職分、選任方法を検討してみることにする。そして、評議員会と（仮称）商議員会との有機的関連とそれぞれの、「機能」を明らかにし、学員会の組織や運営とは異った独自の構築を図る。

さらに、永年評議員にして特に貢献のあるものには表彰制度を設け、また、名誉評議員制度の創設を図る。

八 検討委員会は、平成七年四月から平成八年三月にかけて、①評議員会の機能・位置づけについて、②評議員の定数について、③選任評議員の構成及び選任方法について、④評議員会の議事運営について、⑤名誉評議員・賛助評議員・賛助学員等の新設について等、懇談会が抽出した事項を中心に検討が行われる予定である。

わが、中央大学法曹会大学問題委員会（安藤章委員長）は、昨年一〇月四日まで、評議員会制度改革について審議検討した結果、①評議員の定数については一〇〇名程度に減員すべきであるとし、②その構成、選任方法について、従来のやり方を根本的に改革すべきであるとする「答申書」を採択し、安原幹事長宛に答申した。

検討委員会では、中大法曹会のこのような、建設的な提言を背景に審議・検討し、さらに学会支部等に対し、意見照会をするなりして論点、焦点を絞り、効率的な検討をすすめる、少くとも、評議員会制度改革への中間答申を、平成八年三月末日を目途に作業を急ぐべきである。

学员各位、法曹会役員各位の従来にもまさる活発な意見と協力を期待したい。

八 なお、私の「評議員会制度」等についての意見・提言は、

- ① 中大法曹第十一号 評議員の推薦についての意見
- ② 中大法曹第十二号 理事就任一年の感想と検討すべき2、3の課題、その「四」選任評議員の若返りと評議員会の活性化について

③ 中大法曹第十三号 大学の評価と魅力ある大学の復活

④ 中大法曹第十四号 評議員会制度の改革について

それぞれ突込んだ考え方なり意見を発表してきました。会員、役員各位は今後ともこの問題について活発な議論をされ、建設的な意見をどしどしお寄せしていただきたいと考えております。

中央大学学員会特別講演会

テレビ放送と55年体制の崩壊

—報道の自由に関する若干の問題—

講師 中央大学名誉教授

橋 本 公 亘

日 時 平成 6 年 2 月 23 日

場 所 中央大学駿河台記念館

司会（中央大学法曹会副幹事長 猪股喜蔵）

ただいまから橋本先生の日本学士院会員就任を記念しまして、特別講演会を開催いたします。

本日は、中央大学学員会と中央大学法曹会の初めての試みとしての特別講演でございます。

中央大学が、黄金時代を築く先駆けを象徴するように、橋本先生が、東京大学の加藤一郎先生とともに、フルブライトの研究員に選ばれてアメリカに渡ったのが四〇年前でございました。

私たちはまだ学生でございましたけれども、橋本先生のこの壮途を、三万人学生、そして当時は約八万学員と言われたみんなが、その壮途をお祝いしたものでございました。

橋本先生は、その後、中央大学、そして世界の学者としての功績をあげられ、憲法学、行政学の泰斗としての名声を博してまいりました。先生は、抵抗権の理論、そして次々に新しい理論を憲法分野及び行政の分野に発表されて、研究と教育とに生涯をかけてまいりました。

このたび、日本学士院会員に就任されたのは、母校中央大学では、橋本先生が初めてでございます。

昨年、橋本先生のこのお祝いがもたれまして、一同がその警咳に接したわけでございますけれども、今回は、特に憲法学、そして時事問題として先生がご選びになりました講演をしていただくことになりました。

本日は、橋本先生のお忙しいところをわざわざ時間を割いていただきまして、本当にありがとうございます。

ただいまから、そういう趣旨で特別講演会を開催いたします。

次に、堂野学員会会長にご挨拶をお願いいたします。

中央大学学員会会長 堂野達也

本日の講演会を特に橋本先生にお願いするというのは、ただいま司会者のお話にもございましたが、学員会本部と法曹会支部の共催として、ぜひ橋本先生にお話し願いたいということから始まったわけでございます。

ご承知のように、昨年の総選挙で三八年間にわたる自民党の単独政権が崩壊して、現在の細川内閣が成立したわけでございますが、世界各国における宗教あるいは民族というような問題から、各地に混乱状態が起きていると同時に、国連の問題が非常に問題になってきました。

こういう中で日本の憲法の改憲か護憲かという問題が各

方面で論ぜられ、これからだんだん高まりを見せつつあるのではないかと私は思うのでございます。

そういう意味で憲法学者としての橋本先生からお話を承れば非常に有意義じゃないかという意味で、きょうの講演会を楽しみにしていたわけでございます。

どうか一時間ちよつとにわたりますけれども、皆さんのご清聴をお願いいたします。

簡単でございますが、開会の挨拶いたします。(拍手)

司会 次は、橋本先生の講師紹介をお願いいたします。

紹介していただくのは、中央大学学長・外間 寛先生でございます。

先生、よろしく願いたします。

中央大学学長 外間 寛

本日は、私どもの深く尊敬いたしております橋本先生のご講演をお聞きする機会を持つことができました、大変うれしく思っております。

私はきょうは専ら橋本先生のお話を聞くために実は伺ったわけでありませうけれども、少しの時間、先生をご紹介申し上げるようにというご命令でありましたので、簡単にご紹介させていただきますと思います。

橋本先生のことについては、皆さんよくご存じでいらっしやると思います。一昨年の一二月に、先ほど司会の方からご紹介がありましたように、日本学士院の会員におなりになりました。これは社会科学の部門では私立大学のご出身の学者としては初めての選任であるというふうにご存じしております。学士院会員になることは、学者として大変大きな名譽のことでもあります。

橋本先生がこういう具合に非常に大きな名譽を受けられました理由としていろいろあるわけですが、簡単に私の考えるところを申し上げますと、憲法学、行政法学、この二つの学問分野において第一級の大きな功績を積み重ねてこられたということでもあります。

よく憲法、行政法と簡単に一まとめに言うことがありますがすけれども、この両者は緊密な関係があることは言うまでもありません。

しかし、憲法学、行政法学、それぞれ独自の学問分野として高度に発達している学問であります。その両方の分野にまたがって第一級の大きな貢献をなされたということは、稀に見るケースであると言ってよろしいかと思えます。おそらく美濃部達吉先生以来の大きなご功績だと言ってよろ

しいかと思えます。

憲法学の分野について「日本国憲法」——昭和五五年に更改されました非常に部厚な七〇〇ページ近い大系書がありますが、これは日本の憲法学会において大きな金字塔を打ち立てたものであると言われております。

そして、行政法の分野におきましても、先生のご功績は非常に多岐にわたっておりますが、何よりも特筆されなければならぬのは、行政手続法の形成において、他の追随を許さない大きなご貢献をなされたことでもあります。

昭和三九年に第一次臨時行政調査会の専門委員を橋本先生はなさっておられましたときに、この大変詳細な報告書をおまとめになり、そして同時に行政手続法草案をお示しになりました。そして、これは当時の臨時行政調査会から内閣に答申がなされましたけれども、その後、しばらくこの問題は手つかずのまま放置されてきましたが、去年の一月に、三〇年来の成果が実って「行政手続法」という今後の日本の行政の分野において非常に大きな影響を持つであろう統一的手続法が制定されました。橋本先生としては非常に感慨の深いことであろうかと思えます。この新しい「行政手続法」の立案の過程においても、橋本先生は非

常に大きなお働きをなさっておられます。

この「行政手続法」は、まだ政府部内においても、また学会においても、それほど深い理解を得られなかったときから、橋本先生がその重要性を指摘され、そしてその立法化のための大きな努力をなさってこられた、それが三〇年の月日を経て、やっと今実ったところであります。

この行政手続法制ができました今後の日本の行政法制度、行政法学会において、橋本先生のお名前は長く長くその大きな貢献者として残るものと私も確信しております。

橋本先生は、まだ現役としてご活躍中でありますから、今後ともご健康にお気をつけになられて、ますます後輩の指導に当たられ、今後とも立派なご業績を発表なされることを心から祈念いたしました、私のご紹介の言葉とさせていただきます。

どうもありがとうございます。(拍手)

司会 外間先生、ありがとうございます。

それでは橋本先生、よろしくお願いいたします。

中央大学名誉教授 橋本公巨

ただいま堂野先生、また外間先生から非常にありがたいお言葉をいただきましたありがとうございます。

本日、記念講演をせよというご命令を受けまして、学員会、中大法曹会の諸先生方の大変なご努力で、また後援の各界のご努力で、私は大変感激しております。

私は、しゃべる方は好きなものですから、何も苦にしないのですが、このような機会を与えられて、何を話そうかということになりました。学員会の安原先生は、なるべくおもしろい話を、タイトルも簡単でなくて、何か副題をつけてくれというおな話がございましたので、非常に長い題名になってしまいました。私が本日お話し上げるのは、テレビ放送の自由に関する問題であります。非常に大きな問題でありまして、現在我が国が当面している憲法上の重要問題の一つです。しかも、いまだにあまりはつきりしない状況でありますので、ここで思い切っているいろいろなことを申し上げるつもりであります。

例の「五五年体制の崩壊」ということが言われましたが、五五年体制と申しますと、一九五五年(昭和三〇年)一月に左右社会党が合同いたしました。一月に保守合同が行われ、自由党と民主党が合併して自由民主党が成立いたしました。爾来、自民党は三八年間にわたって政権の座につきまして、社会党はいわば万年野党で、ただ反対するだ



中央大学名誉教授 橋本公宣先生

けの政党になってしまった。これがいわゆる五五年体制と言われるものであります。

この五五年体制が昨年崩壊いたしました。昨年の六月に自民党が分裂して、新生、さきがけが離脱する、そして七月一八日の総選挙で遂に過半数を割って二二三名になってしまった。

社会党の方も随分減りまして、実は約半分になり、一三六名から七〇名になってしまった。

それから第一党と第二党、どちらも落ちましたが、自民党は過半数は割ったけれども二二三名、社会党は七〇名、そのほか群小政党です。言ってみれば、大関が一人に社会党は幕内に入らないでしょうか、十両ぐらいです。それ以外の政党はみんな幕下です。大関一人にあと八人の小人ができてしまったということで、どうなるのかと思っておりますと、そのうち遂に非自民八党派の合意が七月の二九日にできまして、ご承知のように、八月には細川内閣が成立したわけであります。

この間、多くの方はもうご存じだと思いますけれども、マスコミ、特にテレビが非常に大きな役割を果たした、私は自分が記録にも書いておりますが、随分一方的な情報の提供ないしはそのほかさまざまな手段を通じてテレビは五五年体制の崩壊に手を貸したと言われております。マスコミ人もそう思っているし、一般国民も今では薄々その事情を知っている、こういう状況でございます。

一般国民が知るようになったきっかけは、例のテレビ朝日の椿報道局長の事件であります。椿報道局長は、昨年九月の二一日に、日本民間放送連盟（民法連）と言われる放送連の放送番組調査会——これは放送基準審議会の下にあ

るようですが——で「政治とテレビ」という研究会がある。その「政治とテレビ」という研究会で報告をしたわけであります。正式な議事録によりますと、こう書いてあります。

第6回放送番組調査会は、「政治とテレビ」をテーマとして取り上げる。政権交代という事態が出現した今回の衆議院選挙では、テレビが重要な役割を果たしたとも言われているが、テレビが演じた役割とともに今後の政治報道のあり方について検討を行った。

非常にまじめな会合なはずなんです。とにかくテレビ人も今回の五五年体制の崩壊に大きな役割を果たしたという意識を持って「テレビと政治」という問題について検討を行った。その席上で、極めてショックな内容の報告を約二五分間しております。その二五分間の報告の内容は、後に全文が一カ月以上後に公開されました。公開されるまではいろいろ問題がありまして、最初のうちは隠しておりました。

ところが、三週間たった一〇月一三日に産経新聞がこの事実をまず報道いたしました。その後、各新聞が次第に報道するようになりまして、その関係の経過なども既に今では明らかになっておりますが、細かいことは省略しまして、

一〇月一九日に椿氏は辞任をする。テレビ朝日の社長以下、減給処分をみずから科した。そして一〇月二二日に議事録が公表され、一〇月二三日の新聞に載っております。

その新聞報道からどこを拾っても、大変おもしろいことが書いてありますけれども、問題になりそうなことを幾つか拾ってご紹介申し上げます。皆様方、いづれもよくご存じのことではありますが、話の都合がありますので、しばらくお聞きいただきたいと思えます。

椿氏が「私どもは、はっきり申しまして『私』と言った方がいいかもしれませんが、今度の選挙（昨年の選挙です）は、やっぱり梶山幹事長が率いる自民党を敗北させないと、これはいけませんなということ、ほんとに冗談なしで局内で話し合ったということがあるんです。もちろんこういうことは、編成局長には申し上げてはありませぬ。これは放送の公正さを極めて逸脱する行為でございます。」

そこでみんなが笑っております。つまり放送の公正さを逸脱するということを知りながら、以下読みますように、いろいろなことをやっております。

「私どもがすべてのニュースとか選挙放送を通じて、やっぱりその五五年体制というものを、今度は絶対突き崩さな

いとだめなんだというまなじりをけっして今度の選挙報道に当たったことは確かなんです。」

長いので飛ばします。

「それにしましても、その自民党の守旧派という方々のずれといえますか、ばかさかげんというのは、あきれ返るほどうれしかったことは事実なんです。例えば梶山幹事長と佐藤孝行総務会長が並んで座ってしまして、何かひそひそ話をしている。この映像を見ると、あの時代劇の悪徳代官と、それを操っている腹黒い商人そのままなんです。そういうものをやはり我々は家庭に送り出した」と、こういうことを強調しているんです。

それから「五五年体制を突き崩して細川政権を生み出した原動力、主体となった力はテレビであると私は確信しております。細川政権が久米（夜一〇時のテレビ朝日のニュースキャスターである久米 宏です）や田原（総一郎）、連合政権と言われることについて、私どもは大きな勲章だと思ひ、非常に誇りに思っております。」

もう少し飛ばします。

「さきがけや、日本新党が選挙の後、一時自民党に傾斜して、自民党と連立政権を組もうとした動きをチェックし

たのは、やはりあれは民放のサンプロ（サンデープロジェクトの略）という日曜日のテレビ朝日の朝一〇時からある番組です。その前にあるフジテレビの番組（八時からの番組）であると思うのです。」

それからその次、大変重大なことを言っておりますが、「六月の終わりの時点から、私どもの報道は、小沢一郎氏のけじめをことさらに追求する必要はない。今は自民党政権の存続を絶対に阻止して、何でもよいから反自民の連立政権を成立させる手助けになるような報道をしようではないかというような考え方を報道部の政経のデスクとか編集担当者とも話をしました。そういう形で、私どもの報道はまとめていたわけなんです。」

それから後、若干の代議士がテレビのおかげで当選したということを用いるいろいろ名前を挙げておりますが、名前が入っているから省略します。

「それから日本新党とさきがけと新生党の三つを合わせて一〇三議席になって、社会党を上回る勢力になったのも、これはテレビ報道の結果だと思ひます。」

一番最後に結びのところをこういうことを言っております。

「私どもの番組は決して公平ではなかったんです。むしろ公平であることをタブーとして挑戦していかないのだというふうに私は考えます。それからテレビのワンシーンは、新聞の一万語に匹敵するというのも私の信念です。そういう立場でこれからの政治報道をやっていきたくて思います。」

このように述べているのであります。これは大変重大な問題で、これからこれについていろいろ法的な問題を考えたいと思うわけであります。

テレビ放送というのは、新聞や雑誌等、いわゆる活字によるメディアとは違います。テレビというのは電波を使って一般国民にいろいろな情報を送るシステムであります。テレビ放送は他の表現メディアとは違う。だからこそ、異なる規制を受けております。どんな規制があるのか、まず法的規制を若干最初にご紹介しておきますと、まず電波法というのがございます。電波というのは、これは国際的な問題がありますので、国際電気通信条約というのがありまして、各地域に周波数を割り当てている。その周波数を日本は現在の郵政省が割り当てているわけでありまして、

アメリカのですと、FCC（連邦通信委員会）というの

があります。Federal Communications Commissionが周波数を割り当てているわけでありまして。

電波を公平かつ能率的に利用するために、国家が電波・周波数を各局に割り当てるわけです。これはどうしても必要で、避けることはできないんです。

一般の活字のメディアにはそういうことはありませんので、憲法の表現の自由は十分に及びますけれども、電波の場合には、どうしてもまずそこで免許という制度がある。国家が介入して免許を与えるんですね。免許を与えられたものが初めて放送する権利を得るわけでありまして。これはどうしてもやめるわけにいかない。電波というメディアの特殊性がございまして。電波法にそういうような規制がございまして、免許期間は日本の場合には五年間、周波数の割当を行います。

そして今度は放送法というのがございます。放送法は、放送の不偏不党、偏ってはいけない。今言ったような電波の性格上、放送は偏ってはいけない。不偏不党ということの一つの原則といたしまして、また民主主義にも関係がございまして。後で申しますように、不偏不党であることは民主主義に関係がある。

そこで第三条の二という条文がございまして、番組編集については、次の四つを守らなければいけないということになっております。その四つをご紹介しますと、ここで関係するのは、二と四ですが、一は、広範または善良な風俗を害しないこと。これについては本日は説明を省略いたします。第二が、政治的に公平であること。公平でなくちゃいけない。一党に偏してはいけない、政治的に公平であることというのがございます。第三番目に、報道は事実を曲げないですること。事実を曲げて報道してはいけない。丸いものは丸いもの、四角いものは四角いものとして報道しなければいけない。事実を曲げて報道する例としては「やらせ番組」というのがございます。

実はNHKでありますけれども、NHKが「やらせ番組」をやったということでお詫びをした例がございます。ここへ持ってきたのは、朝日の昨年二月三日の新聞に後ろの方のページ、ほとんど全面にNHKの「やらせ番組」を攻撃する記事を載せております。今度は自分らが逆にやられるわけでございます。

「ドキュメントやらせ問題、NHKが会見」と題しまして「遺憾、深くお詫び」として、どんなことをお詫びした

かというのと、我々がよく見る「NHKスペシャル」のドキュメンタリー「奥ヒマラヤ禁断の王国ムスタン」というのが大分 अच्छी अच्छी できいいかげんにつくったということがわかって、お詫びをいたしました。

放送されたのは一昨年の九月三〇日と一〇月一日であります。そのやらせがわかって、お詫びしたという実例などがございます。これも本日はあんまり関係がない。

四番目の番組編集についての基準は、意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること、意見が対立している問題、例えば減税問題とか政治改革問題とか、さまざまな面からいろいろな問題があるわけでございます。それを一面に扱わない、多くの角度から問題を明らかにすること。この四つの条項が上がっております。

このうち、本日問題になるのは、二と四、つまり政治的に公平であること。もう一つは意見が対立している問題について、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。この二つが本日の公平原則に関係がございまして、このような番組基準がございまして、やっているわけです。

もう一つ選挙の場合には、公職選挙法という問題が出て

まいります。公職選挙法には、政見放送ということで、候補者に皆同じ時間、全部公平に割り当てて放送するのがございますが、同一時間数、同等の利便を提供するという規定がございますけれども、一般の放送の方です。

一五一条の三というのがございまして、選挙に関する報道・評論について、次のように定めております。「放送法の規定に従い、放送番組を編集する自由がある」、放送法の規定に従わなければいけない。先ほどの公平原則が及んでくるわけです。公平原則に従って放送しなければならぬ。「ただし」とありまして、これは罰則にも関係があるんです。

「ただし、虚偽の事項を放送し又は事実をゆがめて放送する等表現の自由を濫用して選挙の公正を害してはならない。」

放送という有力な武器を使って、選挙の公正を害するようないことはしてはならない。公平原則を踏みにじって、一方的な報道をするようなことをしてはならないという規定がございます。これには罰則がございまして、罰則は二三五条の四「二年以下の禁錮又は一〇万円以下の罰金に処する。」という規定があるんです。



ですから、電波法、放送法、公職選挙法、この三つが関係の条文であります。この三つは私はいずれも合憲であるし、全く問題はないと思うのでありますけれども、それでは公平原則がどうして主張されるのか、その公平原則の根拠をこれから申し上げてみたいと思います。

ここで、公平原則というのは、放送の不偏不党、先ほど申し上げましたように、放送は政治的に公平でなければいけない、対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにしなければいけない、こういう原則につきまして、その根拠を申し上げますと、大体次のように四つほど挙げることができます。

第一は、電波の公共性ということであります。電波は個人のものではない、公のものである。個人のものならば、活字を使って、どういう思想を表明しようと自由です。

しかし、個人のものではない、公共のものだ。放送局は国家から電波・周波数を信託を受けている、受託者としての義務がある。この公共性ということが第一の理由であります。遡ると、国際電気通信条約までいきます。

第二の根拠は、周波数の稀少性です。英語で言うところの Scarcity と言いますが、周波数は限定され、有限である。

たくさんの周波数が幾らでも無限にある場合と違うということであります。

第三番目は、テレビ、ここではラジオよりテレビを中心に申しますと、真に迫っている、迫真力の強烈性、視聴者に与えるインパクトの強烈性です。私どもは中東戦争の放送を見ると、本当に自分が戦場にいるような圧迫感を受ける、あるいはロシアの革命の場合もそうです、あるいは東欧の革命の場合でもそうですね。あのような状況を見ると、本当に迫真力がある。テレビ画面の我々に与えるインパクトというものは、実に強烈なものがございます。テレビは家庭の内部まで直接入ってくる、そして非常に強烈なものがございます。

イェール大学のステファン・カーターという教授がこういうことを言っております。「このメディアの力に対する公衆の恐れは、全く不合理であるというわけにはいかない。もしこれを放任しておけば、このメディアは民主主義に対する重大な脅威となるであろう。」

テレビを放任して何でも自由であるということでは放任しておけば、民主主義そのものが崩れ去る恐れがあるのじゃないかということを非常に強く述べております。

だから、テレビはあらゆる情報、開かれた情報を国民に提供しなければならない、一方的な情報であってはならないということでもあります。

第四の根拠は、視聴者の権利であります。テレビでの放送する一人の権利があるかもしれないけれども、もっと大事なものは、視聴者の権利であります。

アメリカのホワイトという裁判官が次のようなことを述べております。最高の地位にあるのは何か、視聴者の権利である。放送者の権利ではない。視聴者の権利が最高の地位にあるのであって、放送者の権利ではない。こういうことを述べております。

情報とか意見は、我々は聞く権利がある。いろいろな情報を受け取らなければ、我々は判断できない。我々が判断するのは民主主義ですけれども、一般の国民が判断するのは民主主義ですから、情報は漏れなく国民に偏りなく伝えられなければならない、これが視聴者の権利であります。

ところが、仮にもし国家が情報を選別しまして、昔の戦時中のように、この情報は知らせてもよい、この情報は知らせなくてもよい、これは検閲ですが、検閲は今できない。

それでは、国家に代わってテレビ局の方で、例えば椿報道局長のような人がいて、ここで情報を選別して、この情報は国民に与える、この情報は国民に与えないということになりますと、結局私的検閲であって、国民は誤った情報によって、誤った判断をすることになってしまいます。

以上、公平原則については、そのような根拠があると思えますが、では、アメリカでどうなっているのか。よくこのごろ、アメリカでこうなっているから、もうアメリカではそんな原則は廃止してしまったんだというような見解などもちらほら出ておりますので、若干アメリカの場合についても申し上げておきたいと思えます。

アメリカでも、プリントのメディアと放送とは違うというところで、長い間異なる取り扱いをしてまいりました。一九二七年のレギュラーアクト、一九三四年のFCC（連邦通信委員会）報告などによっても異なる扱いをいたしまして、アメリカの場合にはFCC（連邦通信委員会）に強大な権限を与えている。その強大な権限でテレビやラジオの各局をコントロールしておったんです。

私は一九五五年にFCC（連邦通信委員会）にまいりましたけれども、あそこでいろいろなことを審査しております。

す。そのころ、いろいろレポートやなんか出しましたが、やっぱり Fairness Doctrine というものは大事だというのが、ずっと長いこと伝えられておりました、一九六七年の FCC (連邦通信委員会) の規則によりますと、そこでは Fairness Doctrine を取り入れておる。General Fairness Requirement ということで、一般的にはどういふことを要求しているかということ、ある問題は十分にいろいろな論点をカバーして提供されなければいけない。それからある政治家が攻撃を受けた場合には、反論の機会を与えなければいけないというようないふいろいろな要請しておったわけであります。

一九六九年に最高裁の判例がありまして、最高裁の判例では、公平原則を支持しております、いろいろ詳しい理論づけておるわけであります。

一九七四年に FCC (連邦通信委員会) のフェアネス・レポート、公平原則についてのレポートが出ておりますが、そこでも放送者は十分いろいろな問題をカバーして報道しなければならぬということを言っておるわけでありませう。

そうなりますと、Fairness Complaint、あっちこち

からいろいろ文句が出てくるわけです。あの放送局はどうもけしからぬと、たたくさん FCC (連邦通信委員会) の方に Complaint がまいります。そうすると、放送局側もいろいろ反論する。アメリカではいろいろうるさい人が多いですから、こんなものは廃止してしまえというような声も高くなりまして、双方がいろいろ渡り合うというようなことになりました、結局一九八七年に Fairness Doctrine の一部は廃止された。立法政策として Fairness Doctrine を FCC (連邦通信委員会) はとらない。

しかし、全部廃止してしまつたわけではない。残っているものとして、なお、連邦通信法にいろいろ残っております、ある選挙立候補者が一定時間を与えられた場合には、他の候補者にも同じような時間を与えなければいけない。あるいはある政治家が攻撃を受けた場合には、これに対して同じような時間の反論の機会を与えなければいけないというような規定はいまだに残っております。全部なくなつたわけではない。

しかも、議会は新たに法律をつくつて、Fairness Doctrine をもっとはつきりせよとしたこともありますが、これは議会は通つたけれども、大統領の拒否権で

成立しなかったというようなことがございます。

しかし、いずれにせよ、Fairness Doctorinが憲法違反だとする最高裁判例があったわけではない。たまたまFCC（連邦通信委員会）が一応政策としてとらないということにしたに過ぎない。これは特殊な事情があります。

そういうようなわけで、アメリカの例がそうだからといってFairness Doctorinがなくなったというように論じるのは、これは間違いだと思うわけであります。

Fairness Doctorinにある基本的な考え方は、アメリカの国民は知らされないでいてはいけないということなんです。あらゆる情報を知らされないでいてはいけないということでありまして、これは日本でも同じことです。一部だけ知らされたのでは困る。先ほど言いましたように、丸いものは丸いものとして報道されなければいけないわけで、丸いものが四角や三角に報道されてはいけないということであります。

それでは、テレビ選挙報道の実態はどうなのか。昨年の七月の総選挙の際の選挙報道の実態はどうであったのかということを少し考えてみたいと思います。

これについて、大変おもしろい研究があります。その研

究は月刊朝日に載っております。いろいろ書いたのがございますけれども、ここに門奈という立教大学のマスコミニケーションの先生です。門奈教授の調査によりますと、門奈教授はテレビを四台設けまして、そして七月の四日から一日まで全民放テレビを録画した。民放といっても一二チャンネルは入っております。四、六、八、一〇の四チャンネルの放送を全部録画いたしましたして、ストップウォッチで一体どれくらいどの政党に時間を割いているのかということを測ってみました。大変おもしろいのですが、そのうちの若干をご紹介します。

まず、そのニュース報道番組において、どういう政党がどのように扱われているか、その時間の調査が出ております。これは甚だ驚くほど偏っております。こんな放送だったのかと思われと思います。私も見ておって、随分これは偏向しているなと思いました。

まず全体の合計でまいりますと、日本テレビ、TBS、フジテレビ、テレビ朝日の合計が一番多いのはどこかといえますと、日本新党が四二%、立候補者に比べて随分多いですね。当選者の数等から考えて、幾ら何でも日本新党の四二%というのは非常に偏っていると思います。

では、自民党はどうかというと、その半分の二二％です。さきがけが一％で、あとはみんな一〇％以下です。そうしますと、日本新党とさきがけに非常にウエイトがかかっています。現在の自民、非自民で分けてみますと、自民党が二二％、非自民が九五％、あとは共産党です。そんなことで、非常に大きな偏向を来しております。

中でも特に偏った例を一つ見てみますと、例えばTBSでは、日本新党が全放送の六〇％、さきがけが一四％、その両方を合わせて七四％、自民党は一〇％です。こうやって見ると、明らかにテレビ放送でだれを当選させようかというところがよくあらわれているように思います。各放送局別に全部出ておりますが、あまり詳しく申し上げる余裕はございませんので、その程度にします。

もう一つ、今度は例のテレビ朝日のサンデープロジェクト、それからフジテレビの報道二〇〇一、この二つでどのように扱われているかの調査もごさいます。それによりまずと、問題となっているテレビ朝日の場合、放送の一位が社会党で一四・五％、二位が自民党で一四％、三位が新生党で一三％、この三つが大体同じぐらいです。社会、新生、あと公明党やさきがけが一・二・九％、だから、自民が一四

％、あと大体同じような率で、社会、新生、さきがけとあります。非常に一方的に偏っているということがうかがわれます。

報道二〇〇一、自民、非自民を分けてみますと、田原総一郎のサンデープロジェクトで言いますと、自民党が一四％、非自民が七五％、共産党が一〇％、やっぱりこれは非自民は何とか通そうということで努力したあとがうかがわれます。

フジテレビはどうかというと、自民が二二％、非自民が七一％、以下共産となっておりまして、こんなことになっており、これだけ見ても時間の割き方が、どう考えても同じ構成ではない。門奈氏の結論はこう書いてあります。

「今こそ欠陥を認める勇氣を持たなければならぬ」ということを書きまして、「今こそマスメディア自身は、今回の全報道をみずから欠陥商品と認める勇氣を持ってほしいと願ってやまない。今回の報道は偏向していたと、どうしても思わざるを得ない。私はこの選挙報道を欠陥報道と規定しなければならぬと考える。」

専門家がいろいろ分析して、数字で出てきているので、ちょっと反論のしようがない。数字の示すところによると、

明らかに今度の選挙はある結果を意図して報道されておったということ、専門家も指摘しております。もちろんテレビ人もそれを知っておったということが言えるだろうと思うのであります。

それから若干この門奈論文から先にいきまして、気のついた点を若干申し上げてみますと、例えばニュースキャスターがいろいろニュースを報道いたします。ニュースは客観的に事実を伝えればいいんです。

ところが、客観的事実の報道にとどまらず、そこで意見を表明することが多いですね。意見を表明することによって、視聴者の受ける感じががらっと変わってしまう。その一つの例が久米 宏さんの「捨て台詞」と言うんだそうですが、私は久米さんの番組はあまり見ないので、論評する資格はないのです。いろいろなことがよく言われております。

その一例を挙げてみますと、こんな例がございます。これは国会の喚問のときの質問の中にこんなことが出ております。ニュース・ステーションで朝日新聞の和田編集委員がこう言った。

「政権交代の可能性が少しでも出る方向に行く」とよいの

ですがね」とニュースの後で、そういう意見が出た。そこですぐに間髪に入れず、久米さんが「投票に行きましょう」と、こう呼びかけた。これ全体をそろえますと、今度の選挙で、非自民の方に入れるということが全体としてうかがわれるわけですね。こういうことになってしまふ。客観的事実の報道は、報道にとどめればいい。

ところが、主観的意見がかなり混入するという事実があるわけです。久米さんの報道はあんまり見ないので、私はよく知らないのですが、友人からぜひ見てみるというので、見たときに、こんなことがございました。大分前の話です。

例えば新宿の都庁の建物が非常に高いという報道をした後で、久米さんが、こう言うのです。「やっぱり人民を高いところから見下ろしたいのじゃなかね」と、こう言ったんです。これを聞いておりますと、聞いた一般庶民は、「けしからぬやつだ、都知事のやつめ、高いところから俺たちを見下ろそうとしているのか」と思うかもしれまん。

ところが、よく考えてみれば、新宿のような土地の価格の高いところに平らな建物をつくる方がずっと不経済です。

建物が高くなるのは当たり前ですね。そういうことは考えずに、ちょっとコメントする。これが久米の「捨て台詞」と言うんだそうですけれども、大分被害者がいるそうであります。私はあんまり見ないので知りません。最近聞いてみますと、あんまり言わないで非常に慎重になっているように思います。

田原さんの場合をその次に取り上げますと、田原さんのサンデープロジェクト——田原さんというのは、大変おもしろい人で、私は割とよく見るんです。皆さんもごらんになっている方は多いかもしれません。昔からよく見る。田原さんはなかなかおもしろいので、討論会なんか出てきた人を徹底的にやっつける。あれは司会者なんだかよくわからない。司会者というのは、本来、言ってみれば、交通整理に当たっている警官のようなもので、東西の交通と南北の交通とがうまく流れるように議論を整理するのが司会者なんです。田原さんはそうじゃない。東から来る人間を、お前たち来ちゃだめだととめる。そして今度は西から来た人にお前帰ってしまえと言ったり、向こうへ行けと言ったりして方向を指示する、しばしばそういうことをやっております。宮沢さんも、それにみごとひっかかった一人です。

田原さんの議論は、はったと相手をにらみつけて、そして自分の好きな結論の方に議論を誘導する。これは司会者の役割を超えているという感じがいたします。

しかも、相手によって違う、相手によって非常に和やかになってしまふ。相手によっては、徹底的にいじめつけるというところがございます。最近おとなしくなりましたね。これもいろいろ批判されたからでしょうか。それでもよく注意してみると、人によって違いがある。

先週の日曜日に公明党の市川氏と対談いたしました。公明党の市川氏に対しては、何でも言わせるように仕向けました。そしてそのうちに公明党に対して、どうだ、自民党の例えば名前を言ってもいいと言いました、渡辺さんとか、こういう人たちを引っ張り込んだらどうかということをもた言っていますね。

そして我々が公明党に聞きたいことは、公明党と創価学会との関係なはずです。公明党と創価学会との関係については非常に不透明な箇所が多いとみんなそう思っている。背後にいる池田名誉会長なる人物についても、非常に不透明である。雑誌などではいろいろ書かれている。さっき言った渡辺美智雄さんなどは、公明党あるいは池田大作の脱税

問題というようなことまで口にしたことがテレビである。

これは八チャンネルで口にしましたが、そのときも尻切れトンボになったんですが、そういう問題については先週の日曜日の田原さんの質問は、極めて穏やかで、ほんのちょっと一言聞いただけで、脱税問題なんかもちろん聞かない。公明党と創価学会の問題については、ほとんど追及と言えるような姿勢は全くなかった。相手によって違う。

ところが、例えば自民党の森幹事長が来ると、がんがんにやっつけようとする。森さんが、いや、あなたは結論を急ぐからいけないと言うと、CMと言って変えてしまうんですね。どうもそういう点で相手によって発言を変えてしまう。司会者の役割を超えているという感じがしてならないのであります。

ただ、おもしろいから、私は依然として聞いておりますが、彼が司会の役割を超えて、相手にいろいろな反論するあたりさまは、確かに絵になるし、おもしろいと思います。

しかし、公平かとういと、あれは決して公平じゃない、司会者じゃない。むろ討論の一員になって発言するならば、差し支えないだろうと思います。

それからもう一つ別の例を挙げますと、例えばこれは名

前を出してもいいと思います。さきがけの梁瀬議員、あの人は随分報道されましたね、最初、自民党から脱党するところから、さらに国に戻って森山真弓さんのところに挨拶に行くところ、後援者のところを回る姿、選挙演説場、あらゆるところの姿を何回も何回も繰り返し報道したんです。あれなら必ず当選するであろうと思ったら、当選いたしました。これはテレビが繰り返し繰り返し報道すれば、どんな人でも当選する。

もう一つ別の例を挙げますと、私は東京二区なんです。大田区の人もここにおられるかと思いますが、東京二区は従来から、大体品川、大田ですが、自民党が二人、公明党が一人、これは絶対確実です。残りの二議席を社会党と民社と共産党が争う。前々回の選挙で、民社の委員長の大内さんが落ちています。今度の選挙では、大内さんは一番有力だろうとは言われておった。

いよいよ選挙で蓋をあけてみると、自民党の二人と公明党一名、この三人は当選ですね。民社も前に落ちているから当選ですね。残りの一人はどうなっているかと申しますと、これは共産党も入らない、それから社会党も入らない、どこが入ったかとういと、さきがけが入った。さきがけの

候補者は選挙運動もほとんどした形勢もない、年は二六歳です。こういう人がよく当選したなと思っただけです。

それで私は半年ほど前に、区役所のある委員会で、たまももう一人だけだったかなと聞いたんですよ。そうしたら、そこにいた一〇人ぐらいの人がみんなだれだったか首をひねって、だれが当選したか、部長以下名前がわからないという人が、ちゃんと有力な票を得て入っているんです。つまりこれはテレビの力がいかに強いかということ、私は自分の選挙区の例で見ても、テレビというのは本当に強いということを感じたわけでありました。

それからもう一つ申し上げておきたいのは、椿という人と小沢と接触があったのではないかという疑いがございませう。それは疑いだけではなくて、実は国会で証言しましたときに、町村議員が質問しているんです。「小沢一郎氏のけじめを棚上げするようなことを言っているが、小沢氏とは、いつごろから交流が始まり、どの程度親しいのか」と聞きました。椿氏いわく「私は小沢一郎さんと交友関係はない、個人的に会ったことはない」と答えました。

そこで町村氏は「重ねて私ども知っている限り、椿氏は小沢氏と複数回会っているとあえて申し上げる」と、あと

ずつとありますけれども、省略します。これに対して椿氏は答えていない。

ご承知のように、小沢氏のけじめ問題は棚上げしようということをお話し合ったということが例の椿氏の民放連の番組調査会での議事録の中にはあるわけで、どうもその点は非常に疑問を感じざるを得ないと思うのであります。

そこでついながら申しますと、これはテレビに限らず、新聞もそうです、「守旧派」という言葉を使いました。政治改革に反対するのを「守旧派」、それから政治改革に賛成する者は「改革派」、この両方に「守旧派」と呼んだ。この名前をつけたのは、実際小沢さんなんです。小沢さんが「あいつらは守旧派だから」、「梶山は守旧派だ」、こういうふうに言ったわけですね。小沢さんが改革派で、そのほかの改革に多少なりとも意見のある人に対して「守旧派」と名付けるのは、公平に考えて納得がいかないのですが、その「守旧派」という名称をテレビも新聞でもずつと使いました。最近改めまして「慎重派」と変えました。

だから、一般の人たちから見ると、「守旧派」というのは悪人だという印象を与える。

現に一つおもしろい話を申しますと、朝日の論説委員の

石川さんという方がおりますが、あの方がイギリスにおりまして、この方は今度の選挙制度改革には反対なんです。けれどもよくないと考える。そこでむしろ比例代表制がいい、比例代表制を推進する立場なんです。この方がイギリスから帰りますと、新聞社の方たちが「あっ守旧派が帰ってきた」と言ったんだそうですね。大変憤慨しまして、そして彼は守旧派という言葉が用いられていて、大変遺憾だということを書いたことがございます。その後「慎重派」というふうに名前が改められました。

しかし、「守旧派」というレッテルを簡単にはってしまふ。テレビも新聞も「守旧派」というレッテルをはることによって、改革に対して多少とも意見のある人を封じ込めようとした、こういうことがあるわけがあります。

さて、そこで次にこの問題についての私の見解を少しまとめて申し上げますと、私は「Fairness Doctorin（公平原則）」を支持するものであります。公平原則に真っ向から反対する人はあんまり多くないんですが、どうも真っ向から支持するという人も少ないから、あえて支持する理由についてこれから申し上げ、反対するような方に対しても、若干の批判をしたいと思えます。

Fairness Doctorin（公平原則）をなぜ支持するかというのは、テレビの機能を考えますと、テレビは世論を形勢することが出来ます。あの強烈な力で国民の過半数の人がテレビから主要な情報を得ているこの時代に、テレビが世論をつくるという事実がある。世論がテレビをつくるのではなくて、テレビが世論をつくるんです。そうすると、野心家はテレビに着目して若干の人間を手なづける。そうすることによって、世論を操作することが出来る。野心家がテレビを通じて世論を操作する危険性がある。テレビの機能は私が今言ったようなものであることは、おそらくどの人もご承知いただけると思いますが、このことを示している例は、幾らでもございます。

例えば昨年のロシアの反エリツイン革命を企てた人たちは、テレビ局を襲撃して、テレビ局を奪取しようとした。テレビ局を取れば、革命が成功すると考えたんですね。それからルーマニアの場合もそうです。ルーマニアで結局チャウシェスクが処刑されるに至ったのは、テレビ局を取れなかったからです。テレビ局を取ろうとしたんですが、テレビ局を革命派に取られてしまったために、チャウシェスクは遂に処刑されるに至った。

もう一つ例を挙げますと、最近ロシアの自由民主党と称する右派が、前回の選挙で大勝したのは、テレビの選挙運動の結果であると言われております。

現代政治におきましては、テレビ局を制する者が世の中を制するんだと考えるのは、いかなる正常な野心を持つ人も抱く観念だと思えます。この点から考えますと、Fairness Doctrin (公平原則) はどうしても死守していかなければならぬ。

私が挙げたい第二の理由は、やはりテレビ局の権利よりは、視聴者の権利が優越することであり、テレビ局の権利、放送者の権利よりも、一般民衆、一般国民の権利が優越すると考えるべきだと思うのであります。要するに日本国民は知らされないでいてはいけないということが、公平原則の根底にあるというふうに考えたいと思うのでございます。

第三に、前にお話しをしたことではありますが、電波の公共性です。周波数を分配しなければならぬ、電波の公共性と電波の有限性です。電波は公共のものであり、有限のものである。これをほんの一握りの人が支配してはいけません。一握りの人物あるいはテレビ局の所有者であるかもし

れないし、あるいはテレビ局の報道局長とか編成局長のような人であるかもしれないし、あるいはディレクターとかいうような人であるかもしれないけれども、少数者の権利ではなくて、やっぱり有限のものは、あくまでも公共物として取り扱っていかなければならないというふうに思うわけであります。

第四には、先ほどお話しをしたように、電波法の規制、放送法の規制、有線テレビ放送法の規制、公選法の規定、これらはすべて合憲であると考えるからでございます。

ついでにここで私は、少しテレビと離れまして、新聞の自由と新聞の制限ということについて申し上げておきたいと思うのでございます。

新聞はテレビと違いました何を書いても構わない、新聞の自由が言われるわけであります。

しかし、新聞が自由だからといって、何を言ってもいいんだらうかというのと、どうもそういうわけにもいけません。大新聞は各々自粛しておりますから、あんまりひどい報道をするという意見はないわけですが、もし新聞が逸脱すると、いろいろ問題が起るので、ここでアメリカのフランクファーター裁判官のある短編の論文の一節をご紹介

特別 中央大学 中央大学 中央大学 中央大学 中央大学 中央大学 中央大学 中央大学 中央大学 中央大学



介することから始めてみたいと思います。

フランクファーターという最高裁の裁判官はもう亡くなりましたが、この方は『Law and Man』（法律及び人間について）と題する短編集にまとめた一冊の書物がございますが、一九五六年に出た書物であります。その書物の中に『ザ・ビッグシティ・プレス・アンド・デモクラシー』、つまり『大都市新聞と民主主義』と題してこんなことを言っておるのです。

民主主義というのは、人民の参加によって成り立つ、その前提として民衆に情報が提供されなければならない。したがって、ニュースの正確性と妥当性ということがどうしても必要である。もしそれがなければ、民主主義そのものが崩れ去ってしまう。ニュースという形で提供されて世論を操作する、あたかも客観的事実の報道の形をとって、実は内容が誤っておる、意図的に曲げてしまったり、そうすることによって世論が操作されてはならない。自由な新聞

なくして自由な社会はない、ということ
を述べております。

そして、新聞の自由をその次に力説した後で、実はその新聞の自由というのは、目的ではないんだ、新聞の自由は目的ではなくして、目的を達成するための手段である。どういう目的かというと、自由な社会という目的を達成するための手段として新聞の自由がある。だから、新聞の自由をないがしろにしてはいけない。憲法上、新聞の自由だとかんとか言われるけれども、法的意味よりもっと大

切なことは、新聞の倫理的・職業的責任である。憲法に藉口して新聞人はその倫理的責任を逃れようとしてはいけない、大事なことは新聞人の倫理的責任である、こういうことを述べております。

これは大変参考になる見解だと思っております。新聞がしばしば憲法上の自由ということを主張するのは結構だ。しかし、根本にある、今述べたような思想が大事だと思うのであります。

この新聞の責任に入る前に、ついですが、先ほどのテレビにまたちょっと戻ってつけ加えたいのですが、今の言葉に関連して申し上げますと、公平原則に反対する人たちは、実は真っ向からあんまり反対していません。先ほど言い落としたので、今順序が逆転いたしました、申し上げます。

アメリカではどうも公平原則がこのごろ廃止されたのじゃないか、だから、なくてもいいのじゃないか。いや、再検討すべきだとも、あんまりはっきり言わない。清水英夫さんは先ほどの民放連の委員会の委員長でしたが、清水英夫さんは、椿喚問問題が起こったところ、辞職いたしました。民放連の委員会の外部委員五人が全員辞職いたしました。

その辞職した理由は、他にかこつけて辞職してしまった。

その第一の理由は、民放連の議事録が公表されたということです。民放連の議事録は、非公開の委員会で、その非公開の委員会が公表されたことに抗議する。

第二の理由は、椿局長が国会に証人として喚問された、このことに抗議するというので、辞表を提出し、やめました。

やめるのは結構です。議事録が公表されたことに抗議するのも結構です。証人喚問に抗議するのも結構です。

しかし、もっと大事なことがあったのではないだろうか。委員会の委員として肝心の公平原則の問題は公表もされていない。清水英夫さん以下、意見を述べていない。それどころか、その後のテレビ朝日に載っている対談で、島桂次さんというNHKの前の会長と対談している中でたった一行、こういうことを言っている。「政治的公平の原則というものは、やはり必要なんでしょうか」と聞いている。これに対して、島さんが「あっこれはやっぱり必要だと思えますよ。」当然だ、そんなことは当たりまえだと、これで終わっているんです。清水さんの考え方は、公平原則に疑問を持っていました。

しかし、そのことをあんまり述べていない。ずっと見てみると、そこだけしかない。一番大事な問題を置きざりにして、他の問題に藉口して責任逃れをしたような気がしてならない。

清水さんは、私も知っている人で、この方は『法律時報』の編集長をやって、後に青山学院大学で憲法論などをやっておって、著作もいろいろあるようです。しかし、この問題についての対処はいささかどうもうなづけない。議事録を見ても、どうも釈然としないのであります。

そのかわり、新聞などに識者と称する人たちが意見を書きました。その意見はどうもみんなずれている。国会証人に椿さんと呼んだのは反対だということや、力説したり、あるいは議事録公表に反対したりしている。反対するのは結構だけれども、肝心の公平原則の点についてはあまり述べない、もしくは全く述べない。これはどうも甚だおかしいのではないかというふうに思うわけでありません。

今ここで、委員会の議事録を公表した問題と証人喚問について説明する余裕はございませんけれども、これは物の考えようで、どちらの意見も成り立つと私は思います。こ

の議事録などは公表した方がいい。公表することが違法だとか違憲だとかいうのはもってのほかだというふうに思います。むしろ公表した方がベターだ。国民は知る権利がある。こういう問題についてこそ陰でやって、そのまま葬ろうとすることはよくない。むしろこの問題について、他の委員、内部委員たちが公表するように決定したことは、非常によかったと思います。

証人喚問にしても同様です。放送法が公正に行われているかどうかということについて、国会が強い調査をして一向に差し仕えない。そしてその国政調査の際に、椿局長の表現は、これはうそばかりだと私は思います。みんながそう言っている。この委員会で述べたことが事実であって、国会で何と言っているかという、「あんなことは荒唐無稽なことを申しました。」そんなばかなことはない。私は何回も何回もこの議事録を繰り返し読みましたが、即席であんなことをおもしろおかしく言うはずはない。これは明らかに国会では行き詰まって、どうにもしようがないので、そう述べたのであります。そしてまた辞表を提出したのであり、テレビ朝日の社長以下が、みずから減給処分を科したゆえんだと思います。

ですから、公平原則に挑戦するなら挑戦しても結構だから、堂々とやってみてほしいですね。現在の法律の規定が違憲だというふうに考える人は、堂々と違憲だということとを主張してもらった方がいいと思います。先ほど言い落としたので、その点をつけ加えておきます。

そしてまた新聞に戻りまして、ですから、新聞はテレビと異なるメディアであるから、新聞は自由で何を言ってもいいということがあるけれども、大新聞に対しては、客観的事実を報道する責任を負っていると思います。大新聞——小さな新聞はここでは問いませんが——は事実を報道しなければならぬ。

ところが、事実が報道されない場合もあるんじゃないかというふうに思いますので、若干例を挙げてあえて皆様のご注意を喚起したいと思うわけであります。

新聞が事実を報道しない例の一つとして、あっちこっちへ行つて述べておりますが、例えば靖国問題がそうなんです。靖国問題につきましては、ご承知のように、大部分の方々は靖国神社は国家護持を求めて一生懸命運動した、今でもそうだろう、公式参拝を求めているだろうと、多くの人が信じているんです。

ところが、これは事実でないですね。一昨年の一二月に『諸君』という雑誌に松平永芳という前宮司が、講演の速記を公表いたしました。相当長文のもので、その講演の速記を見ますと、全く事実と違う。靖国神社は国家護持を反対する。おそらくここにおられる方も、大半はそのことを知らないと思います。国家護持に靖国神社は反対する、靖国神社は、今までどおり神社の社名も変えない、自説も変えない、参拝の方針も変えない、これらを堅持する。公式参拝などというのは非礼参拝である。中曽根康弘首相の当時の公式参拝は、あれは弓削道鏡のようなものだとおっしゃいます。ガードマンを四人も引き連れて昇殿に参拝したが、松平さんはそれをもちろん出迎えにも行かない。ひょっと見ると、四人もガードマンを連れて上がった。こんなことをするやつは……ということ、七年たった今も、その無念を忘れませんと述べているんですね。靖国神社公式参拝、こんなものは非礼参拝だ。それから国家護持には断固として反対する。遺族会にも納得してもらった、と書いてあるんですね。私はこれを見て本当に驚きました。

そこで一体靖国神社の宮司は、本当にそういうことを考えているのかと思ひまして、一昨年一二月、その雑誌を読

んでから、しばらくたって靖国神社を訪ねて、今の宮司は大野さんというのですが、宮司に聞いたんです。

失礼ですが、「大野宮司さんは、前の松平さんの考えと同じですか、それとも違っているのですか」と聞きました。今の宮司は「いや、私は松平さんと全く同じです」と答えました。

そこで私は、それならば、宮司は、松平さんの言うことなり、あなたの言われることなりを文書にして、各方面に配布したらどうですかと言ったんです。いや、やりました。私は二、五〇〇も印刷して、関係各方面に配布いたしましたと述べたんです。

私は、なるほどそれじゃそのうち報道もあるだろう、いつかはその実態が変わるだろうと思っていました。毎年夏の八月一五日になると「公的資格ですか、私的資格ですか」と聞いている、ああいうこともなくなって、今度は違う報道があるだろうと思って見ておりましたが、一向に変わらないうです。

私は、ある新聞社の記者に注意を喚起した。「あなたこういう事実を知っているか」「いや、知りませんでした」「それじゃ今度報道しなさい」と、「八月一五日がいい機会

ですね」と言ったけれども、やっぱりいまだに出てこないんですよ。

これは新聞が今まで報道したことで違うことで非常にまづいから、報道しないのだと思うのです。私はいろいろな場所で言うんです。それどころか、靖国懇談会の委員二人にも注意を喚起いたしました。こういうことがあるけれども、どうなんだと言ったら、やっぱり初耳なんです。これは全くどうも新聞が事実を伝えないという一つの問題であります。

もう一つあえて申し上げます。現代的な問題で、創価学会問題です。創価学会の人がここにもいるかもしれない。ここにおられたら、大いに文句をいってもらっても結構です。私はやっぱり公明党と創価学会の問題については、余りにも不透明過ぎると信じております。

公明党が野党であるうちはまだよかったです。公明党が政治活動する、もちろんこれは当然です、創価学会が政治活動する、もちろんこれは合憲です。

しかし、これが与党となりまして、国家権力の行方を左右する段階に今立ち至っております。今、ご承知のように、小沢・市川ラインが国家の方向を決めているんですね。こ

のような立場にあるときに、公明党と創価学会の問題というのは、もっとはつきりしてもらわなければ困る。このままあいまいでは、到底許すわけにはいかない。おそらく公明党と創価学会について、若干の知識をお持ちの方は疑問を感じていると思います。私も疑問を感じているんです。

例えばわかりやすい例で申しますと、渡辺美智雄さんが脱税問題を取り上げました。これは新聞にも出ましたし、八チャンネルでもちゃんと明言していたのを私も聞いておられます。「脱税問題もみ消しをやりました」とはつきり言った。そこで司会者が「どんなことをやりましたか」と言うのと「あらゆることをやりました」と言ったんです。大蔵大臣ですよ、大蔵大臣が「脱税であらゆることをやりました」と言った。

ところが、それでCMになりました、あと追及なし新聞も後追い報道をしていない。なぜ後追い報道をしないのか。雑誌では頻繁に何回も何回も繰り返し出ているではないですか。

私はある公明党の議員に聞いたんです。例の竹藪に何億円か入った金庫が置いてあった事件の後で「あなたどう思いますか」と言ったら「あれは不思議でなりません、あれ

はおかしいです」というようなわけで、どうもおかしい。その公明党が現在では、昨年よりもっと前からキャスチングボートを握っている。これが日本の政治を混迷化させた一つの原因だと私は思っております。

ご承知のように、公明党の行動というのは、ずっとぐらぐらしてしまっていて、最初は中道政党と言った、その次に今度は、創共協定、共産党と手を握ったんです。その次はどうなったか、社公民となった。その次に自公民となった。その次にまた社公民となった。今度は八党派のいわゆる非自民なんですね、絶えずぐらぐら変わっているんです。

最近の例で言うと、キャスチングボートで非常に疑問を感じたのは、例の海部内閣のときのPKOの問題のときもそうです。PKOの問題でもキャスチングボートを握っている。政治が動きがとれないのを、キャスチングボートを握っていて、そこでどちらにつくかで物事が決定される、これは大変問題があるというふうに思うのです。

地方議会に行きますと、公明党は与党の方が多いですよ。今、中央政権で堂々と党になりましたね。そうすると、こういう政党の背後にいる創価学会との関係、ことに創価学会の事実上の支配者、市川氏の言うところによると、公明

党の創設者、公明党の政党の創立者であると彼は言いました、その創立者の池田大作とどういふ関係を持っているのかということ是不透明であつてはならない。新聞はなぜこれを報道しないのかということを感じるわけでありませう。

これからは、本当に我々の税金が、政党に三〇〇億円も分配されます。そうすると、公明党にも数十億円行くわけですね。ご承知のように、靖国神社に五、〇〇〇円寄付しても違憲問題が起こるんです。その一〇万倍ぐらいの金がどんと毎年毎年行くんです。この問題をやっぱり明らかにしなければいけないのに、新聞はこれを明らかにしていない。

ここではいろいろありますけれども、新聞は事実を報道する責任がある。例えば靖国問題、例えば創価学会問題とすることを申し上げまして、ちょうど五時半になつてしまつたので、大変いろいろなことを続けて申しまつたので、議論に混乱があつたかもしれませんが、ご静聴をいただきますまして、どうもありがとうございます。(拍手)

司会 五五年体制の崩壊ということを、テレビ放送の面から分析して、なるほどと感心もし、驚きを覚える講演でござ

いました。放送法における公平原則に照らして、現在あるいは昨年の選挙報道の実態について、本当に私どもは橋本先生の貴重な細かい分析によって、改めて開かれた思いがいたしました。

そういう意味では久しぶりにそういう実態から憲法上、どういふふうになんかこれを位置づけていくのか、それぞれ各自に訴えかけているような話でございました。

参加された皆さんとともに、改めてお礼を申し上げ、日本学士院会員として就任された橋本先生が、今後健康に留意されて、ご活躍されるようにご祈念申し上げますと思います。

講演会はこれをもっておひらきにいたします。

本日はどうもありがとうございます。(拍手)

混乱の中の希望



衆議院議員 中山正暉

法科の中央大学と言われた母校の伝統の中心に有り、また、その象徴として法曹界で御活躍下さる先輩、同輩、後輩の皆さまに心よりの敬意を捧げたいと思います。

国会では、衆議院に四五名、参議院に二〇名の議員を擁し、白門会には衆参両院の事務職員一五九名、議員秘書四六名等、多数の方々と一緒に支部を形成いたしております。国会議員では東大、早稲田に次いで第三位の勢力を保っているのが現状であり、すぐ後に慶応が迫っています。前国会白門支部支部長、内海英男先生が、大学運営の要である理事長に御就任いただいておりますことを大変嬉しく思うと同時に、母校発展のため今後一層の御活躍を期待する次第でございます。三月四日には、駿河台記念館に於いて中央大学卒業生による女性の集いが盛大に開催されました。在学女子学生を招待し、シンポジウムが開かれて、不況の世情に如何に就職戦線に対応するか等の熱心な討議が行われました。私もお招きをいただきましたが、経済界からはイトーヨーカ堂の鈴木社長も同窓先輩として助言をされおられました。白門婦人会結成二十五周年記念行事でもあって時代の推移を泌々と感じました。内海理事長の学生時代には女子学生二名、私の在学時代には二十数名程度ではなかったかと思うのですが、今や容姿端麗、才色兼備の

女子学生の進出を頼母しく拝見させていただきました。私は昭和三〇年に法学部を卒業いたしました。朝鮮動乱が終わって物情騒然とする中で東西両陣営の対立は激化し、第二次世界大戦後の新しい冷戦構造が構築された頃でした。今では駿河台にあった頃の母校の雰囲気や、風格すら感じた大講堂を偲ぶようですが、あの講堂で自由党と民主党による保守合同の大会が実施され、それを学生服姿で見た日のことを思い起こします。同年には左右社会党が統一し、今言われる五五年体制の出発でした。

卒業間際、破壊活動防止法が国会に提案されるに及んで、学園にも、学生運動の走りだったと回想される大運動が展開されました。次に押し寄せたのが六〇年安保闘争の大波でした。さらに、昭和四四年は全国各地の様々な学園が紛争の坩堝と化し、火の海に包まれ、警官隊が導入され、大学の自治を巡って大論争となりました。学問の自由と大学の管理・運営の正常化は別だとされ、大学管理法が国会で成立をみることになりました。

昭和四二年、私自身は大阪市議会上に席を置いていましたが、当時、佐藤栄作総理大臣の沖繩返還交渉渡米反対阻止闘争が羽田空港周辺で大混乱を巻き起こし、その逮捕者の中に大阪市長が設置責任者である大阪市立大学の学生が存在しておりました。それに関して、当時の灘尾文部大臣が招集した大学問題懇談会に全国公立役員大学である、東京都立大、横浜市立大、愛知県立大、大阪府大、大阪市大の五大学中、一部学生と協議して渡瀬讓大阪市長の出席を拒否したことに對して、特別決算委員会で私を取り上げて、市長の責任追求をしたことが、大学の自治を侵したとしてマスコミから総攻撃を受けたことがあります。私にも文部大臣から面接の申し込みがあり、応じましたが、その時は非常に消極的だった文部省が二年後には、その文部省自身が大学管理法制定を実施することとなったことは、私にとりましても感慨深いものであります。

昭和二四年（一九四九年）朝鮮動乱勃発の前年、米国は中ソ離間戦略を採用しました。今にして思えば、朝鮮動乱解決策として、中国に対する核攻撃をも検討対象にしていたマッカーサー元帥の作戦計画が、大局的に中国抱込みを

意図していた米国の基本政策に相反するものであったことから突如解任されました。その後、紆余曲折を経て、キッシンジャーやニクソン大統領の突然の中国訪問から、日本と中国の平和友好条約が締結され、中華民国台湾との国交断絶に発展しました。沖縄返還、非核三原則、佐世保基地撤去と明らかに中国に配慮した政策を採った佐藤栄作首相と、これまた明らかに中国配慮が感じられるベトナムからの米軍撤退に努力したキッシンジャーの両氏が、同時にノーベル平和賞を授賞されたことは意味深長なものがありません。日本等を巧みに利用して中国抱込みに成功し、ソ連を孤立化させたことによって、遂に一九八九年ベルリンの壁が崩壊し、ソ連は解体しました。冷戦に勝利を納めた米国の深慮遠望には敬意すら感じる次第です。

対中国交回復を果たして意気軒昂だった田中角栄元総理大臣は、米国内閣多国籍企業小委員会委員長フランク・チャーチ氏のもとに間違つて送達された書類から発覚したロッキード事件で失脚しました。最近、最高裁判決でほとんどの関係者逝去の中、有罪が確定しましたが、それ以後も流職事件相次ぐ政局は未曾有の混乱を重ね、遂に三十八年間政治の中枢にあった自民党が、その中の一派閥の権力闘争を直接の原因として分裂しました。日本は「空気」に弱い体質をもつ国だと言われていますが、政治改革という空気が小選挙区制度という制度改革に発展しました。衆議院を通過した改正案は、参議院で否決され、両院協議会が開催されました。最初は不調に終り、廃案かと思われた途端、行政の長である細川首相と、一政党の党首でしかない河野総裁の真夜中の協定成立によって蘇り、再度両院協議会が開かれました。一度否決されたものが、一事不再議の原則を見事に突き崩して参議院が再議決、成立という前代未聞のことが起こりました。学問的検討の題材に是非お取り上げいただきたいものと期待しております。

自民党の連鎖的な分裂で、渡辺美智雄首班による内閣成立に期待がかけられたこともありましたが、小沢氏、羽田氏の相互間の考え方の相違から連携不調となり羽田首相が誕生しました。しかしながら、社会党の羽田連立内閣離脱によって、自、社、さきがけの現村山内閣の成立となりました。突然の自社連立も、自民党党則第三五条による手続

不備のうえに強行されて首班指名が行われたことから、自民党を脱党し、新進党の首班候補となった海部俊樹氏に本来村山支持にまわらなければならない自社両党から支持投票がでる混乱もありました。村山首相は就任後、日米安保、自衛隊、日の丸、君が代等懸案された政策認識に別段齟齬の無いことが判明し、一応順調な連立政権は今のところ無事平穩と言うところ です。

一連の政変は「応任の乱」に似ていると言われます。畠山一族の内紛に端を発し、山名、細川が対立する中で、將軍足利義視が突然反対勢力の棟領になる。旧田中派の分裂に端を発し、小渕氏、小沢氏が対立する中で、自民党の総理総裁経験者海部俊樹氏が新進党の党首となる。誠に不思議な共通点です。

これからも何が起こるのか予測もつきかねますが、第二次世界大戦の敵対国であった米と日独とが協力して今や世界をリードしていることや、明治維新で敵対関係にあった勝海舟と西郷隆盛が、品川会談によって手を結び、今日の大國日本の百年の礎とも思える明治維新を達成したこともあるわけです。次元の低い政治抗争を避け、世界的な安全保障や電気通信マルチメディア時代に、通貨、為替、証券、金融を一体化する世界への対応が必要とされています。また、国内的には、環境問題、高齢化社会、少子問題、企業空洞化阻止等の心懸けねばならぬ重大問題に対応せねばなりません。北朝鮮とのみ親交のあった社会党出身の村山内閣の使命も興味なるところです。石油と交換に。核載可能なミサイルを中東アラブ系諸国に輸出している北朝鮮への対策は、対イスラエル擁護策を採っている米国の中東政策そのものであり、その特殊な北朝鮮と社会党の関係は米国にとっても外交上有効に使いたいと思うに違いありません。北朝鮮を外交の舞台に引き出すことはアジアのためではなく世界のためです。

五千五百名にのぼろうとする阪神大震災の犠牲者の御冥福を祈らずにおられません。文政十一年（一八二六年）越後大地震に見舞われたとき七十一才だった良寛和尚は、『災難に遭う時節には、災難に遭うがよく候、死ぬる時節には死ぬがよく候、これはこの災難を避くる妙法にて候』と禅宗のお坊さんらしいことを友人に書いた手紙に残して

います。一種の災いを転じて福とする開き直りの精神を説いているのだと思います。

復旧から復興につないで、本年は一月に大阪でA P E Cの総会が開催されます。二〇〇〇年には大阪で世界サミット会議の開催も予想され、さらに、二〇〇八年のオリピックを大阪で実施すべく大阪市が立候補することになっていますが、阪神復興に日本の知恵と力を示す機会となればと念願しております。



松山雑記

松山地方裁判所所長

村重慶一

私は、昨年二月松山地裁に赴任しました。松山は人口四六万人、四国では一番の都です。気候温暖、風光明媚、人情豊かな土地で、それに夏目漱石の坊ちゃんも誇る道後温泉があります。ただ、余りに気候温暖な地であるためか、近づく台風はいずれも避けて通り、昨年のような異常渇水時には、たまには台風よ来いという気持もしたのは事実です。

昨年は異常渇水で、昭和二八年に上水道の供給が開始されて以来、初めての断水を経験しました。七月二六日から時間給水となり、一時は有名な道後温泉も平常どおりの営業ができなくなり大騒ぎとなりましたが、八月九日からは断水中に必要な水道水の中・低温の温泉水で代用することにし、平常どおりの営業ができるようになりました。上水道をまかなっている石手川ダムが干上り、貯水量がゼロになった後の非常措置として、ダム湖底に残る「デッド・ウォーター」（当初は「死に水」と呼んでいましたが、上水道用水としてふさわしくないため「底水」と呼ぶようになりました。）を活用することになり、それがなくなると、水利権のない面河ダムから生活用水の転用を受け、辛うじて八時間給水を続けてきました。一月九日からは多少余裕ができて一・二時間給水となりましたが、この状態で年を越

しそうです。

このように、松山市民が水で苦しんでいるときに、大江健三郎氏のノーベル文学賞受賞という、とてつもない明るいニュースが飛びこんできました。大江氏は、大洲市の隣にある内子町大瀬の出身です。愛媛県には、中江藤樹、二容敬作、正岡子規、夏目漱石、種田山頭火、大和田建樹、桜井忠温、水野広徳、等の文化人や、児島惟謙、穂積陳重等の司法界の有名人が輩出していますが、大江氏のノーベル賞受賞によって、文化界の名声は益々高くなることでしょう。県立図書館にも、郷土出身作者コーナーがありますが、それに私の「家族法」(青林書院)まで飾られているのは感激しました。

松山地方裁判所には、「翠水園」(すいすいえん)と名付けられた立派な庭園があります。庁舎の北(裏)側に位置し(正門玄関突き当り)、庭園面積は約一、九八〇平方メートル、自然地形を利用した築山式、池泉回遊兼観賞式庭園です。滝、庭池、築山が復元され、自然地形を利用し、調和のとれた県下屈指の名園です。観光ガイドブックにも掲載されています。池水は湧水を利用し、鯉が泳いでいます。昨年のはげしい暑さでは、職員が心配し鯉を自宅に預かって可愛がった程です。

この庭園は、永く荒廃し忘れられていましたが、昭和四六年一〇月着任された当時の清水春三所長が、完成近い新庁舎の工事状況を視察中、由緒ありげな庭園跡があることを発見し、復元作業がなされて、昭和四七年四月、新庁舎の落成とともに、庭園も見事に復元されました。清水所長は、この庭園が永く城山の万翠(緑の深さ)を湛えること、ここに遊ぶ人々の交わりが淡きこと水の如くあるようにと願い、「翠水園」と名付けられたのです。

この庭園は、もと松山藩家老山本権兵衛、服部主殿らの手により作庭されたものと推定されます。といいますのは、作庭当時(寛永一八年―延宝二年頃)、ここに居住していたのは家老山本権兵衛であり、藩の重臣として経済的にも恵まれ、禅や茶の修行を積んだ秀れた人物でした。ついで、元禄の頃(元禄―寛保二年)、ここに居住していたのは、

家老服部主殿でしたが、彼も山本家老に劣らぬ秀れた人物でした。この庭園は、これらの家老により作庭されたものと思われます。

萬翠荘（ばんすいそう）は、翠水園のすぐ後の松山城の山すその緑を背景に建っています。フランス風の優雅さを備えた近代洋風建物です。ここは、旧松山藩主久松家一五代当主久松定謨（さだこと）が大正十一年に松山別邸として建築したものです。当時、皇太子の行啓に合わせて完成を急ぎ、宿所にしたものです。また、各界の名士の社交場として華やかな場となりました。戦後は、連合軍の将校宿舎となりましたが、昭和二十七年八月一日、松山家裁の庁舎として裁判官室、家事部及び事務局が入居しました。昭和二十八年九月一日、松山家裁から愛媛県に移され、県立郷土芸術館を経て現在は県立美術館分館となっています（裁判所時報一一〇三号六頁）。

中大法曹の諸先生が松山地裁へ出廷された場合には、これを思い出され、是非、名園を観賞されることをおすすめします。

（平成六年十一月九日）

(司法修習四六期)

新任検事としての三六五日

東京地方検察庁検事

和田 澄 男

一 私は、平成六年四月四日、東京地方検察庁検事を拝命し、検事としての第一歩を踏み出しました。そして、中央大学法曹会の末席に名を連ねさせて頂いているわけです。

早いもので、検事に任官して、はや一年が経とうとしております。各部では、異動する職員の送別会も催され始めた今日この頃、私も、慣れない日々の仕事に追われて夢中で過ごして来た新任検事としての一年を振り返り、その失敗談、感想などを中央大学法曹会会員の諸先輩方にお話させて頂くとともに、これからの長い検事生活での思い出にさせて頂こうと思ひ、会報に寄稿させて頂いた次第です。

二 私の新任検事生活は二か月間に亘る研修から始まりました。

四月 総務部での新任検事研修が始まる。刑事部、公判部、交通部などの各部長、副部長方による講義が続き、その後、指導検事の指導の下、実際の事件を使つての実務指導が行われる。

六月 二か月間に亘る新任検事研修が終わり、新任検事は刑事部と公判部に別れて実務に就く。私は、公判部第一検事室の配属となる。

六月〇日 先輩検事に共同立会して頂いて、初の起訴状朗読等を行う。事前に何度も公訴事実朗読の練習をしていたはずなのに、起訴状を持つ手が震える。左手で右手の首を押さえて必死に手の震えを止めながら、何とか起訴状朗読を終える。声が震えなかったのが幸いだったが、自分ながら最悪のデビュー戦であった。

六月×日 否認の主要事件の証人尋問を担当させてもらう。事前に証人の答えを想定した一問一答式の尋問事項書を作成していたためか、初の否認事件の証人尋問としては、無難にこなせたと思う。

九月 私を指導して下さっていた先輩検事の異動に伴ない、一時期、一つの合議体、二つの単独体の事件のほとんどを担当しなければならなくなり、連日公判準備のため帰宅が深夜になる。

一月 何とか五か月間に及ぶ公判部勤務を終え、刑事部勤務となる。

一月〇日 夫が妻を絞殺し、小学校一年生の娘がその目撃者であるという殺人事件の配点を受ける。母親の死が分からない娘からの事情聴取に付き添っている祖母の涙を見た時、自分は捜査検事に向かないのではないかと思う。結局、私自身が辛くて、その娘から突っ込んだ目撃状況を聞くことはできなかった。

平成七年一月 暴力団構成員による傷害事件の配点が続く。各被疑者は、判で押したように酒を飲んでいて事件のことは覚えていないと弁解する。否認であることは分かっているながら、覚えていないの一点張りの被疑者を相手に、何を発問すれば良いのか手詰まりの状態になってしまう。

二月×日 韓国人同士の殺人の否認事件の配点を受ける。通訳を介した取り調べの困難さを痛感する。日本語にない言葉の微妙なニュアンスに泣かされる。

三 数々の失敗を繰り返しながら、私の新任検事としての一年は終わろうとしています。諸先輩検事から見れば、信じられないような失敗を繰り返してきました。

しかし、四月からは、「新任」という文字が消え、検事の定員枠に組み入れられることになります。私は、四月

から松山地方検察庁への異動が内定しておりますが、地方へ行けば、もはや「新任」検事という多少の甘えも許されず、完全に一人前の検事として扱われることとなります。微力な私にとって、重責ではありますが、中央大学法曹会会員の一人として、恥ずかしくないよう頑張ってきたいと、今思っております。



元号四代の旅路



池田門太

ゆく河の流れは絶えずして、しかも、
もとの水にあらず。よどみに浮ぶうた
かたは、かつ消え、かつ結びて、久し
くとどまりたる例なし。世の中にある
人と栖すまか、またかくのごとし。

(方丈記)

おふくろの腹から「オギヤー」と勢いよく一声をあげて、地球の一角日本という国に顔を出したのが、明治三九年二月（丙午）。ところは中山道本庄宿私の生家は跡かたもなく、現在そこには巨大なる銀行がデンとして腰を据えている。ここから私の嶮けしい人生という道の一步が始まった。一番、体にこたえたのは、終戦も間近い昭和二〇年五月アメリカの空襲により住家は焼失、続いて八月二女の病没、さて、私も何人も経験するであろう試行錯誤を繰り返し、或は躓つまづき、或は転び、立ち上っては又転び、現在ガタガタとなった老体をいたわりつつ平成三年の夏を迎えた、齡よわい

八五歳六カ月、然しガタガタでも呆けずに曲りなりにも現役、よくぞここまで辿りついたものだと、自分でもあきれると、同時に自分で自分を褒める。

明治の終りに、本庄尋常高等小学校に入學、当時の文部省国語読本は「ハタ、タコ、コマ」に始つた。当時、日露の余韻、醒めやらず唱歌も軍国調の「テトテトテー軍隊きたる兵隊きたる、赤の帽子は近衛兵……」わんぱく小僧の遊びも軍隊調でボスを先頭に、兵隊ごっこ。当時、崩御せられた英明の明治天皇のおあとを慕つた乃木將軍御夫妻の自刃の号外が発行され、号外売りの腰にぶらさげた激しかった鈴の音が、少年であつた私の耳朶に強くひびき、当時の状影が未だに残る。

親しかつた小学校のハナタレ小僧の四〇数名中、現存は二、三名に止まる。次に、大正に移る。大正の始め、九州桜島の大噴火あり、東京では、吉原遊廓の大火災、国勢調査第一回が始まる。スペイン風邪の大流行之れによる全国の死亡者約数万人と称せられた。富山県より発して、全国に波及した「米騒動」上野公園に入る個所に、警備のため警視庁の騎馬隊巡査が配備され、ものものしい情況であつた。この状影は私の現認したものである。次に、日本の国民を激怒させた尼港事件である。ソ聯バルチザンに因る日本民間人の虐殺（石田総領事一家、惨殺される）これに対し、即時日本兵のシベリヤ出兵。大正一〇年上野公園内に大正博覧会が開催された。私も友人と共に見物しその規模の雄大さに驚いたものである。目黒火薬庫より、火薬を搬出した、荷車が坂道より滑り落ちエビス駅近くで、電車に激突し大惨事となり死傷者多数発生、私は現場を見物。信濃川に浮んだトランク事件、トランク内にコマ切れにされた男性が発見された。当時としては、驚くべき猟奇的犯罪であつた。被害者は、相場師のS氏加害者は、当時の農商務省の高級官吏Y。好奇心の旺盛であつた少年の私は、上大崎にあつた殺人現場を、検視の目を盗み、それこそ詳細に見て廻つた。現在の私は、その状況の説明が克明にできる。

さて、大正時代の一大特筆は、何んと云つても、一二年九月一日、正午近く発生した関東大震災である。当時、私

は四谷荒木町に居住しており被害は僅少であった。一五、六歳の少年であった私は、弁当の握り飯を持ち健脚に委せて、被災地の各所を視察したが、至る所、目をおう言語に絶する惨状であった。本所被服廠跡地には男女も識別きぬ焼死体で足場もない程、死体が累々と重なり山積み四辺に悪臭を放ち、此の世の地獄だという表現がピッタリであった。ここで私は不思議のことを発見した。焼死体の上部は皆、頑丈な人物で下部は皆な女、子供、老人であった。隅田川は、これまた、川面を覆う夥しい焼死体、水死体の漂流、舟の航行は全く不可能。吾妻橋その他の焼け落ちた橋は、赤羽の工兵隊出動により一部修復され辛じて通行が可能となった。日比谷公園内は、所せましと被災者であふれ、園内は洗濯物が、満艦飾の有様、通路の一角にはテント張り小店が並び「スイトン」が一杯五銭、この店に被災者がハエのように袴き、群っていた。現在、美しく整備された公園をみると、震災当時の状況を思い浮べることは、全く不可能に近い。皇居の崩れた各所の濠端では、真昼間太陽のもとに何らの恥ぢらいもなく、堂々と老若男女が裸姿で汚れ切った体を洗っていたが、みる通行人には別に珍らしくもなかった。さて昭和に移る。

将来のエリート、法曹を目ざして昭和二年私と共に、中大法科に入学した若かりし友は、当時数十名いた。現在僅かに拾数名にすぎない。永年にわたり続いた懐かしいクラス会も消滅した。学友の弁護士が昨年より今年にかけてバタ、バタと急ぎ足で遙かなる天国に旅立ちをした。四国松山、広島尾道、栃木宇都宮、東京と合計六名、香奠返しの品々が押入れに収まって、これを眺めると、色々と昔の交友の想出が浮び上り次第に眼がうるむ。馬鹿野郎、どうしてそう死を急ぐのだ、声が咽喉まできて、グット詰まる。

昭和七年当会に入会した同期の桜は現在何人おるのだろうか。入会当時の日本は、不況の嵐が吹きあれていた。大出が将来の夢と希望をもち、社会に出たが不況のため一警官として、ポリス・ボックスに立ったのも社会に於ける、話題のひとつでもあった。昭和一〇年頃であろうか、関西の人で郵便局で働き乍ら社会的評価の高い弁護士となったが幾年も経ない内に、経済的理由の下で自らの命を絶つという悲劇が生じた。このことが、当時全国の弁護士会に、

いいようのない衝撃しょうげきを与えた。同じく昭和一〇年頃、第一回の二弁旅行会が始まった。三島―修善寺―伊東の宿舎白雲閣、当時、行を共にした四〇数名の会員中、現在の生存者は、私ただひとり。昭和一一年二月に有史以来という『一・二六事件』が勃発ぼつぱつ、之れを契機に戦時色が徐々に全国に拡大し始めた。弁護士の生活にも、不安の影がさし込んできた。アメリカと交戦するに及び国家総動員法が公布、国内は、あげて戦時色に塗り潰された。戦況が次第に苛烈になるに従い、吾々の職場であった裁判所が空襲の被害をさけるため、各所に分散された。文京区春日町、四谷見附、中野等、当時民事刑事特別法が施行され、刑事裁判では、書記官不在でも審理は可能であった。ただ当時困ったことは、裁判進行中にアメリカのB二九の空襲があると、裁判はそっちのけ、急遽中断、裁判官、検事、書記官、弁護士、被告人、看守、傍聴人らは、慌おわてふためき、呉越同舟必死の想いで裁判所脇に設置してある、いくつかの防空壕に飛びこんだ。後楽園には、陸軍の高射砲部隊が配置されていた。空襲と同時に砲弾が空中に発射され、その炸裂音に、われわれは生きた心地がなかったものである。

戦後の混乱は、多数の先生方も御承知と思うので、ここでは割愛あする。次に私が平成元年十月八日、五月会二五周年に投稿した記述の一部の転載することを御許しねがいたい。この記述は、長命を老える上に於て、参考になると思うからである。

*

*

*

*

地位、名譽、財、即ち出世を頭に描き、なつかしの故郷を出て骨身をけずる思いで日夜努力してきた者が中途、死によりしぼんでしまったら、その人の人生は、その人にとりて「人生」とは一体何だろうかのギモンが残る。昔から、「終わりよければすべてよし」「終わり悪ければすべて悪し」の諺がある。元京大総長故平沢先生は、生きる自分の命に対して無限の感謝を表した。刑法の大家故牧野英一先生は、日々質素の生活にあけくれ、万巻の書籍に埋もれ、九〇余歳の死に至るまで、自分の生命に感謝を捧げて世を去られたという。昔から言うところの万象万謝に通じる。

私は、いま生きることの素晴らしさを、感謝している。いままで、私になぜこの素晴らしさを、感じとれなかったのか。

国立、千葉病院の精神神経科医長故、西川喜作氏の言葉。

同医師は、不幸にもガンにおかされ、それに対し、必死の思いで闘った。生きたいの連発で激しく、心中に叫びながら、だが惜しくも五〇歳の働き盛りに万斛の涙をのんでこの世を去った。その昔、日本で有名な国立癌研院長が不幸にもガンで死去された。院長が病床中、泥懇の毎日新聞社の雑誌記者が見舞いに訪れた。その時の会見記を詳細に雑誌に発表したことがある。その記事の中に、院長の臥床中の掛布団の上を一匹の猫が飛び越えて素早く走り去った。その途端に、院長は猫の後ろ姿に静かに手を合わせ、拜んだと掲載されてあった。雑誌記者は、何げなく記事にしたのであろう。然し私はこの時、院長の胸にどのような感懐が去来したかを、暫く考えたのである。さて、諸先生は、この状況をどう解釈されますか。私はこう考えたのですが、いかがでしょうか。或いは私の創作になるかも判りませんがね。院長は「生きる」「生きていく」ということが、あらゆるものを超えて、自分自身にとって、いかに尊いものか、切実極まりなく、自分のガンの快癒を神に祈ると共に、走り去る猫に「お前よ、長く生きてくれよ、若しお前に神の力があるなら、どうか、俺を救ってくれ」頼りにならぬ動物にまで、助けを求めたのではなからうか。若しそうであつたなら薬にも縋る心とはこのことであらう。

本年一月の朝日新聞夕刊「余白を語る」記事中で、野見山氏はこう語る。

「老後があるのは人間だけ、動物は足が弱って、逃げられなくなったら食べられてしまふ、自分で食物をとれなくなつたら終わりでしょう。北斎は、九十歳すぎても死にたくない、と、わめいた。あれはみごとですね」。

森繁久弥は、その著者のなかで、仲間の小林桂樹と対話中、たまたま、何かの話に移ったとき、桂樹が突然「人間、死んだらおしまいだ」と念仏口調で大声をあげたそうである。人間、死んでもおしまいにならぬ、有名人も存在す

るだろう。例えば、ノーベル受賞者、その他芸術家、発明家、等々。それは数少なく別格である。大半の人間が「おしまいだァ」に終わる。

五十余年前、川越の喜多院に私は参詣した。その折り、天海僧正の歌詩をみた。僧正は、徳川三代にわたる主君に仕え百六歳の長寿を保ち、此の世を去ったという。この時代には勿論戸籍法が存在しないから、年齢の真偽のほどは判らない。が、僧正は

気はながくつとめは、かたく、色うすく、食、ほそうして、心広かれ

と、語っている。これの注釈することは、野ぼかも知れぬ。敢えて、私流に解すると、自分のやっている仕事は誠実を以てやれよ、女色を戒め、腹八分、人との交わりには、寛容と忍耐。これらを実行すれば長寿疑いなしだということべきか。

黒沢明監督の名作「生きる」(昭和二七年封切り)について同監督はこう語る。「僕は時々、ふっと自分が死ぬ場合の事を考える。するとこれではとても死にきれないと思って、居ても立っても居られなくなる。もっと生きているうちにしなければならぬ事が沢山ある。僕はまだ少ししか生きて居ない。そんな気持ちが出て胸が痛くなる。作品はそう言う僕の実感が土台になっている」(朝日新聞平成元年一月七日夕刊)あの作品の主演男優志村喬は、この世には居ない、然しこの作品の存在する限り、志村は生きている。この劇をふりかえてみる。ガンになった一人の男が、人影のなくなった公園のブランコに乗りながら、ゴンドラの歌を静かに口ずさむ。「命短し、恋いせよ乙女、赤き唇、あせぬ間に……」あの切々たる哀愁の歌は、私の心に、永久に消え去らぬ情感を植えた。昨年であったか、NHKの放映で辰巳柳太郎と島田正吾の対談の時、二人で歌った歌が、矢張り「ゴンドラ」であった。私は、三、四年の間に知人弁護士Aの死去にあった。申し合わせたように、年齢六二歳、病名は、肺、食道、胃ガン、昔は男性の四一、二、三歳を前厄、本厄、後厄と称したが、六二歳も男性の生死を分ける、ひとつの節目ではなからうかと考える。五

月会でも年齢は少し上回るが温厚篤実の斎藤兼也先生が六七歳の若さで我々と永久の決別をした。まことに痛恨極まりない。

故正木ひろし氏も七九歳で此の世を去った、病名はガン。私は九段坂病院で同氏の臨終に立ち会った。私は同氏の丸坊主にした頭を暫く、なでながら、永別の涙を流した。私と正木氏とは、昭和七年以来の友人、かつ同氏の名譽毀損丸正事件の弁護人を私は担任した。

少し話題を変える。去る平成元年九月三〇日、日本工業クラブの会合で東邦大学名誉教授、総持寺鶴見総合病院長、阿部先生の「食生活と健康」と題する講話を拝聴した。その時の一部を掲記する。

日本人の平均寿命

明治二四年―三二年は、男四二・八 女四四・三

昭和一〇年―一一年 男四六・九二 女四九・六三

昭和二二年 男五〇 女五三・九六

昭和二五年―二七年 男五九・五七 女六二・九七

昭和三〇年 男六三・六〇 女六七・七五

昭和四〇年 男六七・七四 女七二・九二

昭和六三年 男七五・五四 女八一・三〇

平成元年九月十二日、厚生省発表 本年の高齢者

一〇〇歳以上 三〇七八人、内訳は

男六三〇人 女二四四八人。

一〇〇歳以上長寿者数の推移

昭和三八年一五三名、同五〇年五四八名、同五五年五六八名、同五七年二〇〇名、同六〇年一七四〇名、同六三年二五五八名

☆

エネルギー摂取量(キロカロリー)の推移 平均一人一日当たり

明治末期 二、一〇キロカロリー

大正一〇年—一四年 二、三一〇キロカロリー

昭和六年—十年 二、一七〇キロカロリー

同 二一年 一、九〇三キロカロリー

同 三〇年 二、一〇四キロカロリー

同 四〇年 二、一八四キロカロリー

同 五〇年 二、二二五キロカロリー

同 六〇年 二、〇八八キロカロリー

同 六二年 二、〇五三キロカロリー

食品中に含まれる食塩のめやす。食塩は、一日二〇グラム以下の目標とせよという。前頁に表として掲載する。

次に掲載するのは、健康づくりのための食生活指針

1 多様な食品で栄養バランスを

・ 一日三〇品目を目標に

・ 主食、主菜、副菜をそろえて

☆

☆

食塩のめやす

食品名	分 塩	食塩(g)
しょうゆ	小さじ1ばい(6g)	1.2
"	大さじ1ばい(18g)	3.6
みそ汁(からみそ)	1ばい 15g	1.5
" (甘みそ)	1ばい 15g	0.8
バター	10g	0.2
マヨネーズ	大さじ1ばい(14g)	0.4
うめばし	1個	1.4
ノリつくだに	10g	1.0
たくわん	10g	0.9
塩ざけ	1切 (70g)	5.7
めざし	1尾 (8g)	0.3
ハム	1枚 (25g)	0.8
ちくわ	1本 (120g)	3.0
食パン	1枚 (60g)	0.7

2 日常生活活動に見合ったエネルギーを

・ 食べすぎに気をつけて肥満を予防

・ よくからだを動かし、食事内容にゆとりを

3 脂肪は量と質を考えて

・ 脂肪はとりすぎないように

・ 動物性の脂肪より植物性の油を多めに

4 食塩をとりすぎないように

・ 食塩は一日一〇グラム以下を目標に

・ 調理の工夫で、むりなく減塩

5 ころころのふれあう楽しい食生活を

・ 食卓を家族ふれあいの場に

・ 家庭の味、手づくりのころころを大切に

次は、四〇歳からの食生活のチェックポイント。次の項目のうち、該当するものに○をつけてください。

1 朝食は毎日きちんと食べていますか。

2 食事はいつも腹八分目を心がけていますか。

3 食事をするとき、食品の組み合わせを考えて食べていますか。

4 にんじん、ほうれん草など、緑や黄色の野菜を毎日食べていますか。

5 淡色野菜やくだものは毎日食べていますか。

6 料理の味は、うすめを心がけていますか。

7 魚、大豆製品などの良質のたんぱく質食品を食べるようにしていますか。

8 牛乳は毎日飲んでいますか。

9 こんぶ、わかめ、のりなど海藻類を毎日食べるようにしていますか。

10 植物油を使った料理を毎日食べていますか。

○印の数 九〜一〇個#たいへんよい。

○印の数 七〜八個#よい。

○印の数 五〜六個#少し注意が必要です。

○印の数 五個未満#問題あり。もう一度、食生活の点検を。

次は、たばこと酒

(1) たばこをすう人は、つぎのような注意をしましょう。

① くわえたばこはしない。

② なんとなくすわない。

③ おなかやすいたときには、すわない。

④ こどもやたばこをすわない人が同じ部屋にいるときはすわない。

⑤ ときどき部屋の空気をいれかえる。

⑥ 心臓病などがある人は、すつてよいかどうか医師に相談する。

⑦ すいたくなくても、深呼吸をしたり水をのんだりして一応がまんする。

(2) 酒をのむ人は、つぎのような注意をしましょう。

① 毎日つづけてのまない。

(厚生省 栄養指導課)

- ② 長時間だらだらとのまない。
- ③ おなかがすいたときにはのまない。
- ④ たん白質や野菜をほどよくとるようにする。
- ⑤ あまり強い酒はのまない。
- ⑥ のんだときは熱い風呂や急な運動をひかえる。
- ⑦ くすりと一緒にのまない。
- ⑧ 肝臓病などがある人はのんでよいかどうか医師に相談する。
- 次は、がん予防の常識一二カ条
- 1 偏食しないでバランスのとれた栄養をとる。
- 2 なるべく同じ食品を繰り返して食べない。
- 3 食べ過ぎを避ける。
- 4 深酒はしない。
- 5 喫煙は少なくする。
- 6 適量のビタミンA、C、Eと繊維質のものをよくとる。
- 7 塩辛いものを多量に食べない。余り熱いものはとらない。
- 8 ひどく焦げた部分は食べない。
- 9 かびの生えたものは食べない。
- 10 過度に日光に当たらない。
- 11 過労を避ける。

12 体を清潔にする。

(国立がんセンター 杉村・河内による)

以上が、阿部先生、御講話の大意である。尚つづけて、自分の見解として、日本人の寿命は百十歳が限界ではないかと話された。さて、八十路坂を越えた私は、ささやか乍ら、現役である。従って、体には十二分の注意を払って生きている。結局、人間として活躍する元素は、要約すると、「体力、気力、智力」の三点になると信じ体力を第一位におく。なお残り少ない私の余白は、ネクラでなくネアカとして過ごす考えである。終わりに、私のすきな文章を掲げて、擲筆する。

各位の御健祥を祈ること切。

運命も、健康も 環境も すべて、心が創り出す。

谷口雅春

☆

☆

☆

散る桜残る桜も 散る桜。

良寛

平成元年十月八日



中大法曹の伝統と、若き力の 後継者を

学校法人中央大学理事

野宮利雄（二弁）

一 はじめに

平成五年五月、中央大学法曹会からの推薦をいただき、学校法人中央大学理事に選任されました。同時に、法曹会推薦として、篠原千広弁護士（東弁）と、柳澤義信弁護士（一弁）が理事に選任され、理事会には、監事として縄稚登弁護士（東弁）と、評議員会議長として信部高雄弁護士（一弁）が列席されております。

二 理事会について

申すまでもなく理事は、学校法人中央大学の管理運営について、理事会を組織して、理事会の議事に参加し、議決権を行使する権限をもち、その議決について責任を負う機関（学校法人中央大学基本規定（寄付行為）第十七条）とされておるのでありますから、私どもひらの理事ではあっても、その責任は重く、毎回の理事会での審議案件についての論議は極めて活発であります。理事の構成は、現在、総長、学長、事務局長である職務上の理事三名と、評議員会からの選任理事一八名とを合せて二二名で、内海英男理事長をはじめとして、常任理事三名（教学側、学識経験者、事務局出身者）のほか、教学側から各学部教授会から推薦の各一名（必しも学部長ではない）の六名、

学員側は、南甲クラブ（経済界）二名、国会、体育会、地方関係一名の構成であります。理事会は、現在、定例として毎月第一月曜日午後三時から八王子市多摩の本校舎で、第三月曜日午後三時から神田駿河台記念館にて開催され、緊急の議案があれば臨時に開催されることになっている外に、評議員会開催日には、その午前中に、開催されております。又、理事は、理事会から各種委員会委員に選出されるので、私の場合は、総長選考委員会と、第二次基本規定検討委員会の委員として出席し、その他の会合も屢々出席を求められるので、顧りみると毎週一、二回以上は大学関係の仕事の時間に充てられております。

三 本来、この機会に中央大学全般の当面する諸問題——とくに大学改革の推進状況と、その基礎をなす財政基盤の確立へ向けての努力の状況について述べ、一八八五年創立以来一一〇年の歴史と伝統をもつ中央大学が、現在、法、経、商、文、理工、総合政策の六学部のほか、大学院、通信教育、高等学校三校と、三つの研究所が設置され、年間の収支予算約三六八億円、教員六三六名、事務職員五〇一名（平成七年度）である総合大学として活力に満ちた教育研究活動が展開されている概要を報告すべきところではありますが、本誌に総長など重要なポストにある方々のご執筆が有ると聞き及んでおりますので、割愛させて頂き、高木友之助総長が五年前に就任以来、その努力目標とされておられる「二十一世紀には、中央大学を日本一の私立大学に」の立場から、具体的には、法学部出身者である法曹会会員の立場から、法学教育、法曹教育の水準を示す象徴的実績として、優秀な人材の育成はもとよりのこと、中央大学の歴史と伝統の看板である「司法試験合格者の数においても日本一」なる必要があり、その努力を更にしなければならないと思います。良き伝統には、若き力を注入する必要があると思います。

四 もちろん理事会では、所要の審議案件のほかに、報告事項として、司法試験、公認会計士、弁理士、行政官、外交官等の各種試験の合格者の数と、その内訳、他大学との比較、司法試験については、過去一〇年間の合格者数の増減とその理由、その大学順位などについて詳細な説明報告がなされるが、これとても、昭和五九年以降であり、

中央大学一〇年の歴史のうち、昭和二六年（一九五一年）に合格者数において日本一となり、（この年、文学部が創設された）以来昭和四五年（一九七〇年）まで連続して二〇年間、トップ合格者数を輩出していた事実については、抽象的な報告にとまり、現在、そして近い将来に、日本一の実績を回復する具体的方策について、その対応策については未だ些かもの足りなさを痛感するものがある。（法学部においては、法曹論と司法演習講座の開設、大学にては法職講座の運営強化などの対策はされているが、未だその実効を發揮し得ないようである）。そこで、「法科の中央」を象徴する司法試験合格者数、上位三校（中央、東大、早稲田）の順位と、各年次の合格者数を確固たる歴史的事実として再確認することは、中大法曹としても、将来に向っても重要な意味を持つと信ずる。

1 一九八五年九月発行の中央大学百年史のなかの「中央大学略年表」一〇頁、昭和二六（一九五二）年の記述に『司法試験合格者数初首位（四五年度まで連続二〇年間）』との記述があります。この具体的な数字については、法曹会会員は、自らが歩んできた足跡を振り返り回顧すれば、直ちに想い起す事が出来るのでありますが、ご参考までに労をいとわず、列記すれば次のようになります（別冊法学セミナー、司法試験シリーズ別巻「八二年版」の学校別、年度別合格数参照）。

昭和年度	校別合格者（カッコは在学者）数		
	中央大学	東京大学	早稲田大学
二六年	九三（四一）	七九（五三）	八（二）
二七年	六三（四二）	五五（三二）	一〇（七）
二八年	七一（二六）	二九（一五）	七（三）
二九年	六八（二〇）	三六（一六）	七（〇）
三〇年	六二（二二）	四六（二六）	四（一）

三一年	八三(七)	五七(二四)	一一(一)
三二年	六〇(六)	五六(二三)	一二(二)
三三年	一〇六(八)	五九(三三)	一二(二)
三四年	九五(九)	三六(一九)	一七(二)
三五年	一〇二(七)	五一(二五)	一八(一)
三六年	一三八(二〇)	四六(二三)	一七(一)
三七年	一四四(二四)	六五(三〇)	二九(二)
三八年	一五〇(二六)	七八(三四)	三四(三)
三九年	一七〇(三二)	六七(三五)	三四(五)
四〇年	一四八(二八)	一〇二(六八)	三三(四)
四一年	一四五(二二)	一二六(九一)	二三(二)
四二年	一三九(二六)	一一八(八一)	五〇(七)
四三年	一三二(二二)	一〇〇(七〇)	四七(六)
四四年	一三〇(六)	八四(四九)	五四(一五)
四五年	一三八(六)	八九(三五)	七一(六)

2. として、昭和四六年度以降については、順位を○印で示すと、次のようになる。昭和四八年度以降については、本学法職事務室において、合格者の大学別統計をとり始めているので、その数字によった。

年度	順位	中大	東大	早大
四六年	②	一一六(三)	一二七(九二)	四七(三)

四七年	②	一〇〇(五)	一〇八(四〇)	五六(三)
四八年	①	一三三(二二)	九〇(四二)	五四(二六)
四九年	②	八六(二六)	九五(三七)	七〇(三一)
五〇年	②	七八(二五)	一〇八(四〇)	五二(二九)
五一年	②	七一(二〇)	一〇一(二九)	四五(二一)
五二年	②	七二(二〇)	八八(二五)	五八(二四)
五三年	②	八七(二一)	九四(二三)	六八(二三)
五四年	②	八三(一九)	九〇(二〇)	七五(二二)
五五年	②	八六(一九)	八九(二〇)	六一(二一)
五六年	②	五九(七)	一〇一(一九)	五六(九)
五七年	①	九〇(二二)	七八(二四)	七二(二三)
五八年	③	六三(三)	八三(三二)	八八(五)
五九年	②	八四(一)	一〇二(四六)	七六(九)
六〇年	③	七三(〇)	八〇(三五)	七九(六)
六一年	②	八五(四)	九七(四〇)	八五(九)
六二年	②	八三(二)	八六(三二)	八〇(二〇)
六三年	②	七六(〇)	一〇七(四三)	六七(六)

3 平成年代に入ってから、次のとおりであります。同六年までは、連続して順位三位となっております。特に留意されなくてはならないのは、司法試験制度の改革に伴い、平成二年度までは、毎年、大概五〇〇名前後の

合格者数を、平成三年度よりは六〇五名に、四年度は六三〇名に増員され、さらに平成五年は七一二名に、六年度は七四〇名の合格者数となり、これまでの最高数の合格者数となったことは、法曹会員のよく承知しているところではありますが、その結果、中大の合格者数に、どの程度、比例して増加したかを、数字で対照したいと思います。

年度	順位	中大	東大	早稲田
平成元年	③	七四(一)	一〇九(三一)	九五(四)
二年	③	六九(一)	九九(四四)	七〇(七)
三年	③	八一(二)	一三三(五一)	八三(四)
四年	③	一〇〇(二)	一二六(五六)	一一二(五)
五年	③	九一(三)	一三七(五四)	一三五(七)
六年	③	八八(六)	一六一(六〇)	一二一(八)

五 編集委員会から御指示の「中大法曹」第一五号の貴重な紙数を超えながら、敢えて、過去四五五年間の司法試験合格者の数と、他大学との順位をこの機会に回顧したのは、大学理事会において、司法試験合格者数の発表報告をなす場合、平成六年一月理事会の場合は、昭和五九年度以降一年間のみの主要大学別の一覧(B4版一枚)であります。これは、合格者数において上位七校(中、早、東、慶、明治、京都、一橋)その他の大学の各出願者数、短答式、論文式、最終の合格者別で、その内容の分析は説明されます。しかし「法科の中央」の伝統と実績、昭和三年から四八年まで一五年間の長期に亘って、年間の総合格者数約三〇〇から五〇〇名前後の期間に、合格者一〇〇名を超えていた中大法学部の法学教育の実力水準と、法学研究のバイタリテイ、教員、学生、受験生の情熱的なやる意気込みは、どうなったのであろうか。平成三年度以降の総合格者一〇〇名増や、二〇〇名増員による

相対的な合格者増の現象は、中大に關しては余り影響はなさそうである（他大学合格者数には、その増加が顕著に現れていると云える）。

六 ともより、数の多きことを以って貴しとはしない。中大法学部における法学研究と、法学教育の充実、発展を期することは、歴代の理事者、教職関係者と法曹会員を含む関係者の間で幾度か論議研究されてきたところであり、す。しかし、何よりも、中央大学の一一〇年の伝統と歴史は、法学教育の歴史と発展そのものであり、日本の司法部を在朝在野の立場から、その根幹を形成維持して参った誇りと、自負心と実績を有しております。この司法部を支える伝統と歴史に、それぞれの立場から、若き活力に満ちた後継者をより多く育成輩出し、中大法学部の声価と榮譽を、更に発展してほしいと冀うものであります。

(七・一・一一)



司法演習雑感



鈴木孟秋

一 一九九三年後期から中央大学法学部に司法演習講座が開設され、私も一九九三年後期は民法総則、一九九四年前期債権総論、後期民法総則を担当した関係で、法曹会幹事からの求めに感じ感想めいたものを記して参考に供したい。

二 今までの大学の法学教育の中心は、マスプロ講義であった。それ故少人数教育の導入と授業方法の改善の必要性が強調されて久しい。例えば名古屋大学の松浦警教授はチューター (Tutor) による一〇名ないし二〇名程度のサブ・レクチャー (講義の素材を学生によく理解させるための講義と併行して実施される授業) の必要性を説いている (NBL二七三号六頁以下)。

また、東海大学の吉野正三郎教授は「法学教育の現状と改革」(ジュリスト九七一号一三〇頁以下) において、法学教育について、日本とドイツの比較をし、大学における法学教育と法曹養成制度のつながりからいえば、ドイツの方がはるかに理想的であり、ドイツの法学教育の特徴は「演習」(Übung) にあると述べている。演習はユーングとよばれ、講義で基礎概念や基本原理、基本的事項を学んだ学生を、教授が事前に作成した事例を用いて、

徹底的に思考力を訓練するものである。そして、我が国の多くの大学においてこれらの制度を採用する必要性は認められているものの、その実現は担当者の問題とカリキュラム過密の問題から困難とされていた。

ところが、今般開講された司法演習は、前述のサブ・レクチュアかユー・ビングに匹敵するものであって、二〇人位の少人数を対象に事例問題を素材として条文の操作と問題解決の思考方法を訓練する授業方法である。そして、中大法曹会において多くの授業担当者を用意し、大学側がカリキュラム上の問題をクリアーして実現を見たことは喜ばしい限りである。

三 この場合先ず問題となるのは、司法演習のための適切な事例を用意することである。私も司法研修所教官時代、事例問題作りには大変苦勞した経験があるが、初学者の理解を助けるためには、問題が難しくてはいけなしいし、ある程度論点が含まれていなければ思考力をトレーニングできないので、これを作ったり選ぶのに一苦勞することになる。司法演習（民法）のスタートにあたっては、時間の制約があったため、取り敢えず市販のゼミナルテキストの問題を集めたり判例時報等を渉猟することになった。しかし、市販のゼミナルテキストの事例は、実務家が作ったものではないから、どうしても講壇事例が多く、実務経験からすると一寸首を傾げたくなるものが散見される。そこで、著作権法に触れないように市販テキストの問題を少しアレンジしたり、自作のものを混ぜたりして一四、五問を作り、取り敢えず何とかスタートした。今後は毎年の授業経験を加味して事例に手を加えたり、自家製の問題を補充し、マンネリ化を避ける工夫が必要となろう。

四 次に、この問題の具体的検討と関連する判例の蒐集等に関する授業担当者のかかわりをどうするかである。司法研修所では、起案問題については各教官が分担してレジュメを用意していたので、民法総則のスタートに際して、問題の分担割当てをしたところ、一部の講師から反発をうけたのは以外であった。各講師とも仕事多忙の間に演習を担当するのであるから、互に情報を交換し合うのが合理的であると思うのだが如何であろうか。二年次の債権総

論においては全講師の賛同を得て、問題を分担してレジュメを作成して交換し、その検討の会を四回位持った。そして問題内容の検討のみならず、授業の進め方等も話し合いが持たれたのは極めて有意義であった。

五 実際の授業は、二〇人クラスの場合では五名を一班とし、四班編成で問題を各班に順次割当て、班のうち一人乃至二人がレジュメを作って発表し、講師がこれに対し講義し解説を加える方式をとっている。班内部ではサブ・ゼミをもって事前に検討する例もあるが、全部にこれが浸透しているわけではない。関連する重要判例はその内容を図示した印刷物を配布して理解の資料として提供している。しかし、担当学生の一方的な発表のみで質問や討論が殆どないのが寂しいかぎりである。私は法律学を学ぶ上では、議論乃至討論が必要だということを強調しているが、殆んど反応がないのが実情である。そこで己むなく、講師の方で質問したり反論したりして一方的に講義を進めることになってしまふ。これは結局学生が、自分の命ぜられた問題はやるが、他の人の担当分の予習はやらないためであろう。司法演習Ⅱの担当講師の一人は、班の中に質問係をつくって必ず質問させるという方法を工夫しているということであった。大学の法学教育の中で意識的に「議論」によるアプローチを採用することが問題の発見、解決能力の養成にプラスである旨を強調している人もいるので（NBL五三七号、加藤新太郎「法実践と法学部における民法教育」（下）参照）、今後担当講師として留意すべきことだと思ふ。

六 次に、教える内容と教え方の問題がある。先ず内容に関しては、法律情報が拡大の一途をたどることを余儀なくされている現状では、付与すべき情報のスクラップアンドビルドが必要だといわれている。そうでないと限られた時間の中で、基本的事項を網羅することが不可能だからである。私が民法を学んだ頃は、大部分の人は我妻博士の理論・体系によっており、これを読み理解することに腐心した。その後の民法解釈学の動向については、星野英一教授が「民法概論Ⅰ」（一一頁）で「今日のわが民法解釈学者の仕事は、我妻博士の理論・体系を目標にこれにぶつかり、これを批判し、崩して新しいものをうちたてることにある。（中略）とにかくこれの一つ一つの部分に挑

戦してその部分において我妻理論の上に出ることが民法解釈学者の関心であり、個別的には優れた業績が次々と現れ、かつ現れつつある。この中で、我妻民法学は、かなりの部分が崩れ落ちながらも、なおその基礎と骨組とががちりと建っている建物にも比せられる、といえようか」と述べているとおりであろう。

実務上も我妻民法は便宜で、これと有斐閣の注釈民法があれば充分であった。しかし司法演習を担当することになって、現在解釈上問題となっている論点は何か、標準的情報たるものは何かをつかむ必要性が生じて来た。そこで、最近の教科書、しかも比較的若手の学者の教科書を二、三購入して読んで見た。やはり、相当内容が変わって来たとの印象をうけている。又わが国の民法の教科書には優れた体系書、概説書があるが、民法全体を初歩から高度なレベルへと読者を導く趣旨で書かれた本は少ない。そのため学生はいわゆる予備校教材にある種の新鮮さを感じてしまうという指摘もあるが、これは正しい指摘だと思う(内田貴「民法Ⅰ」東京大学出版会「はしがき」部分参照)。内田教授の前掲書は最近出版されたものであるが、本を始めから順に読んでいくことによって独力で徐々に高いレベルに達することができるよう教育的配慮をした好著である。このような新しい視点からの教科書が書かれること自体、時代の変遷を感じさせるし、後述する教育方法と相俟って我々講師も「わかり易さ」を常に考えて学生を指導しなければならぬとの感を深くしている。

教育は、その受け手が伝達された内容を理解し、定着してはじめて完成するのであるから、教育実践の見地からすれば情報付与の方法がかなり大きな要素を占めることになる。大学進学率が高まり、「大学の学校化」といわれている以上、大学でも手とり、足とり教える傾向は一般化しつつあるのではないだろうか。司法演習については、一年生と二年生を対象とする性格上、学生にわからせ知識を定着させるよう努力して行かなければならないと思っ

七 次に学生に対する教育効果測定の問題がある。司法演習は、正規授業として二単位が与えられるから、単位取得

の認定を何で行うかである。一般的伝統的には試験という形になるであろう。他は平常の学習態度（主として出席日数）、レポートの提出が考えられる。私は一九九三年度については、最終授業日を利用して、事例問題を出題し「教科書、参考書、判例集何でも持ち込み可」という形で試験を行なった。しかし、問題がむずかしかったためか、出来は悪く、結局授業の出席度を勘案して評価することになった。これは、試験を行わないクラスと評価に差が出ると学生に気の毒だという気がしたからである。

「試験」の方法をとると、試験毎に事例問題作成に苦勞しなければならぬし、試験のため授業が一回犠牲になるので一九九四年度からは前期、後期ともレポート提出の方法をとり、これに出席の平常点を相当程度加味することにした。

レポートは予め配布してある事例問題の中から指定して、それについて解答を求め期日までに提出を求めるものである。講師はレポートにコメントをつけ、学生に返還したうえ、講評を行うことにしている。提出されたレポートの内容は勿論玉石混淆であるが、多くは真面目に取り組んでいる。一九九四年後期は、レポート作成に関連して参考文献として、本格的な論文とか判例、判例評釈を予め印刷物にして紹介しておいた。一年次の学生にとってこれらの法学論文を読解することは到底無理であることは承知しているが、参考文献の一つ位は目を通してくれればよいという願いもあったし、学生が著名な学者の還暦記念論文集などを見て少しはアカデミックな雰囲気に触れて欲しいという気持ちがあったからである（予備校教材に赤線を引いているだけでは本当に味気がないではないか）。受講学生の中には、紹介した全部の文献を集め、レポートをまとめるのに時間がなくて困ったといながら、中々の力作を提出した者もいる。

八 最後に受講学生側からの司法演習講座に対する評価に関連して一言触れておきたい。大学側で受講学生にアンケート調査を実施しているが、これは非常によい試みである。この調査結果によると「前期に比べて講義の理解度が増

した」とか「講義がよく理解できるようになった」という回答が多く寄せられていることは、手離しでは喜べないものの、所期の目的は一応達しているように思われる。尚一九九三年度のアンケート調査により、「演習Ⅰ担当者が演習Ⅱも担当した場合、継続履修を希望しますか」という質問に対して、多数の受講者が「希望する」と答えていたので、私は、これに応ずるためテストケースとして「司法演習Ⅱ」も担当した。これは、私の「司法演習Ⅰ」受講者には優先的受付をしてもらいいわゆる「持ち上がり方式」をとったのである。その結果「司法演習Ⅰ」受講者の約半数が継続履修した。この場合は学生の名前もよく覚えられ、学生の方の質問が比較的に活発になる等それなりの効果はあった様に思う。

授業に対する学生の満足度調査とか授業評価等の必要性が指摘され、授業内容の五段階評価方法を採用している慶応大学湘南藤沢キャンパス(SFC)の例がよく紹介されるが(日経ビジネス一九九三年四月五日号等)、「消費者としての学生」を意識した教育サービスの質を高め維持するためには必要なことであり、この採用は時代の趨勢ではないだろうか。司法演習に対する大学側のアンケート調査はいささか遠慮がちであるから、この際授業内容について直截な質問をしてこれを五段階方式で回答させたらよい参考資料が得られるのではないかと思う。又意見、提案の自由記入欄が多いと学生は殆ど記入しないから、個別的具体的な質問を多くした方がよい。

九 以上、思いつくままに司法演習講座の担当者としての実情を報告すると共に感想やら希望を述べさせて戴いた次第である。

司法演習をより充実したものにし、継続した行くためには、担当講師の層を厚くしなければならぬし、教育方法についても新たな工夫が必要になってくる。そのための情報交換や試行錯誤が続くことになるだろう。



法学部教育における「司法演習」

吉川 壽 純

第一 法学部改革への参加

「司法演習」刑法Ⅰ・Ⅱの講師陣に加わって早や一年半になります。

実際の授業のかたわら、大学関係者との会議にも参加して、内から大学を見すえ始めるようになりました。どれもが真新しい初体験ですが、多彩な感想をつのらされております。

まず、「司法演習」が大学法学部の改革に波動を起こしてきたとの思いがあることです。

これまでの大学法学部は、大学内で養成され、学界内で研究に専念している教授・助教授・助手らのピラミッド形の一元的组织によって、学生を教育するという仕組みになっておりました。他大学からの講師も、結局はその大学内で養成された同類のピラミッドに含まれる人たちです。その教員の実際をみると、学生への教育よりも学界へ発表する研究にひたすら精力が注がれ、その教育ではおのずから研究の色合いの濃い抽象的な理論が展開される傾向があったことは否めませんでした（例えば、ある教授は、自分の年来の研究テーマを毎年の試験問題にしているという。）。

「司法演習」は、この一元的組織の研究とは異次元の実務法曹者を組織的に導入して、大学法学部の活性化を企図したものです（官庁の定年退職者を教授に迎える仕組とは明らかにちがう）。閉鎖的な大学にあって、この一元的組織を柔軟にして別の血液路をつけたことは革新的なことだと喜んでいるものです。その波動がようやく起こされ始めたのです。

第二は、新しい学生のニーズにも答える企画だと礼讃するものです。

大学法学部の学生は、小中高の既成の一貫教育を受け続け、一般社会から隔離されたいわば無菌状態のまま大学法学部へ入学してきたものばかりです。その学生は大学のマス教育化に対して個別化、これから巣立つ社会へ直結した実用教育をも熱望しているのが大半です。大学で、法律実務家から、生々しい事件の実態を肌で知らされて社会の「建前」と「本音」を学び、実際に役立つ教育を受け、無菌状態から早く脱皮したいと感じ始めているのです。大学人を養成するのではなく、一般社会へ通用する職業人を養成することに主眼を置くならば、おのずから教育する側も変質していかなければなりません。

「司法演習」は、その学生側のニーズに答える専門科目として大学教育のもう一本の柱に定着していく必要があると思います。

第三は、「司法演習」は、大学教育に学生からの「評価」を導入する契機になったことです。

これまで、大学側は、教育の「評価」から超越していました。あえて言えば、研究中心の面が強いため、著作数、論文の数が幅をきかず「評価」が一人歩きしていて、よい教育をしているかどうかの角度からの「評価」は皆無だったのです。私たちは、大学当局側の企画に従い、「この演習はとてもよかった」、「よかった」、「少しつまらなかった」、「つまらなかった」、「とてもつまらなかった」、このような類のアンケートに答えてもらい、学生から「評価」を受けました。司法演習に参加した講師陣の良質、熱意、創意工夫をこらしたゼミナールは、いずれも、学生から

「とてもよかった」との圧倒的な評価を得たのです（学説の対立に花をさかせるのではなく、説得の方法に重点を置く教育方法に新鮮さを感じているところもあると思います。）。

この「評価」は一步運用を誤ると、学生への迎合する弊を招き易い危険があることも忘れてはなりません。しかし、学生のニーズを知る手掛かりになったことは確かです。この学生からの「評価」は、教授・助教の講義に対しても行い（アメリカでは、あたり前のことだといわれています）、大学教育の改革の起爆剤になってくれたらすばらしいと思います。

われわれ弁護士は、裁判官・検察官・相手側の弁護士はもちろん、依頼人から鋭い「評価」を受け続けているのです。これはどの社会人も全く同様です。この当たり前のことを大学の内に導入させる契機となれば幸いです。

第二 「司法演習」から見た学生像

まず、「司法演習」を希望してくる学生をみると、将来の職業志望ははっきりしないが、何か法律を学び、社会人になっても役立てたいと思う学生が六割。あと四割が、できるならば司法試験を受けたい、どうしても司法試験を受けるのだという学生です。その学生たちを能力的にみると、不思議なことに前者に優秀な学生が比較的多くみられることです。

この優秀な学生は、大学受験で偏差値教育にもまれ、大学受験時の偏差値をみずからの固定した能力だと思いつみ、その意識から脱皮できない者が多いのです。この意識は私たちの想像をはるかに越えるものであります。法科の中央を叫んでも、それは一方通行の話にしかならないのです。

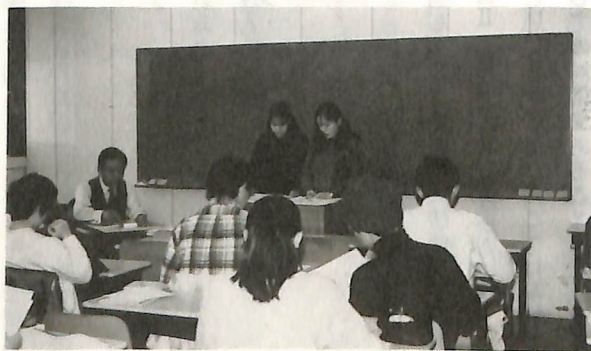
そのような学生に自信を復活させ、自分の将来の展望を持たせるように仕向けていくのが教育だと思うのです。第二は、学生たちの驚くほどの従順さです。

あらかじめ、レポーターを指定して事例の報告をさせると、全員が必ずレジュメを用意してきます。「声が小さ

い」というと、声を大きく出します。黒板に書いて説明を始めると、学生たちの手がいつせいにノートの上を走り出すのです。その従順さは、小学校の教室にいる錯覚さえ起こすほどなのです。あの学園紛争のエネルギーはもう歴史の中へ埋没してしまっただけです。怠けぐせのある教員にとっては、これほど手間のかからない学生はいません。それだけに、この学生たちに勉強意欲をかきたてていくには情熱と工夫が要求されてくるのです。

法廷傍聴や刑務所見学を企画すると、殆どの学生が参加し、裁判官の動きを真剣に凝視し、舎房・刑務作業場を見て何かを学ぼうとしてくれます。コンパでも、法曹実務の体験話や人生相談を求めてくるのが大半であって、それ以外のことが話題に出ることはありません。数人かたまって法律事務所へ訪ねてくれたりもしますが、そのときの話題も同様です。どの学生も、個別の触れ合いを求め、ぐいぐいと引っ張ってくれる教師像を探していることをひしひしと痛感してなりません。

そのような学生たちが、自らの素材にカンフルを与えられて大成していく。「司法演習」がそのカンフルの一滴にならなければと思うのです。





司法演習を担当して

新井 嘉 昭

一 司法演習担当のいきさつ

平成六年四月から、中央大学で兼任講師として、司法演習Ⅱ・Ⅲ（民法）を担当しています。中大法曹会の推薦で講師が司法特設講座を担当するようになって今年で二年目で、そのうち司法演習Ⅱ・Ⅲは平成六年度からのスタートです。この司法特設講座が発足した経緯については、他の諸兄から説明があると思いますので、ここでは割愛します。ただ多摩校舎へ移転後、中大生の司法試験離れが著しくなったことを憂慮しての対策であることは言及せざるを得ません。

私は法職検討委員会の委員の末席として、この制度発足の検討に携った関係から、講師陣の一員に加わりました。当初講師をお引受けするにあたり、まず考えたことは、大学を卒業して約三〇年、弁護士登録二五年を経過し、暫らく勉強らしい勉強をしていない現状で、本当にやっていけるだろうかということでした。顧問をしている自治体の職員研修として、ここ一〇年以上年二、三回民法と憲法の講義をして来たという心強さはありませんが、所詮レベルが違います。しかし何より心強かったのは、当時他大学ではありますが、法学部二年生に在籍し、司法試験を

狙いたいと勉強していた長男の「大学の先生と違う方法でやればいいんじゃないの、オヤジやってみろよ」という言葉でした。そうだ、大学教授とは違う、実務家としての経験で学生にぶつかろう、と決意しました。

二 三つの目標

私は演習を担当するにあたり、次の三つの目標を掲げました。その一つは、この際自分自身勉強し直す絶好の機会と考え、白紙の状態で予習をし、演習をすること、二つめは、いろいろな教科書や資料を読んでも、大学二年生に理解できるように、できるだけ平易に、しかも自分の言葉として表現すること。三つめは、できるだけ具体的事例に基づき考え、学生に教えるというよりも、一緒に考え、難しいと考えられている法律問題を、身近なものとして考える契機になるようにすること、です。

三 演習の内容等

私の担当は、二年前期（四月から九月前半まで）の司法演習Ⅱ（債権総論）と二年後期（九月後半から一月まで）の司法演習Ⅲ（物権・担保物権）です。前後期独立の講座で、単位はそれぞれにつきます。担当日は、仕事の都合上毎土曜日の二限（午前一時から一二時三〇分まで）と三限（午後一時二〇分から二時五〇分まで）の二クラスです。朝自宅を八時五〇分頃出て、新宿に四時頃戻るというスケジュールです。

生徒は各クラスとも二〇人で、うち女性生徒が五乃至七人です。我々の頃は五〇数人のクラスで女性が一人か二人であったのに比べれば、法学部にも女生徒が多くなったものです。なかなか優秀な女生徒が多いようです。二〇人は一クラスの規模としては若干多いかなという感じがしますが、出席者は平均して一六乃至一八人ですので、程よい規模というところでしょうか。

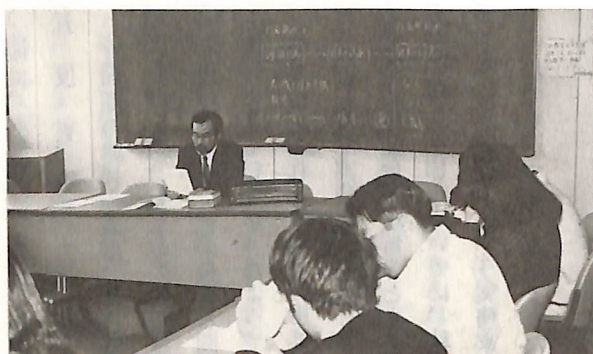
演習問題は、六人の講師陣が予め一四乃至一六問のケース問題を作成し、基本的には各講師とも同じケースで演習します。前後期とも六人の講師が集り、分担制で割当てられた問題を、その講師が下調べをしたレジュメを提出

し、全員で検討します。六人の意見が必ずしも一致するわけではありませんが、討論を通して問題点や学説の相違点がよく理解でき、教室に自信をもって臨むことができます。講師一人々々が単独で検討したのでは、とてもこのようにはいかないでしょう。しかし自ら割当により担当していないケースについては、担当講師が作成したレジュメを参考にしながら、直前に自分自信で下調べをし、まとめを作成します。この作業に週四、五時間を要します。忙しい週では、前日の金曜日の夜遅くまでかかることとなります。

生徒の担当方法は、クラスを四班に分け、一問を一班つまり五人で担当してもらいました。割当てられた班の生徒は、当初全員が予備ゼミを開き、全員が勉強していたようで、代表として発表した人以外の班の人も、よく勉強して来ていました。その後慣れたせいでしょうか、班の中で分担当を敷いて、発表者以外の班員は手を抜いたようです。そこで後期は二〇人を六班に細かく分け、発表する班と質問をする班を別々に担当させてみました。発表をする班は、小人数になったため手を抜かず、一人一人の責任感が強くなりましたが、質問班の積極性が見られません。これからの課題でしょう。

前期の債権総論では、各問題ごとに、例えば、「安全配慮義務」というように、論点を見出しとしてつけましたので、生徒はどの辺を勉強しておけばよいかの予測がつき、その意味ではこの見出しは意味があったと思います。後期の物権・担保物権では、意識的にこの見出しをつけず、論点を探してもらうことも課題の一つにしました。しかし割当てられた発表者は、さすが半年間の勉強の成果が出たのでしょうか、見出しなしで、ほとんど論点を外す





ことはなかったようです。しかし発表者でない生徒にとっては、見出しをつけた方が予習をする範囲が絞られてよいような気がします。今後の課題でしょう。

発表者の一般的な傾向として、ある課題について、意義、要件、効果という定型的なまとめや、諸学説、判例のまとめは、きちっと整理して来るのですが、学説間の対立や、学説と判例が対立する根本の理解が十分できていないと思います。学説を列挙するだけではなく、その前提としての価値観、法理、立法趣旨の理解にもう少し意を注ぐことが望まれます。

四 学生の将来性

前後期とも、第一講の冒頭で、生徒に自己紹介を兼ねて、司法試験を目指しているか等を含め、将来の進路について希望を述べてもらいました。各クラス二〇人のうち、司法試験を受けたいと公言する人は四、五人でした。司法書士の試験を受験したいという人が三、四人いました。我々の二年生の頃は、まだ大半の人が、できれば試験を受けたいと考えていたような気がします。今の学生は試験を早い時期にあきらめてしまい過ぎるのではないのでしょうか。それでもコンパの席などで、生徒と個別に話してみると、できれば受験したいが、試験が遠くにあり過ぎて、なかなか決断できないという生徒もかなりいることが分かりました。これらの学生に、司法試験を遠いものと感じさせないようにすることが、この演習の大きな腕の振るいどころでしょうか。

一方二年生の割には、よく勉強していて、的確な質問をする生徒も何人かいます。心強い限りです。しかしこの演習のレベルを、これら勉強をよくしている生

徒に、合せるわけにはいかず、これが大きなジレンマと言えるでしょう。

五 反 省 等

前期の終りに、ある生徒から、「先生方は忙しいところを演習に来られているのなら、大学の先生とは違う役割があるのではないですか」と耳の痛い指摘を受けました。私の長男と同じ指摘です。本人はそう心がけたつもりでしたが、実行されていなかったようです。そこで後期には、演習問題に入る前の一〇分程を、私がこれまで扱った事件（失敗した事件も、うまくいった事件も）の話や、修習制度や実務修習の楽しさなどを話しました。弁護士報酬の話もしてみましたすると生徒は、演習のときとは違う興味を示しました。東京弁護士会のお世話で法廷傍聴をしたついでに、私の事務所の見学にも来ました。

生徒が弁護士という実務家を通じて、法律とか裁判とか馴染みにくいものに、一歩でも近づくことができたなら、私たちの役目は少しでも果せるのかなと思います。



司法試験を強くするかい

中央大学法職講座運営委員

木村美隆

正月の箱根駅伝。後半良く追い上げたものの、今年も山梨学院と早稲田の優勝争いに割って入ることができず、三位。選手や関係者の皆さんは一所懸命やっておられるのだろうし、三位でも立派な成績だと思ふのだが、最多出場、六連覇を含む最多優勝という伝統を背負う中央大学であれば、往年を知る人達から「是非優勝を」と期待されるのもやむをえないところであろう。

「また三位か」と口にしてみて、他人ごとではない。ほかでもない司法試験のことである。昨年東大と早稲田の一位争いに割って入ることができず、三位。三位でも立派ではないかなと言え、往年を知る先輩方からお叱りを受けそうである。なにしろかつて昭和二六年から二〇連覇（！）を遂げた中央大学である。「是非一位を」と期待されるのも当然と言わなければならない。

箱根駅伝と司法試験。ともに昭和三〇年代に無敵を誇った中央大学は、何のことはない、山梨学院と東大を入れ替えばまったく同じ立場にある。「箱根駅伝を強くする会」というのがあるそうである。そこで私は「司法試験を強くするかい（会）」を一人で作り、その具体策を考えてみることにした。

まず運動部であれば、第一に考えるべき強化策は、練習環境を整え、有能な指導者を迎えるなど、指導面のハード、ソフトの整備であろう。司法試験についてもほぼ同様のことは言えると思う。この点に関する中央大学の現状はどうかというところ……。

中央大学が司法試験において往年の好成績を残したときの「練習環境」は、学研連を中心とする研究室であった。当時の研究室はどこも合格直前の実力者を多数擁し、その切磋琢磨がプラスの相乗効果を生み、実績を挙げていたように思う。

昨今の研究室は、多摩校舎内にあることもあって、圧倒的に在学生が多く、いわゆる切磋琢磨が期待しにくい状況となっている。むしろかつての研究室の良い伝統は法職講座の駿河台研究室に受け継がれているように思われる。ここでは一年ごとに室員資格の更新のため全員に入室試験を課していることもあり、緊張感が漲っていることが好成績を維持しているものであろう。

しかし、若年受験者を優遇したい法務省の司法試験改革の方向を見ると、多摩の在学生の指導体制がおろそかになることがあってはならない。ことに中央大学において在学生の司法試験受験希望者そのものが減少していることは長い目で見て憂慮すべきことではないだろうか。法学部で実務家を迎えての司法演習が開講されたり、法職講座で多摩校舎の中に在学生向けの研究室を設けようというのも、これらを念頭に置いた対策ではある。しかし現在もなお在学生合格者の大多数が学研連研究室から輩出されていることを考えれば、学研連としてもなすべきことは少なくないと思われるし、大学にあっては新学研連棟の建設など施設面の改善をお願いしたいところである。

運動部でいう監督、コーチのような指導者が司法試験に必要な多少疑問がある。しかし勉強の進め方などに疑問を持ったとき、気軽に相談に乗れる先輩が近くにいることは大切なことであろう。多摩校舎との距離を問題とする向

☆

☆

☆

きも多いが、モノレールの開通も遠くない。多少なりとも指導に関わりのある先輩方には、できるだけ後輩との接点を増やしてほしいところである。

運動部であれば次に強化策として考えるのは、有力な選手のスカウトである。司法試験の場合もそれができると良いのだが、難しい事情もある。しかし方法がないではない。

まず何よりのスカウト策は司法試験において実績を挙げることである。しかしこれは鶏が先か卵が先かということになるのでさて置こう。次に考えられるのが推薦入学制度の利用である。推薦入学者の枠のうち、ある程度を司法試験受験希望者に優先的に割り当てる（もとより入学後の志望変更を認めないわけにはいかないが）ことは考えられるかもしれない。

しかしこの点で最も期待したいのは、中央大学が他大学を圧して全国に張りめぐらせたスカウト網である。そんなものあるのか、と言われるかもしれないが、実はあるのである。いや正確に言えばスカウト網たるべき人脈と言うべきだろう。それはこの中大法曹会を中心としたOB組織そのものである。先生方のお身内やお知り合いなどに、法曹界を志す高校生がおられることがあろうと思う。そのとき自信を持って、「私の母校中央大学に」とお薦めいただきたいのである。大学としての指導体制が全国一整備されていることは間違いない。お薦めいただいた先生に御迷惑をおかけする心配は全くないと思うのである。

☆

☆

☆

とまあ、いろいろ述べてきたが、とにかくにも大切なことは、大学も学生も、そして我々も、何とかしようという情熱と何とかできるはずだという自信を持ち続けることではないだろうか。何やら精神論みたいで今時運動部でもそんなものはやらないと言われそうだが、教育の場に情熱や自信が必要なことは言うまでもない。「中央は多摩に移転してだめになった」とか、「近ごろはできの良いの皆他大学に行ってしまう」などと愚痴のような話を良く耳

にする。しかしそんなことは思っても言うのはよそう。学生にやる気と自信をなくさせるだけで何の前進もない。三位に終わった今年の箱根駅伝もタイムは過去最高とか。かつて連覇を重ねていた時代とは比較にならない好タイムなのである。こちらこそ一所懸命やっているのだが、他大学の方がそれよりほんの少し上を行っていたということにすぎない。こちらのやっていることすべてが間違っているわけではない。すべて間違っていたら三位になんかなれるはずはない。

そうだ、今度の土曜日でも京王線に乗って多摩校舎へ行ってみよう。



〔関係諸規程〕 (資料)

学校法人中央大学基本規定 (寄附行為)

(規程第一号)

目次

- 第一章 総則 (第一条—第三条)
 - 第二章 総長 (第四条—第九条)
 - 第三章 役員及び顧問 (第十条—第二十二条)
 - 第四章 理事会 (第二十三条—第二十五条)
 - 第五章 評議員会 (第二十六条—第三十四条)
 - 第六章 資産及び会計 (第三十五条—第四十一条)
 - 第七章 収益事業 (第四十二条—第四十三条)
 - 第八章 基本規定 (寄附行為) の変更 (第四十四条)
 - 第九章 合併及び解散 (第四十五条—第四十六条)
 - 第十章 公告 (第四十七条)
- 附則

第一章 総則

(名称)

第一条 この法人は、学校法人中央大学と称する。

(事務所の所在地)

第二条 この法人は、事務所を東京都八王子市東中野七四二

番一に置く。

(目的)

第三条 この法人は、教育と研究と行わせるため、次に掲げる学校及び研究所を設置する。

一 中央大学

大学院

法学研究科・経済学研究科・商学研究科・理工学研究科・文学研究科

法学部一部

法律学科・国際企業関係法学科・政治学科

法学部二部

法律学科・政治学科
法学部通信教育課程

経済学部一部

経済学科・産業経済学科・国際経済学科・公共経済学科

経済学部二部

経済学科・産業経済学科・国際経済学科

商学部一部

経営学科・会計学科・商業・貿易学科

商学部二部

経営学科・会計学科・商業・貿易学科

理工学部一部

数学科・物理学科・土木工学科・精

密機械工学科・電気工学科・電気・

電子工学科・工業化学科・応用化学

科・管理工学科・情報工学科

理工学部二部

物理学科・土木工学科・精密機械工

学科・電気工学科・電気・電子工学

科・工業化学科・応用化学科・管理

文学部一部

文学科・史学科・哲学科・社会学科・

文学部一部 - 文学科

総合政策学部 政策科学科・国際政策文化学科

イ 中央大学高等学校 定時制過程 普通科・商業科

ウ 中央大学杉並高等学校 全日制過程 普通科

エ 中央大学杉並中学校

オ 中央大学附属高等学校 全日制過程 普通科

二 研究所

ア 日本比較法研究所

イ 中央大学経理研究所

ウ 中央大学経済研究所

2 この法人は、私立学校法第二十六条の規定による事業を行う。

第二章 総長

(総長)

第四条 この法人に総長を置く。

2 総長は、この法人の設置する学校その他学術研究機関を
総括総理する。

3 総長の任期は、三年とする。ただし、任期満了の後にお
いても後任の総長が就任するまでは、その職務を行う。

(総長の選任)

第五条 総長は、次に掲げる者で組織する委員会の選考した
者について、理事会が選任する。

一 学長・研究所及び高等学校長

二 学部長及び各学部教授会で互選した者各三人

三 理事会で互選した者五人

四 評議員会で互選した者若干人

五 事務局長及び副参事以上の職員から互選した者一人

2 前項第四号に定める委員の員数は、第三号の員数と合算
して第一号、第二号及び第五号の員数の合計と同数とする。

(総長の選考委員会)

第六条 前条の選考委員会は、理事長が招集する。

2 委員会は、委員の互選により、委員長を定める。

3 委員会は、委員の三分の二以上の出席がなければ、会議
を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の三分の二以上の多数で決定
する。

(総長の職務代行)

第七条 総長に事故があるとき、又は総長が欠けたときは、
理事(会)が、その職務を代行する者を定める。

S. No. 13
4/10/99

(教学審査会)

第八条 総長の諮問機関として、教学審査会を置く。

2 教学審査会に関する規則は、別に定める。

(教学審査会への諮問)

第九条 総長は、学校その他学術研究機関に関する規則の制定又は改廃並びに重要な学術研究機関の設置又は改廃について、教学審査会に諮問しなければならない。

第三章 役員及び顧問

(役員)

第十条 この法人に理事及び監事を置く。

2 理事及び監事の定数は、次のとおりとする。ただし、第十二条に定める職務上の理事は、定数外とする。

一 理事 十二人以上十七以内

二 監事 二人以上三人以内

3 第十二条に規定する職務上理事において、総長と学長とが兼ねる場合には、前項第一号の規定にかかわらず、理事の定数は、十六人以上二十一人以内とする。

(理事の選任)

第十一条 理事は、評議員会の議決によって評議員その他の者から選任する。この場合において、各学部教授会が推薦する教授各一人を理事に選任するものとする。

(職務上の理事)

第十二条 総長、学長及び事務局長は、前条の規定にかかわ

らず、その在任中理事となるものとする。

2 学長の職務、任期及び選任等に関する規則は、別に定める。

(理事長)

第十三条 理事長は、選任理事のうちから理事会が選任する。

2 前項の規定にかかわらず、総長たる理事を理事長に選任することができる。

3 前二項の規定にかかわらず、学長たる理事を理事長に選任することはできない。

4 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事の互選によって、その職務を代行する者を定める。

(事業理事及び常任理事)

第十四条 理事の互選によって、事業理事一人及び常任理事

一 若干人を定める。

(監事の選任)

第十五条 監事は、評議員会の議決によって、評議員その他の者から選任する。

2 監事の互選によって、常任監事一人を置くことができる。

(任期)

第十六条 役員(職務上の理事を除く。)の任期は、三年とはする。ただし、補欠又は補充によって役員となる者の任期は、現在役員の残任期間とする。

2 役員は、任期満了の後においても、次期役員が就任するまでは、その職務を行う。

(理事長及び理事の職務権限)

第十七条 理事長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。

2 理事は、理事会を組織し、その議決について責任を負う。
(総長たる理事の代表権)

第十八条 総長たる理事は、第四条第二項に規定する事項について、この法人を代表することができる。

(事業理事の職務権限)

第十九条 事業理事は、この法人の行う収益事業に関する事務を処理し、これについて法人を代表することができる。

(常任理事の職務権限)

第二十条 常任理事は、理事長を補佐し、その担理事務を処理する。

2 常任理事は、理事会が必要と認めるときは、特定の事項について、この法人を代表することができる。

(監事の職務権限)

第二十一条 監事は、この法人の財産の状況及び理事の業務執行の状況を監査する。

2 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(顧問)

第二十二条 この法人に顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事長が評議員会の同意を得て委嘱する。

第四章 理事会

(理事会)

第二十三条 理事会は、理事長が招集する。ただし、理事長は、理事総数の二分の一以上から会議に付すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から七日以内に、これを招集しなければならない。

2 理事会の議長には、理事長が当たる。理事長に故障があるときは、常任理事の互選によって議長を定める。

3 学部長、大学院研究科委員長、図書館長、学生部長、通信教育部長、研究所長、電子計算機センター所長、保健センター所長及び高等学校長は、必要に応じ、理事長の承認を得て理事会に出席し、その所管事項について意見を述べることができる。

(理事会の議事)

第二十四条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決をすることができない。

2 理事会の議事は、出席理事の過半数によって決定する。

3 理事の意見が可否同数のときは、理事長の決するところによる。

4 議事に関する記録は、理事長が署名し、事務局長が保管する。

(理事会の権限)

第二十五条 理事会は、この法人の一切の業務を決定する。

ただし、常務の執行については、理事長が常任理事と協議

して決定する。

第五章 評議員会

(評議員会)

第二十六条 評議員会は、選任評議員及び職務上評議員で組織する。

(選任評議員の数及び被選資格)

第二十七条 選任評議員は、その定数を二百人以内とし、この法人の學員中、二十五歳以上の者から選任する。

2 次に掲げる者をこの法人の學員とする。

一 この法人の設置する大学の卒業生及び大学院の修了者

二 この法人の選任教職員

三 この法人の設置する学校の前身たる学校(英吉利法律

学校、東京法学院、東京法学院大学及び中央大学予科・

専門部・工業専門学校)の卒業生

四 財団法人中央大学から學員として推薦された者

五 学校法人中央大学評議員会において學員として議決し

た者

六 この法人に功勞又は特別の縁故あるものとして學員会

又は評議員二十人以上の推薦により、理事会において學

員として議決した者

(評議員の選任)

第二十八条 選任評議員は、次に掲げる者で組織する選考委員会の選考した候補者について、評議員会が選任する。た

だし、任期満了となる評議員は、この選任の議決に加わることはできない。

一 理事の互選による者三人

二 学部長及び各学部教授会で選任した教授各一人

三 事務局長及び評議員たる事務職員で互選した者二人

四 評議員会議長

五 前各号に規定する者及び職務上の評議員を除く残留評

議員で互選した者若干人

2 前項第五号に定める委員の数は、第一号の員数と合算して第二号及び第三号の員数の合計と同数とする。

3 選考委員会は、評議員会議長が招集する。

(職務上評議員)

第二十九条 この法人の役員、顧問、学部長、図書館長、学

生部長、通信教育部長、研究所長、高等学校長及び事務局

長は、その在任中評議員となるものとする。

(評議員の任期)

第三十条 選任評議員の任期は、四年とする。

2 補欠評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 補充評議員の任期は、そのつど、評議員会において定め

る。

4 選任評議員の解任については、第十六条第三項を準用する。

(議長及び副議長)

第三十一条 評議員会に議長及び副議長各一人を置く。

- 2 議長及び副議長は、評議員会において選任する。
- 3 議長及び副議長の任期は、各二年とする。ただし、補欠の議長及び副議長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 議長及び副議長は、理事会に出席して、意見を述べることが出来る。

(会議)

第三十二条 評議員会は、理事長が招集する。招集状には、議題を明記しなければならない。

- 2 理事長は、評議員総数の三分の一以上の者から、会議に付すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から二十日以内に、これを招集しなければならない。

3 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決をすることができない。

4 評議員会の議事は、別段の規定がある場合のほか、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 評議員は、他の評議員に委任して表決することができる。委任した評議員は、評議員会に出席した者とみなす。

6 会議に関する記録は、議長及び議長の指名した評議員二人が署名し、事務局長が保管する。

(議決事項)

第三十三条 次に掲げる事項については、評議員会の議決を経なければならない。

一 予算、決算、借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)及び重要な資産の処分に関する事項

二 基本規定(寄附行為)の変更

三 この法人の業務に関する重要な規定の制定又は改廃

四 合併

五 私立学校法第五十条第一号及び第三号に掲げる

事由による解散

六 残余財産の処分に関する事項

(委員会)

第三十四条 評議員会は、その権限に属する事項を審議させるため、委員会を設けることができる。

2 委員会に関する規則は、別に定める。

第六章 資産及び会計

(資産)

第三十五条 この法人の資産は、現有の固定資産及び流動資産とする。

2 次の各号に掲げる収入は、すべてこの法人の資産とする。

一 資産から生ずる果実

二 学生生徒等納付金及び手数料

三 寄附

四 補助金

五 収益事業から生ずる利益金

六 その他の収入

(計算基準)

第三十六条 この法人の会計は、学校の経営に関する会計(以下「学校会計」という。)と収益事業に関する会計に分け、学校会計は、文部大臣の定める学校法人会計基準の定めるところにより処理しなければならない。

2 収益事業に関する余計は、公正な会計慣行に基づいて処理しなければならない。

(資産処分制限)

第三十七条 基本金に属する重要な固定資産の処分は、評議員会において出席評議員の三分の二以上の同意を得なければならない。

(予算)

第三十八条 この法人の予算は、毎会計年度開始前に、評議員会の議決を経なければならない。

2 学校会計の予算は、総合、各学校及び経理研究所(講座部)の予算に区分しなければならない。

3 収益事業に関する予算については、予定貸借対照表及び予定損益計算書を作成しなければならない。

(決算)

第三十九条 この法人の決算は、毎会計年度の終了後二ヵ月以内に、監事の意見書及び公認会計又は監査法人の監査報告書を添えて、評議員会の承認を求めなければならない。

(財務諸表の備置)

第四十条 この法人の作成する財務諸表は、監事の意見書及び公認会計士又は監査法人の監査報告書とともに、常に事務所に備えておかなければならない。

(会計年度)

第四十一条 この法人の会計年度は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

第七章 収益事業

(種類)

第四十二条 この法人が行う第三条第二項の事業は、出版業並びに生命保険の募集及び生命保険契約締結の媒介に関する業務とする。

(利益金の処理)

第四十三条 収益事業に関する会計の利益金は、積立金として積み立てるほか、学校会計に繰り入れることができる。

第八章 基本規定(寄附行為)の変更

(議決の方法)

第四十四条 この基本規定(寄附行為)の変更は、評議員会において出席評議員の三分の二以上の同意を得なければならない。

第九章 合併及び解散

(議決の方法)

第四十五条 この法人の合併及び解散の議決については、前条の規定を準用する。

(残余財産の帰属)

第四十六条 この法人が解散した場合における残余財産の帰属者は、他の学校法人その他教育事業を行う者のうちから選定する。

第十章 公 告

(公告)

第四十七条 この法人が、法令によってする公告は、事務所の定時提示場に提示して、行う。

附 則

この基本規定(寄附行為)は、所轄庁の認可を受けた日(昭和二十九年三月一日)から施行する。

附 則

この基本規定(寄附行為)は、昭和三十七年四月一日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この基本規定(寄附行為)は、昭和三十七年十月八日から施行する。

(経過措置)

2 この基本規定(寄附行為)施行の際、現に在任する総長、役員、評議員、評議員会議長及び同副議長は、その任期中、

それぞれのこの基本規定(寄附行為)により選任された者とみなす。

附 則

この基本規定(寄附行為)は、昭和三十八年四月一日から施行する。

附 則

この基本規定(寄附行為)は、昭和三十九年六月二十六日から施行する。

附 則(規程第四百二十五号)

この基本規程(寄附行為)は、所轄庁の認可を受けた日(昭和五十一年十二月十六日)から施行する。

附 則(規程第四百二十六号)

この基本規定(寄附行為)は、評議員会の議決を経た日(昭和五十二年三月二十一日)から施行する。

附 則(規程第四百九十二号)

この基本規定(寄附行為)は、所轄庁の認可を受けた日(昭和五十三年四月一日)から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この基本規定(寄附行為)は、所轄庁の認可を受けた日(昭和五十三年九月二十七日)から施行する。

(経過措置)

2 この基本規定(寄附行為)施行の際、現に在任する総長、役員、評議員、評議員会議長及び同副議長は、その任期中、

それぞれこの基本規定（寄附行為）により選任された者とみなす。

3 この基本規定（寄附行為）施行の際、件に在任する顧問は、この基本規定（寄附行為）により委嘱された者とみなす。

附則（規程第八百三十九号）

この基本規程（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（昭和五十八年五月三十日）から施行する。

附則（規程第千三十九号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（昭和六十三年月十八日）から施行する。

附則（規程第千七百七号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（平成元年十二月二十二日）から施行する。

附則（規程第千二百八号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（平成三年十二月二十日）から施行する。

附則（規程第千二百九号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（平成四年十二月二十一日）から施行する。

附則（規程第千二百六十号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（平成四年十二月二十一日）から施行する。

附則（規定第千三百三十九号）

（施行期日）

1 この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（平成五年十九日）から施行する。

（経過措置）

2 理事の定数に関する第十条第二項第一号の規定は、この基本規定（寄附行為）によつて新たに選任される理事から適用する。

附則（規定第千三百四十一号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（平成五年十二月二十一日）から施行する。

附則（規定第千三百七十四号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（平成六年四月十九日）から施行する。

施行 昭和二六・三・八

改正 昭和二七・七・二一

中央大学学員会会則

(名称)

第一条 本会は、中央大学学員会と称する。

(目的)

第二条 本会は、学員相互の親睦を図り、母校中央大学の発展とその使命達成に寄与することを目的とする。

(事業)

第三条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一 奨学援助及び学術研究に対する助成
- 二 各種研究会、講演会及び見学会の開催
- 三 父母連絡会との交流
- 四 学生との交流
- 五 会報の発行
- 六 学員名簿の編纂
- 七 その他必要と認める事業

(会員)

第四条 本会の会員は、学校法人中央大学基本規定(寄附行為)に定める学員とする。

2 会員は、一定の会費を納入するものとする。

(本部及び支部)

第五条 本会の本部は、東京都千代田区神田駿河台三丁目十番地に置く。

2 本会は、別に定める規程に基づき、支部を設置することができる。

3 前項の支部の設置については、幹事会の議を経て、会長が承認する。

4 支部長は、支部の推薦に基づき、会長が委嘱する。

(役員)

第六条 本会に次の役員を置く。

- 一 会長 一人
 - 二 副会長 七人以上十人以内
 - 三 常任幹事 二十人以上二十五人以内
 - 四 幹事 八十人以上百人以内
 - 五 会計監事 四人又は五人
 - 六 協議員 七百人以上八百人以内
- 2 会長及び副会長は、その在任中常任幹事及び幹事の地位につき、前項に定める数の制限を受けない。
- 3 会長、副会長、幹事、会計監事及び支部長は、その在任中協議員き地位につき、第一項に定める数の制限を受けない。

(役員を選任)

第七条 会長、副会長、幹事及び会計監事は、協議委員会において選任する。

2 協議員は、総会において選任する。

3 前二項の選任方法は、協議員会及び総会において定める。

4 常任幹事は、幹事の互選による。

(役員任期)

第八条 役員任期は、三年とする。

2 補欠又は補充によって選任された役員任期は、現任役員任期とする。

(役員職務権限)

第九条 会長は、本会を代表し、会務を掌理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序に従いその職務を代行する。

3 常任幹事、幹事及び協議員は、それぞれ常任幹事会、幹事会及び協議員会において、おのおの所定の職務を行う。

4 会計監事は、本会の会計を監査する。

5 会計監事は、常任幹事会及び幹事会に出席して、意見を述べることができる。

(名誉会長)

第十条 本会に名誉会長一人を置くことができる。

2 名誉会長は、幹事会の議を経て、協議員会において推戴する。

3 名誉会長は、重要な会務について、会長の諮問に応ずる。

(名誉顧問)

第十一条 本会に名誉顧問を置くことができる。

2 名誉顧問は、学校法人中央大学理事長、学校法人中央大学学総長及び中央大学学長に在任する者について、会長が委嘱する。

3 名誉顧問は、重要な会務について、会長の諮問に応ずる。

(顧問)

第十二条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長及び副会長に在任した者について、幹事会の議を経て、協議員会において推戴する。

3 顧問は、重要な会務について、会長の諮問に応ずる。

4 顧問は、特別の事情があるときを除き、終身在任する。

5 顧問は、原則として、本会の役員を兼ねることはできない。

(参与)

第十三条 本会に参与を置くことができる。

2 参与は、特に本会の発展に苦勞があつたと認められる者のうちから、幹事会の議を経て、会長が委嘱する。

3 参与は、重要な会務について、会長に対して意見を述べることができる。

4 参与の就任年齢は20歳以上とし、任期は6年とする。

ただし、特別の事情があるときは、さらに参与を委嘱することができる。この場合の任期は6年とする。

5 参与は、原則として、本会の役員を兼ねることはできない。

い。

(総会)

第十四条 総会は、定時総会及び臨時総会とする。

2 定時総会は、毎年5月に会長が幹事会の議を経て、招集する。

3 臨時総会は、会長が必要と認めたととき、幹事会の議を経て、招集することができる。

4 総会の招集は、開催日の二週間前までに学員に周知させる方法により行う。

5 総会の議事は、その都度選任された議長及び副議長各一人により行う。

6 総会は、協議員の選任その他本会の重要な事項について審議する。

(協議員会)

第十五条 協議員会は、定時協議員会及び臨時協議員会とする。

2 定時協議員会は、毎年五月に会長が幹事会の議を経て、招集する。

3 臨時協議員会は、会長が必要と認めたととき、幹事会の議を経て、招集することができる。

4 協議員百人以上が、連署をもって会議の目的たる事項を示して協議員会の招集を請求したときは、会長は、遅滞なく招集しなければならない。

5 前三項の招集は、開催日の二週間前までに通知を行う。

6 協議員会の議事は、その都度選任された議長及び副議長各一人により行う。

7 協議員会は、次の事項を審議する。

一 会長、副会長、幹事及び会計監事の選任

二 事業計画、事業報告、予算及び決算の承認

三 会則の改正、規程の制定及び改廃

四 名誉会長及び顧問の推戴

五 その他本会の重要な事項

8 協議員会は、協議員の四分の一以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

9 協議員会の議事は、特別の定めがあるときを除き、出席協議員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

10 協議員は、書面により出席協議員に委任して、その権限を行使することができる。

(会長・副会長会議)

第十六条 会長・副会長会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 会長・副会長会議は、会長が議長となり、第三条に規定する事業その他本会の事業の執行について協議決定する。

(幹事会)

第十七条 幹事会は、必要に応じて会長が招集する。

2 幹事会は、会長が議長となり、学員の推薦、規則及び細則の制定又は改廃その他本会の運営上必要な事項を審議す

る。

(常任幹事会)

第十八条 常任幹事会は、必要に応じて会長が招集する。

2 常任幹事会は、会長が議長となり、本会の運営上必要な企画、立案等の事項について調査・研究し、意見を具申する。

(委員会)

第十九条 本会は、必要に応じて幹事会の議を経て、委員会を置くことができる。

2 委員会の組織、権限、運営等に関する事項は、幹事会において定める。

(奨学会の設置)

第二十条 第三条第一号に定める事業を行うため、財団法人白門奨学会を設置する。

(学校法人中央大学評議員候補者の選出)

第二十一条 本会は、別に定める規程により、協議員会の議を経て、学校法人中央大学評議員の候補者を選出する。

(本会の経費)

第二十二条 本会の経費は、学員会会費収入(以下「会費」という)、寄附金、事業収入、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(会費)

第二十三条 会費は、三万円とし、第四条により学員となつたときに全額を納入するものとする。

2 学生は、学員となることを前提として、予へ会費を預託することができる。

3 会費の納入及び預託に関する規程は、別に定める。

(寄附金)

第二十四条 寄附金は、特に指定されたもののほか、これを基本金に繰入れ、寄附者の氏名は、本会記録に記して、長くその厚意を彰する。

(会計年度)

第二十五条 本会の会計年度は、四月一日から翌年三月三十一日までとする。

(会計処理)

第二十六条 本会の会計処理については、別に定める中央大学学員会経理規程による。

(本部事務局)

第二十七条 本会に中央大学学員会本部事務局(以下「本部事務局」という。)を置く。

2 本部事務局に局長を置き、局長は、その在任中、常任幹事、幹事及び協議員の地位につき、第六条第一項及び第二項に定める数の制限を受けない。

3 本部事務局に関する規程は、別に定める。

(会則の改正)

第二十八条 この会則の改正は、協議員会において、出席協議員の三分の二以上の議決を経なければならない。

附則

(改正会則の発効)

1 この会則は、協議員会において議決されたときから効力を生ずる。

(旧役員任期)

2 旧会則により選任された役員は、この会則の発効と同時に退任する。ただし、この会則による役員が選任されるまでのおのその職務を行う。

(この会則により選任された役員任期)

3 この会則により、最初に選任された会長、副会長、幹事及び会計監事の任期は、第七条第一項の規定にかかわらず、昭和六十一年五月三十一日までとする。

4 この会則により、最初の選任された協議員の任期は、第七条第一項の規定にかかわらず、昭和六十一年六月三十日までとする。

(参与の委嘱)

5 旧会則により委嘱され、現に在任する参与は、第十一条第三項により委嘱されたものとみなす。

(旧会則による会費完納者の取扱い)

6 昭和五十八年三月三十一日までに旧会則に定める会費を完納した者は、第二十条に定める会費を完納したものとみなす。

(旧会則による分割納入者の取扱い)

7 旧会則第十九条ただし書きにより会費の分割納入を継続している者の会費は、第二十条の規定にかかわらず、二万

円とする。ただし、昭和五十八年十二月三十一日までにその残額を完納しなければならない。

(昭和五十八年度の会計年度)

8 昭和五十八年度の会計年度は、第二十一条の規定にかかわらず、昭和五十八年一月一日から昭和五十九年3月三十一日までとする。

(昭和五十八年三月十二日施行)

附 則

(施行期日)

1 この会則は、平成二年五月二十五日から施行する。

(経過措置)

2 この会則施行の際、現に在任する会長、副会長、常任幹事、幹事、会計監事及び協議員は、その在任中、それぞれこの会則により選任されたものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、平成六年五月十四日から施行する。

(経過措置)

2 旧会則により委嘱され、現に在任する参与は、第十三条第四項の規定にかかわらず、終身在任するものとする。

中央大学法曹会会則

(制定昭四四・五・一七、改正昭五五・五・二七、平成二・五・一六、平三・五・二三)

第一条 本会は中央大学法曹会と称し、中央大学学会の支部とする。

本会の事務所を東京都内に置く。

第二条 本会は会員相互の親睦をはかるとともに、中央大学の興隆と司法の発展に寄与することを目的とする。

第三条 本会は前条の目的を達成するために次の行事を行う。

- 一 中央大学の健全な運営に協力し、意見を具申すること
- 二 会報及び会員名簿の発行
- 三 研究会、講演会及び座談会の開催
- 四 その他必要と認める事実

第四条 本会は中央大学学員で東京都内に住所又は勤務場所を有する法曹並びに本会の趣旨に賛同する中央大学学員たる法曹をもって組織する。

幹事長は、本会の趣旨に賛同して会員になろうとする者の申出を受けたときは、常任幹事会の議を経て右の者を会員とするものとする。

第五条 本会に次の役員を置く。

- 一 幹事長 一名
- 二 副幹事長 五名

- 三 常任幹事 五十名以内
- 四 幹事 三百名以内
- 五 会計監事 三名以内

第六条 幹事及び会計監事は総会において選任する。但し、幹事は別に定める規定により選出した候補者の中から選任するものとする。

幹事長、副幹事長及び常任幹事はいずれも幹事の互選による。

第七条 役員の任期はすべて二年とする。但し再任を妨げない。補欠、補充又は増員によって選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第八条 本会に顧問及び参与を置くことができる。顧問及び参与は総会の議を経てこれを委嘱する。

顧問及び参与は本会の管理運営につき随時その諮問に應えるほか幹事会または常任幹事会に出席して意見を述べることが出来る。

第九条 幹事長は本会を代表し会務を掌理し、中央大学学会の支部長となる。

副幹事長は幹事長を補佐し幹事長に事故あるときは予め

定めた順序によりその職務を代行する。

幹事及び常任幹事は、それぞれ幹事会及び常任幹事会を構成し、おのおの所定の職務を行うものとする。

会計幹事は本会の会計を監査するものとし、常任幹事会及び幹事会に出席して意見を述べることが出来る。

第十条 総会は定時と臨時とに分ち、定時総会は毎年五月中に幹事長がこれを招集する。

幹事長が必要ありと認めたときは臨時総会を招集することが出来る。

幹事長は、百名以上の会員が別に定める規程により会議の目的たる事項を示して臨時総会の招集を請求したときは、遅滞なく、これを招集しなければならない。

総会の議事は、その都度選任された議長及び副議長各一名がこれに当たる。議長は幹事長より提案する議事を総会の審議に付ける。

副議長に議長を補佐する。

総会の議事は出席会員の過半数によって決する。

第十一条 幹事会は年二回以上幹事長の招集によりこれを開く。

幹事長は、幹事十五名以上の連署による請求をうけたときは遅滞なく、幹事会を招集しなければならない。

幹事会において幹事長が議長となり、本会の運営上重要な事項及び本会の会員を中央大学の理事、監事、評議員その他の役員並びに中央大学学員の役員各候補者に推薦

する事項を議決する。

第十二条 常任幹事会は幹事長、副幹事長、常任幹事をもつて組織し、年四回以上幹事長の招集によりこれを開く。

幹事長は、常任幹事五名以上の連署による請求を受けたときは、遅滞なく、常任幹事会を招集しなければならない。

常任幹事会においては幹事長が議長となり、本会の常務及び運営上必要な一切の事項を審議決定する。

第十三条 本会は必要に応じ、幹事会の議を経て、委員会を置くことが出来る。

委員会の組織、権限、運営に関する事項は幹事会においてこれを定める。

第十三条の二 本会に事務局を置く。

2 事務局に事務局長及び事務局次長を置く。

3 事務局の組織、職務及び運営に関する事項は、別に規則をもって定める。

第十四条 本会の経費は会費、寄附金及びその他の収入をもつて支弁する。

会費は幹事会の議を経て別に定める。

第十五条 本会の会計年度は毎年四月一日より翌年三月三十一日までとする。

予算及び決算は幹事会の議を経て、総会の承認を得なければならぬ。

第十六条 本会則は総会において出席会員の三分の二以上の

同意を得て改正することができる。

附則

この会則は、昭和五五年六月一日から施行する。

附則

第一条第二項及び第十三条の二の改正規定は、平成二年五月十六日から施行する。

附則

第五条第四号の改正規定は、平成三年五月二十三日から施行する。

会員の請求による臨時総会招集規程

第一条 この規程は、中央大学法曹会会則第十条第三項による臨時総会招集に関する事項を定めることを目的とする。

第二条 百名以上の会員が、会則第十条第三項により臨時総会の招集を請求しようとするときは、連署によるものとする。

第三条 前条の場合において、会員は、臨時総会の開催に必要な経費を、あらかじめ、幹事長に預託しなければならない。前項の経費は、印刷費、通信費、会場費等幹事長の積算する額によるものとする。

第四条 この規程の改正は会則改正の手続による。

附則

この規程と改正会則施行の日から施行する。

幹事候補者選出規程

第一条 この規程は中央大学法曹会会則第六条による幹事候補者の選出に関する事項を定めることを目的とする。

第二条 幹事候補者は左の各号の区分に従い、各別にその員数を投票以外の方法により選出するものとする。

- 一 東京弁護士会所属会員中より 一三〇名以内
- 二 第一東京弁護士会所属会員中より 五五名以内
- 三 第二東京弁護士会所属会員中より 五五名以内
- 四 都内各裁判所所属会員（判事出身の公証人を含む）中より 三〇名以内
- 五 都内各検察庁所属会員（検事出身の公証人を含む）中より 三〇名以内

第三条 削除（昭和五五年六月一日施行）

第四条 この規程に定めない事項につき必要のあるときは幹事会においてこれを決定することができる。

第五条 この規程の改正は会則改正の手続による。

附則

この規程は、昭和五五年六月一日から施行する。

附則

第二条各号の改正規程は、平成三年五月二十三日から施行する。

中央大学法曹会事務局規則

第一条 中央大学法曹会事務局本会（以下「事務局」という。）

に次の職員を置く。

一 事務局長

一人

二 事務局次長

若干人

第二条 事務局長及び事務局次長は、幹事会の議を経て、幹事長がこれを任免する。

第三条 事務局長は、幹事長の命を受け、事務局の事務を掌理する。

2 事務局次長は、事務局の事務を分担し、その担当事務について事務局長を補佐する。

第四条 幹事長は、幹事会に諮り、事務局の運営及び事務処理に関する細則を定めることができる。

第五条 この規則は、幹事会の議を経て改正することができる。

附 則

この規則は、平成二年五月十六日から施行する。

中央大学法曹会人事委員会規則

(設置)

第一条 本会に人事委員会（以下本委員会という）を置く。

(本委員会の目的)

第二条 本委員会は、本会幹事長の諮問に基づいて本会が学
校法人中央大学、中央大学学員会、その他に推薦する候補
者の人選を行うことを目的とする。

(委員会の構成)

第三条 本委員会は、次の者で構成する。

- | | |
|----------------|----|
| 一、東京弁護士会ブロック | 四名 |
| 二、第一東京弁護士会ブロック | 二名 |
| 三、第二東京弁護士会ブロック | 二名 |
| 四、裁判所、公証人ブロック | 一名 |
| 五、検察庁、公証人ブロック | 一名 |

(委員の任期)

第四条 委員の任期は二年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長、副委員長)

第五条 本委員会は、委員長一名を置き、必要に応じ副委員
長若干名を置くことができる。

委員長および副委員長は、委員で互選する。

委員長は、会議を招集し、議長となる。

副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、
委員長に代わる。

(会議)

第六条 本委員会は、第二条の目的を達成するため随時招集
し、審議答申する。

(幹事長等の出席)

第七条 本委員会は、必要に応じて幹事長、副幹事長および
事務局の出席を求め意見を聴くことができる。

付則

この規則は、平成七年六月一日から施行する。

法職教育検討委員会規則

(設置)

第一条 本会に法職教育検討委員会（以下「本委員会」とい
う）を置く。

(委員会の目的)

第二条 本委員会は、中央大学法職講座運営委員会及び中央
大学司法特設講座運営委員会の各事業、その他、法職を目
的とする中央大学学生及び卒業生に対する法職教育につい
て、調査、検討及び協力することを目的とする。

(委員会の構成)

第三条 本委員会は、次の者で構成する。

一、中央大学法曹会推薦の

中央大学法職講座運営委員会委員 二名以内

二、中央大学法曹会推薦の

中央大学司法特設講座担当講師 六名以内

三、東京弁護士会ブロック

第一東京弁護士会ブロック 八名以内

四、第二東京弁護士会ブロック

四名以内

五、第二東京弁護士会ブロック

四名以内

六、裁判所ブロック

二名以内

七、検察庁

二名以内

(委員長、副委員長)

第四条 委員会に委員長及び副委員長若干名を置く。

2 委員長及び副委員長は、前条に定める委員のうち、同条

第一号及び第二号の各委員を除いた委員で互選する。

(委員の任期)

第五条 委員の任期は、二年とし、一年毎に半数を改選する。
ただし、再任を妨げない。

2 委員は任期満了後も、後任者が就任するまで、その職務
を行なわなければならない。

(委員会)

第六条 委員会は、定例会と臨時会とし、委員長が招集する。

付則

この規程は、平成六年十二月九日から施行する。

(経過措置)

1 改正日以前からの委員のうち、第三条第一号の委員及び
同条第三号乃至第七条の各半数の委員の各任期は、第五条
の定めにかかわらず、平成七年の幹事会において、新委員
が選任される日までとし、その余の委員の任期は平成八年
の幹事会において、新委員が選任される日までとする。

2 改正日から一年以内に委員となる第三条第二号の委員の
うち、半数の委員の任期は、第五条の定めにかかわらず、
平成七年の幹事会において新委員が選任される日までとし、
その余の委員の任期は、平成八年の幹事会において新委員
が選任される日までとする。

大学問題委員会規則

(設置)

第一条 本会に大学問題委員会(以下「本委員会」という)を置く。

(本委員会の目的)

第二条 本委員会は、幹事長の諮問により、中央大学法曹会
会則第三条第一号に定める事項を審議し、回答することを目的とする。

(委員会の構成)

第三条 本委員会は、次の者で構成する。

- | | |
|-----------------------------|-------|
| 一、中央大学法曹会選出の
学校法人中央大学評議員 | 若干名 |
| 二、東京弁護士会ブロック | 二四名以内 |
| 三、第一東京弁護士会ブロック | 十一名以内 |
| 四、第二東京弁護士会ブロック | 十一名以内 |
| 五、裁判所ブロック | 二名以内 |
| 六、検察庁、公証人ブロック | 二名以内 |

(委員の任期)

第四条 委員の任期は二年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長、副委員長)

第五条 委員長は会議を主催し、副委員長は補佐し委員長に

事故あるときはその職務を代行する。

委員長は委員の互選により選出する。副委員長は委員長の指名により選出する。

(委員会)

第六条 本委員会の開催は、定例会と臨時会とし、委員長がこれを召集する。ただし、委員長は、一〇名以上の委員から開催請求があつたときは、遅滞なく委員会を召集しなければならぬ。

(事務局)

第七条 本委員会に事務局担当者置き、委員会の設置、並びに議事録の作成等の事務を掌る。本委員会の事務局担当者、中央大学法曹会事務局長が指名する。

付 則

この規則は、中央大学法曹会幹事会の議決をした平成六年三月二三日から施行する。

会則検討委員会規則

付則

本規則は、中央大学法曹会の議決をした平成六年三月三日から施行する。

(設置)

第一条 本会に会則検討委員会(以下「本委員会」という)を置く。

(委員会の目的)

第二条 本委員会は、幹事長の諮問により、本会の会則、規則、規程、細則等に関する事項を審議し、答申することを目的とする。

(委員会の構成)

第三条 本委員会の委員は、一〇人とし、中央大学法曹会幹事会において選任する。

(委員の任期)

第四条 委員の任期は二年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長、副委員長)

第五条 本委員会は、委員の互選により、委員長及び副委員長各一名を選出する。

委員長は、会議を主催し、副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(細則)

第六条 委員会の運営に関し、この規則に定めない事項については委員会で定めることができる。

〔関係諸規程〕 (資料)

学校法人中央大学基本規定 (寄附行為)

(規程第一号)

目次

- 第一章 総則 (第一条—第三条)
- 第二章 総長 (第四条—第九条)
- 第三章 役員及び顧問 (第十条—第二十二条)
- 第四章 理事会 (第二十三条—第二十五条)
- 第五章 評議員会 (第二十六条—第三十四条)
- 第六章 資産及び会計 (第三十五条—第四十一条)
- 第七章 収益事業 (第四十二条—第四十三条)
- 第八章 基本規定 (寄附行為) の変更 (第四十四条)
- 第九章 合併及び解散 (第四十五条—第四十六条)
- 第十章 公告 (第四十七条)

第一章 総則

(名称)

第一条 この法人は、学校法人中央大学と称する。

(事務所の所在地)

第二条 この法人は、事務所を東京都八王子市東中野七四二

番一に置く。

(目的)

第三条 この法人は、教育と研究と行わせるため、次に掲げる学校及び研究所を設置する。

一 中央大学

大学院

法学研究科・経済学研究科・商学研究科・理工学研究科・文学研究科

法学部一部

法律学科・国際企業関係法学科・政治学科

法学部二部

法律学科・政治学科
法学部通信教育課程

経済学部一部

経済学科・産業経済学科・国際経済学科・公共経済学科

経済学部二部

経済学科・産業経済学科・国際経済学科

商学部一部

経営学科・会計学科・商業・貿易学科

商学部二部

経営学科・会計学科・商業・貿易学科

理工学部一部

数学科・物理学科・土木工学科・精

密機械工学科・電気工学科・電気・

電子工学科・工業化学科・応用化学

科・管理工学科・情報工学科

理工学部二部

物理学科・土木工学科・精密機械工

学科・電気工学科・電気・電子工学

科・工業化学科・応用化学科・管理

文学部一部

文学科・史学科・哲学科・社会学科・

文学部一部 - 文学科

総合政策学部 政策科学科・国際政策文化学科

イ 中央大学高等学校 定時制過程 普通科・商業科

ウ 中央大学杉並高等学校 全日制過程 普通科

エ 中央大学杉並中学校

オ 中央大学附属高等学校 全日制過程 普通科

二 研究所

ア 日本比較法研究所

イ 中央大学経理研究所

ウ 中央大学経済研究所

2 この法人は、私立学校法第二十六条の規定による事業を行う。

第二章 総長

(総長)

第四条 この法人に総長を置く。

2 総長は、この法人の設置する学校その他学術研究機関を
総括総理する。

3 総長の任期は、三年とする。ただし、任期満了の後にお
いても後任の総長が就任するまでは、その職務を行う。

(総長の選任)

第五条 総長は、次に掲げる者で組織する委員会の選考した
者について、理事会が選任する。

一 学長・研究所及び高等学校長

二 学部長及び各学部教授会で互選した者各三人

三 理事会で互選した者五人

四 評議員会で互選した者若干人

五 事務局長及び副参事以上の職員から互選した者一人

2 前項第四号に定める委員の員数は、第三号の員数と合算
して第一号、第二号及び第五号の員数の合計と同数とする。

(総長の選考委員会)

第六条 前条の選考委員会は、理事長が招集する。

2 委員会は、委員の互選により、委員長を定める。

3 委員会は、委員の三分の二以上の出席がなければ、会議
を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の三分の二以上の多数で決定
する。

(総長の職務代行)

第七条 総長に事故があるとき、又は総長が欠けたときは、
理事(会)が、その職務を代行する者を定める。

S. No. 13
4/10/99

(教学審査会)

第八条 総長の諮問機関として、教学審査会を置く。

2 教学審査会に関する規則は、別に定める。

(教学審査会への諮問)

第九条 総長は、学校その他学術研究機関に関する規則の制定又は改廃並びに重要な学術研究機関の設置又は改廃について、教学審査会に諮問しなければならない。

第三章 役員及び顧問

(役員)

第十条 この法人に理事及び監事を置く。

2 理事及び監事の定数は、次のとおりとする。ただし、第十二条に定める職務上の理事は、定数外とする。

一 理事 十二人以上十七以内

二 監事 二人以上三人以内

3 第十二条に規定する職務上理事において、総長と学長とが兼ねる場合には、前項第一号の規定にかかわらず、理事の定数は、十六人以上二十一人以内とする。

(理事の選任)

第十一条 理事は、評議員会の議決によって評議員その他の者から選任する。この場合において、各学部教授会が推薦する教授各一人を理事に選任するものとする。

(職務上の理事)

第十二条 総長、学長及び事務局長は、前条の規定にかかわ

らず、その在任中理事となるものとする。

2 学長の職務、任期及び選任等に関する規則は、別に定める。

(理事長)

第十三条 理事長は、選任理事のうちから理事会が選任する。

2 前項の規定にかかわらず、総長たる理事を理事長に選任することができる。

3 前二項の規定にかかわらず、学長たる理事を理事長に選任することはできない。

4 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事の互選によって、その職務を代行する者を定める。

(事業理事及び常任理事)

第十四条 理事の互選によって、事業理事一人及び常任理事

若干人を定める。

(監事の選任)

第十五条 監事は、評議員会の議決によって、評議員その他の者から選任する。

2 監事の互選によって、常任監事一人を置くことができる。

(任期)

第十六条 役員(職務上の理事を除く。)の任期は、三年とはする。ただし、補欠又は補充によって役員となる者の任期は、現在役員の残任期間とする。

2 役員は、任期満了の後においても、次期役員が就任するまでは、その職務を行う。

(理事長及び理事の職務権限)

第十七条 理事長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。

2 理事は、理事会を組織し、その議決について責任を負う。
(総長たる理事の代表権)

第十八条 総長たる理事は、第四条第二項に規定する事項について、この法人を代表することができる。

(事業理事の職務権限)

第十九条 事業理事は、この法人の行う収益事業に関する事務を処理し、これについて法人を代表することができる。

(常任理事の職務権限)

第二十条 常任理事は、理事長を補佐し、その担理事務を処理する。

2 常任理事は、理事会が必要と認めるときは、特定の事項について、この法人を代表することができる。

(監事の職務権限)

第二十一条 監事は、この法人の財産の状況及び理事の業務執行の状況を監査する。

2 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(顧問)

第二十二条 この法人に顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事長が評議員会の同意を得て委嘱する。

第四章 理事会

(理事会)

第二十三条 理事会は、理事長が招集する。ただし、理事長は、理事総数の二分の一以上から会議に付すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から七日以内に、これを招集しなければならない。

2 理事会の議長には、理事長が当たる。理事長に故障があるときは、常任理事の互選によって議長を定める。

3 学部長、大学院研究科委員長、図書館長、学生部長、通信教育部長、研究所長、電子計算機センター所長、保健センター所長及び高等学校長は、必要に応じ、理事長の承認を得て理事会に出席し、その所管事項について意見を述べることができる。

(理事会の議事)

第二十四条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決をすることができない。

2 理事会の議事は、出席理事の過半数によって決定する。

3 理事の意見が可否同数のときは、理事長の決するところによる。

4 議事に関する記録は、理事長が署名し、事務局長が保管する。

(理事会の権限)

第二十五条 理事会は、この法人の一切の業務を決定する。

ただし、常務の執行については、理事長が常任理事と協議

して決定する。

第五章 評議員会

(評議員会)

第二十六条 評議員会は、選任評議員及び職務上評議員で組織する。

(選任評議員の数及び被選資格)

第二十七条 選任評議員は、その定数を二百人以内とし、この法人の學員中、二十五歳以上の者から選任する。

2 次に掲げる者をこの法人の學員とする。

一 この法人の設置する大学の卒業生及び大学院の修了者

二 この法人の選任教職員

三 この法人の設置する学校の前身たる学校(英吉利法律

学校、東京法学院、東京法学院大学及び中央大学予科・

専門部・工業専門学校)の卒業生

四 財団法人中央大学から學員として推薦された者

五 学校法人中央大学評議員会において學員として議決し

た者

六 この法人に功勞又は特別の縁故あるものとして學員会

又は評議員二十人以上の推薦により、理事会において學

員として議決した者

(評議員の選任)

第二十八条 選任評議員は、次に掲げる者で組織する選考委員会の選考した候補者について、評議員会が選任する。た

だし、任期満了となる評議員は、この選任の議決に加わることはできない。

一 理事の互選による者三人

二 学部長及び各学部教授会で選任した教授各一人

三 事務局長及び評議員たる事務職員で互選した者二人

四 評議員会議長

五 前各号に規定する者及び職務上の評議員を除く残留評

議員で互選した者若干人

2 前項第五号に定める委員の数は、第一号の員数と合算して第二号及び第三号の員数の合計と同数とする。

3 選考委員会は、評議員会議長が招集する。

(職務上評議員)

第二十九条 この法人の役員、顧問、学部長、図書館長、学

生部長、通信教育部長、研究所長、高等学校長及び事務局

長は、その在任中評議員となるものとする。

(評議員の任期)

第三十条 選任評議員の任期は、四年とする。

2 補欠評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 補充評議員の任期は、そのつど、評議員会において定め

る。

4 選任評議員の解任については、第十六条第三項を準用する。

(議長及び副議長)

第三十一条 評議員会に議長及び副議長各一人を置く。

- 2 議長及び副議長は、評議員会において選任する。
- 3 議長及び副議長の任期は、各二年とする。ただし、補欠の議長及び副議長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 議長及び副議長は、理事会に出席して、意見を述べることが出来る。

(会議)

- 第三十二条 評議員会は、理事長が招集する。招集状には、議題を明記しなければならない。
 - 2 理事長は、評議員総数の三分の一以上の者から、会議に付すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から二十日以内に、これを招集しなければならない。
 - 3 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決をすることができない。
 - 4 評議員会の議事は、別段の規定がある場合のほか、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 5 評議員は、他の評議員に委任して表決することができる。委任した評議員は、評議員会に出席した者とみなす。
 - 6 会議に関する記録は、議長及び議長の指名した評議員二人が署名し、事務局長が保管する。
- (議決事項)
- 第三十三条 次に掲げる事項については、評議員会の議決を経なければならない。

- 一 予算、決算、借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)及び重要な資産の処分に関する事項

二 基本規定(寄附行為)の変更

- 三 この法人の業務に関する重要な規定の制定又は改廃

四 合併

- 五 私立学校法第五十条第一号及び第三号に掲げる

事由による解散

- 六 残余財産の処分に関する事項

(委員会)

- 第三十四条 評議員会は、その権限に属する事項を審議させるため、委員会を設けることができる。
- 2 委員会に関する規則は、別に定める。

第六章 資産及び会計

(資産)

- 第三十五条 この法人の資産は、現有の固定資産及び流動資産とする。

- 2 次の各号に掲げる収入は、すべてこの法人の資産とする。

- 一 資産から生ずる果実
- 二 学生生徒等納付金及び手数料
- 三 寄附
- 四 補助金
- 五 収益事業から生ずる利益金

六 その他の収入

(計算基準)

第三十六条 この法人の会計は、学校の経営に関する会計(以下「学校会計」という。)と収益事業に関する会計に分け、学校会計は、文部大臣の定める学校法人会計基準の定めるところにより処理しなければならない。

2 収益事業に関する余計は、公正な会計慣行に基づいて処理しなければならない。

(資産処分制限)

第三十七条 基本金に属する重要な固定資産の処分は、評議員会において出席評議員の三分の二以上の同意を得なければならない。

(予算)

第三十八条 この法人の予算は、毎会計年度開始前に、評議員会の議決を経なければならない。

2 学校会計の予算は、総合、各学校及び経理研究所(講座部)の予算に区分しなければならない。

3 収益事業に関する予算については、予定貸借対照表及び予定損益計算書を作成しなければならない。

(決算)

第三十九条 この法人の決算は、毎会計年度の終了後二ヵ月以内に、監事の意見書及び公認会計又は監査法人の監査報告書を添えて、評議員会の承認を求めなければならない。

(財務諸表の備置)

第四十条 この法人の作成する財務諸表は、監事の意見書及び公認会計士又は監査法人の監査報告書とともに、常に事務所に備えておかなければならない。

(会計年度)

第四十一条 この法人の会計年度は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

第七章 収益事業

(種類)

第四十二条 この法人が行う第三条第二項の事業は、出版業並びに生命保険の募集及び生命保険契約締結の媒介に関する業務とする。

(利益金の処理)

第四十三条 収益事業に関する会計の利益金は、積立金として積み立てるほか、学校会計に繰り入れることができる。

第八章 基本規定(寄附行為)の変更

(議決の方法)

第四十四条 この基本規定(寄附行為)の変更は、評議員会において出席評議員の三分の二以上の同意を得なければならない。

第九章 合併及び解散

(議決の方法)

第四十五条 この法人の合併及び解散の議決については、前条の規定を準用する。

(残余財産の帰属)

第四十六条 この法人が解散した場合における残余財産の帰属者は、他の学校法人その他教育事業を行う者のうちから選定する。

第十章 公 告

(公告)

第四十七条 この法人が、法令によってする公告は、事務所の定時提示場に提示して、行う。

附 則

この基本規定(寄附行為)は、所轄庁の認可を受けた日(昭和二十九年三月一日)から施行する。

附 則

この基本規定(寄附行為)は、昭和三十七年四月一日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この基本規定(寄附行為)は、昭和三十七年十月八日から施行する。

(経過措置)

2 この基本規定(寄附行為)施行の際、現に在任する総長、役員、評議員、評議員会議長及び同副議長は、その任期中、

それぞれのこの基本規定(寄附行為)により選任された者とみなす。

附 則

この基本規定(寄附行為)は、昭和三十八年四月一日から施行する。

附 則

この基本規定(寄附行為)は、昭和三十九年六月二十六日から施行する。

附 則(規程第四百二十五号)

この基本規程(寄附行為)は、所轄庁の認可を受けた日(昭和五十一年十二月十六日)から施行する。

附 則(規程第四百二十六号)

この基本規定(寄附行為)は、評議員会の議決を経た日(昭和五十二年三月二十一日)から施行する。

附 則(規程第四百九十二号)

この基本規定(寄附行為)は、所轄庁の認可を受けた日(昭和五十三年四月一日)から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この基本規定(寄附行為)は、所轄庁の認可を受けた日(昭和五十三年九月二十七日)から施行する。

(経過措置)

2 この基本規定(寄附行為)施行の際、現に在任する総長、役員、評議員、評議員会議長及び同副議長は、その任期中、

それぞれこの基本規定（寄附行為）により選任された者とみなす。

3 この基本規定（寄附行為）施行の際、件に在任する顧問は、この基本規定（寄附行為）により委嘱された者とみなす。

附則（規程第八百三十九号）

この基本規程（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（昭和五十八年五月三十日）から施行する。

附則（規程第千三十九号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（昭和六十三年月十八日）から施行する。

附則（規程第千七百七号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（平成元年十二月二十二日）から施行する。

附則（規程第千二百八号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（平成三年十二月二十日）から施行する。

附則（規程第千二百九号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（平成四年十二月二十一日）から施行する。

附則（規程第千二百六十号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（平成四年十二月二十一日）から施行する。

附則（規定第千三百三十九号）

（施行期日）

1 この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（平成五年十九日）から施行する。

（経過措置）

2 理事の定数に関する第十条第二項第一号の規定は、この基本規定（寄附行為）によつて新たに選任される理事から適用する。

附則（規定第千三百四十一号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（平成五年十二月二十一日）から施行する。

附則（規定第千三百七十四号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（平成六年四月十九日）から施行する。

施行 昭和二六・三・八

改正 昭和二七・七・二一

中央大学学員会会則

(名称)

第一条 本会は、中央大学学員会と称する。

(目的)

第二条 本会は、学員相互の親睦を図り、母校中央大学の発展とその使命達成に寄与することを目的とする。

(事業)

第三条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一 奨学援助及び學術研究に対する助成
- 二 各種研究会、講演会及び見学会の開催
- 三 父母連絡会との交流
- 四 学生との交流
- 五 会報の発行
- 六 学員名簿の編纂
- 七 その他必要と認める事業

(会員)

第四条 本会の会員は、学校法人中央大学基本規定(寄附行為)に定める学員とする。

2 会員は、一定の会費を納入するものとする。

(本部及び支部)

第五条 本会の本部は、東京都千代田区神田駿河台三丁目十番地に置く。

2 本会は、別に定める規程に基づき、支部を設置することができる。

3 前項の支部の設置については、幹事会の議を経て、会長が承認する。

4 支部長は、支部の推薦に基づき、会長が委嘱する。

(役員)

第六条 本会に次の役員を置く。

- 一 会長 一人
 - 二 副会長 七人以上十人以内
 - 三 常任幹事 二十人以上二十五人以内
 - 四 幹事 八十人以上百人以内
 - 五 会計監事 四人又は五人
 - 六 協議員 七百人以上八百人以内
- 2 会長及び副会長は、その在任中常任幹事及び幹事の地位につき、前項に定める数の制限を受けない。
- 3 会長、副会長、幹事、会計監事及び支部長は、その在任中協議員き地位につき、第一項に定める数の制限を受けない。

(役員を選任)

第七条 会長、副会長、幹事及び会計監事は、協議委員会において選任する。

2 協議員は、総会において選任する。

3 前二項の選任方法は、協議員会及び総会において定める。

4 常任幹事は、幹事の互選による。

(役員任期)

第八条 役員任期は、三年とする。

2 補欠又は補充によって選任された役員任期は、現任役員任期とする。

(役員職務権限)

第九条 会長は、本会を代表し、会務を掌理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序に従いその職務を代行する。

3 常任幹事、幹事及び協議員は、それぞれ常任幹事会、幹事会及び協議員会において、おのおの所定の職務を行う。

4 会計監事は、本会の会計を監査する。

5 会計監事は、常任幹事会及び幹事会に出席して、意見を述べることができる。

(名誉会長)

第十条 本会に名誉会長一人を置くことができる。

2 名誉会長は、幹事会の議を経て、協議員会において推戴する。

3 名誉会長は、重要な会務について、会長の諮問に応ずる。

(名誉顧問)

第十一条 本会に名誉顧問を置くことができる。

2 名誉顧問は、学校法人中央大学理事長、学校法人中央大学学総長及び中央大学学長に在任する者について、会長が委嘱する。

3 名誉顧問は、重要な会務について、会長の諮問に応ずる。

(顧問)

第十二条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長及び副会長に在任した者について、幹事会の議を経て、協議員会において推戴する。

3 顧問は、重要な会務について、会長の諮問に応ずる。

4 顧問は、特別の事情があるときを除き、終身在任する。

5 顧問は、原則として、本会の役員を兼ねることはできない。

(参与)

第十三条 本会に参与を置くことができる。

2 参与は、特に本会の発展に苦勞があつたと認められる者のうちから、幹事会の議を経て、会長が委嘱する。

3 参与は、重要な会務について、会長に対して意見を述べることができる。

4 参与の就任年齢は20歳以上とし、任期は6年とする。

ただし、特別の事情があるときは、さらに参与を委嘱することができる。この場合の任期は6年とする。

5 参与は、原則として、本会の役員を兼ねることはできない。

い。

(総会)

第十四条 総会は、定時総会及び臨時総会とする。

2 定時総会は、毎年5月に会長が幹事会の議を経て、招集する。

3 臨時総会は、会長が必要と認めたととき、幹事会の議を経て、招集することができる。

4 総会の招集は、開催日の二週間前までに学員に周知させる方法により行う。

5 総会の議事は、その都度選任された議長及び副議長各一人により行う。

6 総会は、協議員の選任その他本会の重要な事項について審議する。

(協議員会)

第十五条 協議員会は、定時協議員会及び臨時協議員会とする。

2 定時協議員会は、毎年五月に会長が幹事会の議を経て、招集する。

3 臨時協議員会は、会長が必要と認めたととき、幹事会の議を経て、招集することができる。

4 協議員百人以上が、連署をもって会議の目的たる事項を示して協議員会の招集を請求したときは、会長は、遅滞なく招集しなければならない。

5 前三項の招集は、開催日の二週間前までに通知を行う。

6 協議員会の議事は、その都度選任された議長及び副議長各一人により行う。

7 協議員会は、次の事項を審議する。

一 会長、副会長、幹事及び会計監事の選任

二 事業計画、事業報告、予算及び決算の承認

三 会則の改正、規程の制定及び改廃

四 名誉会長及び顧問の推戴

五 その他本会の重要な事項

8 協議員会は、協議員の四分の一以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

9 協議員会の議事は、特別の定めがあるときを除き、出席協議員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

10 協議員は、書面により出席協議員に委任して、その権限を行使することができる。

(会長・副会長会議)

第十六条 会長・副会長会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 会長・副会長会議は、会長が議長となり、第三条に規定する事業その他本会の事業の執行について協議決定する。

(幹事会)

第十七条 幹事会は、必要に応じて会長が招集する。

2 幹事会は、会長が議長となり、学員の推薦、規則及び細則の制定又は改廃その他本会の運営上必要な事項を審議す

る。

(常任幹事会)

第十八条 常任幹事会は、必要に応じて会長が招集する。

2 常任幹事会は、会長が議長となり、本会の運営上必要な企画、立案等の事項について調査・研究し、意見を具申する。

(委員会)

第十九条 本会は、必要に応じて幹事会の議を経て、委員会を置くことができる。

2 委員会の組織、権限、運営等に関する事項は、幹事会において定める。

(奨学会の設置)

第二十条 第三条第一号に定める事業を行うため、財団法人白門奨学会を設置する。

(学校法人中央大学評議員候補者の選出)

第二十一条 本会は、別に定める規程により、協議員会の議を経て、学校法人中央大学評議員の候補者を選出する。

(本会の経費)

第二十二条 本会の経費は、学員会会費収入(以下「会費」という)、寄附金、事業収入、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(会費)

第二十三条 会費は、三万円とし、第四条により学員となつたときに全額を納入するものとする。

2 学生は、学員となることを前提として、予へ会費を預託することができる。

3 会費の納入及び預託に関する規程は、別に定める。

(寄附金)

第二十四条 寄附金は、特に指定されたもののほか、これを基本金に繰入れ、寄附者の氏名は、本会記録に記して、長くその厚意を彰する。

(会計年度)

第二十五条 本会の会計年度は、四月一日から翌年三月三十一日までとする。

(会計処理)

第二十六条 本会の会計処理については、別に定める中央大学学員会経理規程による。

(本部事務局)

第二十七条 本会に中央大学学員会本部事務局(以下「本部事務局」という。)を置く。

2 本部事務局に局長を置き、局長は、その在任中、常任幹事、幹事及び協議員の地位につき、第六条第一項及び第二項に定める数の制限を受けない。

3 本部事務局に関する規程は、別に定める。

(会則の改正)

第二十八条 この会則の改正は、協議員会において、出席協議員の三分の二以上の議決を経なければならない。

附則

(改正会則の発効)

1 この会則は、協議員会において議決されたときから効力を生ずる。

(旧役員任期)

2 旧会則により選任された役員は、この会則の発効と同時に退任する。ただし、この会則による役員が選任されるまでのおおのその職務を行う。

(この会則により選任された役員任期)

3 この会則により、最初に選任された会長、副会長、幹事及び会計監事の任期は、第七条第一項の規定にかかわらず、昭和六十一年五月三十一日までとする。

4 この会則により、最初の選任された協議員の任期は、第七条第一項の規定にかかわらず、昭和六十一年六月三十日までとする。

(参与の委嘱)

5 旧会則により委嘱され、現に在任する参与は、第十一条第三項により委嘱されたものとみなす。

(旧会則による会費完納者の取扱い)

6 昭和五十八年三月三十一日までに旧会則に定める会費を完納した者は、第二十条に定める会費を完納したものとみなす。

(旧会則による分割納入者の取扱い)

7 旧会則第十九条ただし書きにより会費の分割納入を継続している者の会費は、第二十条の規定にかかわらず、二万

円とする。ただし、昭和五十八年十二月三十一日までにその残額を完納しなければならない。

(昭和五十八年度の会計年度)

8 昭和五十八年度の会計年度は、第二十一条の規定にかかわらず、昭和五十八年一月一日から昭和五十九年3月三十一日までとする。

(昭和五十八年三月十二日施行)

附 則

(施行期日)

1 この会則は、平成二年五月二十五日から施行する。

(経過措置)

2 この会則施行の際、現に在任する会長、副会長、常任幹事、幹事、会計監事及び協議員は、その在任中、それぞれこの会則により選任されたものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、平成六年五月十四日から施行する。

(経過措置)

2 旧会則により委嘱され、現に在任する参与は、第十三条第四項の規定にかかわらず、終身在任するものとする。

中央大学法曹会会則

(制定昭四四・五・一七、改正昭五五・五・二七、平成二・五・一六、平三・五・二三)

第一条 本会は中央大学法曹会と称し、中央大学学会の支部とする。

本会の事務所を東京都内に置く。

第二条 本会は会員相互の親睦をはかるとともに、中央大学の興隆と司法の発展に寄与することを目的とする。

第三条 本会は前条の目的を達成するために次の行事を行う。

- 一 中央大学の健全な運営に協力し、意見を具申すること
- 二 会報及び会員名簿の発行
- 三 研究会、講演会及び座談会の開催
- 四 その他必要と認める事実

第四条 本会は中央大学学員で東京都内に住所又は勤務場所を有する法曹並びに本会の趣旨に賛同する中央大学学員たる法曹をもって組織する。

幹事長は、本会の趣旨に賛同して会員になろうとする者の申出を受けたときは、常任幹事会の議を経て右の者を会員とするものとする。

第五条 本会に次の役員を置く。

- 一 幹事長 一名
- 二 副幹事長 五名

- 三 常任幹事 五十名以内
- 四 幹事 三百名以内
- 五 会計監事 三名以内

第六条 幹事及び会計監事は総会において選任する。但し、幹事は別に定める規定により選出した候補者の中から選任するものとする。

幹事長、副幹事長及び常任幹事はいずれも幹事の互選による。

第七条 役員の任期はすべて二年とする。但し再任を妨げない。補欠、補充又は増員によって選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第八条 本会に顧問及び参与を置くことができる。顧問及び参与は総会の議を経てこれを委嘱する。

顧問及び参与は本会の管理運営につき随時その諮問に応えるほか幹事会または常任幹事会に出席して意見を述べることが出来る。

第九条 幹事長は本会を代表し会務を掌理し、中央大学学会の支部長となる。

副幹事長は幹事長を補佐し幹事長に事故あるときは予め

定めた順序によりその職務を代行する。

幹事及び常任幹事は、それぞれ幹事会及び常任幹事会を構成し、おのおの所定の職務を行うものとする。

会計幹事は本会の会計を監査するものとし、常任幹事会及び幹事会に出席して意見を述べることが出来る。

第十条 総会は定時と臨時とに分ち、定時総会は毎年五月中に幹事長がこれを招集する。

幹事長が必要ありと認めたときは臨時総会を招集することが出来る。

幹事長は、百名以上の会員が別に定める規程により会議の目的たる事項を示して臨時総会の招集を請求したときは、遅滞なく、これを招集しなければならない。

総会の議事は、その都度選任された議長及び副議長各一名がこれに当たる。議長は幹事長より提案する議事を総会の審議に付ける。

副議長に議長を補佐する。

総会の議事は出席会員の過半数によって決する。

第十一条 幹事会は年二回以上幹事長の招集によりこれを開く。

幹事長は、幹事十五名以上の連署による請求をうけたときは遅滞なく、幹事会を招集しなければならない。

幹事会において幹事長が議長となり、本会の運営上重要な事項及び本会の会員を中央大学の理事、監事、評議員その他の役員並びに中央大学学員の役員の各候補者に推薦

する事項を議決する。

第十二条 常任幹事会は幹事長、副幹事長、常任幹事をもつて組織し、年四回以上幹事長の招集によりこれを開く。

幹事長は、常任幹事五名以上の連署による請求を受けたときは、遅滞なく、常任幹事会を招集しなければならない。

常任幹事会においては幹事長が議長となり、本会の常務及び運営上必要な一切の事項を審議決定する。

第十三条 本会は必要に応じ、幹事会の議を経て、委員会を置くことが出来る。

委員会の組織、権限、運営に関する事項は幹事会においてこれを定める。

第十三条の二 本会に事務局を置く。

2 事務局に事務局長及び事務局次長を置く。

3 事務局の組織、職務及び運営に関する事項は、別に規則をもって定める。

第十四条 本会の経費は会費、寄附金及びその他の収入をもつて支弁する。

会費は幹事会の議を経て別に定める。

第十五条 本会の会計年度は毎年四月一日より翌年三月三十一日までとする。

予算及び決算は幹事会の議を経て、総会の承認を得なければならぬ。

第十六条 本会則は総会において出席会員の三分の二以上の

同意を得て改正することができる。

附則

この会則は、昭和五五年六月一日から施行する。

附則

第一条第二項及び第十三条の二の改正規定は、平成二年五月十六日から施行する。

附則

第五条第四号の改正規定は、平成三年五月二十三日から施行する。

会員の請求による臨時総会招集規程

第一条 この規程は、中央大学法曹会会則第十条第三項による臨時総会招集に関する事項を定めることを目的とする。

第二条 百名以上の会員が、会則第十条第三項により臨時総会の招集を請求しようとするときは、連署によるものとする。

第三条 前条の場合において、会員は、臨時総会の開催に必要な経費を、あらかじめ、幹事長に預託しなければならない。前項の経費は、印刷費、通信費、会場費等幹事長の積算する額によるものとする。

第四条 この規程の改正は会則改正の手続による。

附則

この規程と改正会則施行の日から施行する。

幹事候補者選出規程

第一条 この規程は中央大学法曹会会則第六条による幹事候補者の選出に関する事項を定めることを目的とする。

第二条 幹事候補者は左の各号の区分に従い、各別にその員数を投票以外の方法により選出するものとする。

- 一 東京弁護士会所属会員中より 一三〇名以内
- 二 第一東京弁護士会所属会員中より 五五名以内
- 三 第二東京弁護士会所属会員中より 五五名以内
- 四 都内各裁判所所属会員（判事出身の公証人を含む）中より 三〇名以内
- 五 都内各検察庁所属会員（検事出身の公証人を含む）中より 三〇名以内

第三条 削除（昭和五五年六月一日施行）

第四条 この規程に定めない事項につき必要のあるときは幹事会においてこれを決定することができる。

第五条 この規程の改正は会則改正の手続による。

附則

この規程は、昭和五五年六月一日から施行する。

附則

第二条各号の改正規程は、平成三年五月二十三日から施行する。

中央大学法曹会事務局規則

第一条 中央大学法曹会事務局本会（以下「事務局」という。）

に次の職員を置く。

一 事務局長

一人

二 事務局次長

若干人

第二条 事務局長及び事務局次長は、幹事会の議を経て、幹事長がこれを任免する。

第三条 事務局長は、幹事長の命を受け、事務局の事務を掌理する。

2 事務局次長は、事務局の事務を分担し、その担当事務について事務局長を補佐する。

第四条 幹事長は、幹事会に諮り、事務局の運営及び事務処理に関する細則を定めることができる。

第五条 この規則は、幹事会の議を経て改正することができる。

附 則

この規則は、平成二年五月十六日から施行する。

中央大学法曹会人事委員会規則

(設置)

第一条 本会に人事委員会（以下本委員会という）を置く。

(本委員会の目的)

第二条 本委員会は、本会幹事長の諮問に基づいて本会が学
校法人中央大学、中央大学学員会、その他に推薦する候補
者の人選を行うことを目的とする。

(委員会の構成)

第三条 本委員会は、次の者で構成する。

- | | |
|----------------|----|
| 一、東京弁護士会ブロック | 四名 |
| 二、第一東京弁護士会ブロック | 二名 |
| 三、第二東京弁護士会ブロック | 二名 |
| 四、裁判所、公証人ブロック | 一名 |
| 五、検察庁、公証人ブロック | 一名 |

(委員の任期)

第四条 委員の任期は二年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長、副委員長)

第五条 本委員会は、委員長一名を置き、必要に応じ副委員
長若干名を置くことができる。

委員長および副委員長は、委員で互選する。

委員長は、会議を招集し、議長となる。

副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、
委員長に代わる。

(会議)

第六条 本委員会は、第二条の目的を達成するため随時招集
し、審議答申する。

(幹事長等の出席)

第七条 本委員会は、必要に応じて幹事長、副幹事長および
事務局の出席を求め意見を聴くことができる。

付則

この規則は、平成七年六月一日から施行する。

法職教育検討委員会規則

(設置)

第一条 本会に法職教育検討委員会（以下「本委員会」とい
う）を置く。

(委員会の目的)

第二条 本委員会は、中央大学法職講座運営委員会及び中央
大学司法特設講座運営委員会の各事業、その他、法職を目
的とする中央大学学生及び卒業生に対する法職教育につい
て、調査、検討及び協力することを目的とする。

(委員会の構成)

第三条 本委員会は、次の者で構成する。

一、中央大学法曹会推薦の

中央大学法職講座運営委員会委員 二名以内

二、中央大学法曹会推薦の

中央大学司法特設講座担当講師 六名以内

三、東京弁護士会ブロック

第一東京弁護士会ブロック 八名以内

四、第二東京弁護士会ブロック

四名以内

五、第二東京弁護士会ブロック

四名以内

六、裁判所ブロック

二名以内

七、検察庁

二名以内

(委員長、副委員長)

第四条 委員会に委員長及び副委員長若干名を置く。

2 委員長及び副委員長は、前条に定める委員のうち、同条

第一号及び第二号の各委員を除いた委員で互選する。

(委員の任期)

第五条 委員の任期は、二年とし、一年毎に半数を改選する。

ただし、再任を妨げない。

2 委員は任期満了後も、後任者が就任するまで、その職務
を行なわなければならない。

(委員会)

第六条 委員会は、定例会と臨時会とし、委員長が招集する。

付 則

この規程は、平成六年十二月九日から施行する。

(経過措置)

1 改正日以前からの委員のうち、第三条第一号の委員及び
同条第三号乃至第七条の各半数の委員の各任期は、第五条
の定めにかかわらず、平成七年の幹事会において、新委員
が選任される日までとし、その余の委員の任期は平成八年
の幹事会において、新委員が選任される日までとする。

2 改正日から一年以内に委員となる第三条第二号の委員の
うち、半数の委員の任期は、第五条の定めにかかわらず、
平成七年の幹事会において新委員が選任される日までとし、
その余の委員の任期は、平成八年の幹事会において新委員
が選任される日までとする。

大学問題委員会規則

(設置)

第一条 本会に大学問題委員会(以下「本委員会」という)を置く。

(本委員会の目的)

第二条 本委員会は、幹事長の諮問により、中央大学法曹学会則第三条第一号に定める事項を審議し、回答することを目的とする。

(委員会の構成)

第三条 本委員会は、次の者で構成する。

- 一、中央大学法曹会選出の
学校法人中央大学評議員 若干名
- 二、東京弁護士会ブロック 二四名以内
- 三、第一東京弁護士会ブロック 十一名以内
- 四、第二東京弁護士会ブロック 十一名以内
- 五、裁判所ブロック 二名以内
- 六、検察庁、公証人ブロック 二名以内

(委員の任期)

第四条 委員の任期は二年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長、副委員長)

第五条 委員長は会議を主催し、副委員長は補佐し委員長に

事故あるときはその職務を代行する。

委員長は委員の互選により選出する。副委員長は委員長の指名により選出する。

(委員会)

第六条 本委員会の開催は、定例会と臨時会とし、委員長がこれを召集する。ただし、委員長は、一〇名以上の委員から開催請求があつたときは、遅滞なく委員会を召集しなければならぬ。

(事務局)

第七条 本委員会に事務局担当者置き、委員会の設置、並びに議事録の作成等の事務を掌る。本委員会の事務局担当者、中央大学法曹会事務局長が指名する。

付 則

この規則は、中央大学法曹会幹事会の議決をした平成六年三月二三日から施行する。

会則検討委員会規則

付則

本規則は、中央大学法曹会の議決をした平成六年三月三日から施行する。

(設置)

第一条 本会に会則検討委員会(以下「本委員会」という)を置く。

(委員会の目的)

第二条 本委員会は、幹事長の諮問により、本会の会則、規則、規程、細則等に関する事項を審議し、答申することを目的とする。

(委員会の構成)

第三条 本委員会の委員は、一〇人とし、中央大学法曹会幹事会において選任する。

(委員の任期)

第四条 委員の任期は二年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長、副委員長)

第五条 本委員会は、委員の互選により、委員長及び副委員長各一名を選出する。

委員長は、会議を主催し、副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(細則)

第六条 委員会の運営に関し、この規則に定めない事項については委員会で行うことができる。

学校法人中央大学等役員名簿（中大法曹関係）

（順不同・敬省略）

一 学校法人中央大学

◎顧問 山本清二郎

◎理事 篠原千廣・柳沢義信・野宮利雄

◎監事 繩稚登

◎評議員会

議長 信部高雄

評議員

阿部三郎・安藤章・猪股喜蔵・飯島正典・市橋千鶴子
 岩田豊・内山弘・大西保・及川昭二・岡田錫洵
 押谷勲雄・木川統一郎・木戸口久治・岸嚴・日下文雄
 倉田雅充・坂本建之助・設樂敏男・篠原千廣・菅沼隆志
 鈴木秀雄・田宮甫・高木典雄・高橋守雄・瀧沢国雄
 寺口真夫・堂野達也・中津川彰・繩稚登・野宮利雄
 原秀男・日野久三郎・藤井光春・松岡登・松家里明
 三上庄一・森田洲右・安原正之・柳沢義信・山本忠義
 依田敬一郎・吉本英雄・若林秀雄

二 財団法人白門奨学会

◎理事長 堂野 達也

◎理事 坂本 建之助・内山 弘・市橋 千鶴子

◎監事 倉田 雅充

◎評議員 石井嘉夫・藤井光春・深沢 守・高橋守雄・村重慶一

吉岡 征雄

◎選考委員会委員

田宮 甫

三 中央大学教育研究振興資金募金常任委員会

◎顧問 山本 清二郎

◎副委員長 大西 保

◎常任委員 猪股喜蔵・飯塚信夫・市橋 千鶴子・内山 弘・岡田 錫 洵

及川昭二・木川 統一郎・木戸口 久治・日下文雄・倉田 雅 充

小池 金市・坂本 建之助・設樂 敏男・篠原 千廣・信部 高 雄

繩 稚 登・野宮 利雄・原 秀男・松井 宣・水上 喜 景

山本 忠義・柳沢 義 信

中央大学学員会役員名簿（中大法曹会推薦）

会長 堂野達也

副会長 大西保

顧問 石田寅雄・内山弘・松井宣・山本清二郎

参考 石井一郎・木戸口久治・日下文雄・小池金市・鈴木秀雄

竹村照雄

常任幹事 木川統一郎・倉田雅充・坂本建之助・瀧澤國雄・森田洲右

幹事 阿部三郎・新井弘二・猪股喜蔵・川上正俊・川坂二郎

設樂敏男・信部高雄・篠原千廣・鈴木喜三郎・高橋守雄

繩稚登・野宮利雄・安原正之

會計監事 松岡登

中央大学法曹会役員名簿 (平成五・六年度)

一、顧問・参与

(1) 顧問

石田寅雄 小池金市 堂野達也 滝沢国雄
 倉田雅充 設楽敏男 信部高雄 山本清二郎 八島三郎 (東弁)

石井一郎 大西保 木戸口久治 坂本建之助 野宮利雄 (二弁)

(2)

参与 児島平 奥原喜三郎 木川統一郎 日下文雄 倉田哲治
 小竹耕 小林宏也 鈴木秀雄 戸田宗孝 水上喜景 (東弁)

岡田錫淵 梶原止 竹村照雄 寺尾正二 居林三次 (二弁)

外村隆 小野田六二 近藤三代次 鈴木近治 (二弁)

二、幹事（○は常任幹事）

中村裕二	○繩稚登	高場茂美	須藤正彦	白井正明	真田淡史	佐瀬正俊	小林信明	小林秀正	木戸口久義	笠井浩二	亀井忠夫	大辻正寛	内丸義昭	石井芳光	飯塚孝	安藤憲一	○阿部三郎
中村治郎	中村生秀	堤淳一	瀬川徹	清水紀代志	○佐伯弘	佐藤隆男	笹原桂輔	紺野稔	○久木野利光	片岡義広	川瀬仁司	奥野善彦	伯母治之	石葉泰久	○稲田寛	市川照巳	○安藤章
直井雅人	○中村茂八郎	天坂辰雄	多賀健三郎	志沢徹	○榊原卓郎	佐藤義行	佐々木敏行	小山勲	黒須雅博	岸巖	春日寛	海法幸平	及川昭二	井上勝芳	石渡光一	猪股喜蔵	安藤貞一
永松栄司	名波倉四郎	寺口真夫	田中紘三	○菅沼隆志	坂巻国男	佐藤正八	桜井公望	小林元治	楠忠義	北村忠彦	神谷咸吉郎	川勝勝則	○大高満範	植松功	伊藤茂昭	伊東正	○秋知和憲
西林経博	中村浩紹	寺井一弘	橘節郎	○篠原千廣	佐藤勝	才口千晴	小島敏明	厚井乃武夫	北村一夫	笠原克美	金沢恭男	太田孝久	遠藤和夫	伊井和彦	飯田義則	浅見昭一	

山田賢次郎	宮島崇行	○原秀男	成富安信	田中慎介	鈴木英夫	篠原由宏	木ノ元直樹	大西昭一郎	安西愈	○横山昭	山岸憲司	村田裕一	増田彦一	○本間崇	○藤井光春	長谷川武弘	新津勇七
○山崎源三	元木徹	深沢守	仲居康雄	綱取孝治	鈴木則佐	柴田徹男	小屋敏一	荻原静夫	池田達郎	吉田幸一郎	安田隆彦	○森田洲右	溝口喜文	堀川文孝	深沢武久	橋本幸一	野島良男
山田滋	森寿男	藤本猛	丹羽健介	寺本吉男	高橋勇次	島田一彦	今野昭昌	垣鏑繁	伊藤忠敬	吉住仁男	山本剛嗣	山本忠義	三羽正人	松永涉	船戸実	花水征一	原山庫佳
山本卓也	八木清文	藤本博文	萩原泰平	豊田泰介	田口邦雄	○白河浩	斎藤祐一	加毛修	飯田数美	吉田哲	矢田英一郎	安原正之	御園賢治	○松崎勝一	福家辰夫	平松和也	濱秀和
山本政敏	○柳沢義信	松家里明	羽田忠義	○田中茂	○田中茂	神洋明	佐々木和郎	川村延彦	○岩田豊	(東弁 一三〇名)	渡辺務	湯川將	山田茂	村田豊	松代隆	堀合辰夫	○服部邦彦

高木新二郎	島田一	河野信夫	井上廣道	秋山寿延	森誠一	○増田浩千	原誠	友部富司	伊達俊二	○鈴木喜三郎	小海正勝	○笠井盛男	○大井勅紀	今中美耶子	新井嘉昭	横溝高至
竹田稔	嶋原文雄	佐藤歳二	大藤敏	朝岡智幸	諸永芳春	三木茂	藤光巧	○中津靖夫	○田中美登里	鈴木誠	駒沢孝	加藤康夫	大塚功男	入倉卓志	飯畑正男	○依田敬一郎
田中康郎	新矢悦二	佐藤久夫	○糟谷忠男	浅香恒久	雪下伸松	向井惣太郎	船越広	中村鉄五郎	○田宮甫	○高橋守雄	三枝信義	門屋征郎	大平恵吾	岩瀬外嗣雄	石井芳夫	○吉本英雄
並木茂	○杉山英巳	佐藤康	○川上正俊	荒川英明	○吉田和夫	村井幸男	古山昭三郎	中吉章一郎	千葉昭雄	田代則春	坂本行弘	○川坂二郎	小野道久	上野操	石川幸吉	○若林秀雄
橋本和夫	須藤典明	沢田三知夫	川島貴志郎	一宮なほみ	(二弁) 脇坂治国	村井芳朗	堀内幸夫	根本隆	栃木敏明	多田武	猿山達郎	川津裕司	笠井直人	遠藤英毅	石黒竹男	○渡邊洋一郎 (一弁) 五五名

舟橋定之 ○松岡 登 ○村重慶一 山本和敏 綿引 穰

(裁判所 三〇名)

飯田英男 石部紀男 太田文保(転勤)片山博仁(転勤)桐生哲雄

栗原惠三 小林域泰 ○佐野眞一 鹽野健彦 高野利雄

玉井直仁 ○寺西賢二 豊嶋健直 仲田 彰 中津川 彰

中 霽 聳 長山四郎 長野義一 西 正敏 ○保倉 裕

保坂洋彦 堀江信之 ○溝口昭治 ○水上寛治 宗像紀夫

吉川 亘 吉野勝夫 (檢察庁 二七名)

三、會計監事

高橋 崇雄(東弁) 深沢 勝(一弁) 林田耕臣(二弁)

四、正・副幹事長・事務局長・次長

幹事長 安原正之(東弁) 同次長 才口千晴(東弁)

副幹事長 猪股喜倉(東弁) 同次長 瀬川 徹(東弁)

副幹事長 山崎源三(一弁) 同次長 飯田数美(一弁)

副幹事長 鈴木 誠(二弁) 同次長 栃木敏明(二弁)

副幹事長 大藤 敏(裁判所) 同次長 綿引 穰(裁判所)

副幹事長 小田 攻(檢察庁) 同次長 山本修三(檢察庁)

事務局長 及川昭二(東弁)

中央大学法曹会 各種委員会委員名簿 (平成五・六年度)

◎委員長
○副委員長

一、人事委員会 (一〇名)

(東 弁) 大高 満範・篠原 千廣・菅沼 隆志・横山 昭

(一 弁) 設楽 敏男・松家 里明

(二 弁) ◎野 宮利雄・大井 勅紀

(裁判所) 河野 信夫

(検察庁) 仲田 章

二、会報編集委員会 (一〇名)

(東 弁) 植松 功・金澤 恭男・堤 淳一・御園 賢治

(一 弁) 福吉 實・神 洋明

(二 弁) ◎吉田 和夫・猿山 達郎

(裁判所) 舟橋 定之

(検察庁) 小林 域泰

三、会則改正委員会 (一〇名)

(東 弁) 小山 勲・佐藤 義行・榊原 卓郎・堀川 文孝

(一 弁) ◎深沢 守・池田 達郎

(二弁) 鈴木喜三郎・笠井盛男

(裁判所) 沢田三知夫

(検察庁) 保倉裕

四、法職教育検討委員会(一八名)

(東弁) 浅見昭一・安藤憲一・井上勝義・奥野善彦・厚井乃武夫

清水紀代志・中村治郎・安田隆彦

(一弁) ◎高橋勇次・荻原静夫・鈴木秀一・八木清文

(二弁) 新井嘉昭・伊達俊二・友部富司・中川隆博

(裁判所) 須藤典明

(検察庁) 寺西賢二

五、大学問題委員会(五二名)

(東弁) ◎安藤章・○川勝勝則・久木野利光・日下文雄・小林秀正

小林宏也・佐藤勝・紺野稔・鈴木秀雄・鈴木康洋

須藤正彦・寺口真夫・縄稚登・中村生秀・中村茂八郎

堀合辰夫・本間崇・松崎勝一・森田洲右・吉田幸一郎

稲田寛・田中紘三・中村裕二・平松和也

(二弁) 岩田豊・岡田錫淵・倉田雅充・設楽敏男・信部高雄

竹村照雄・田中慎介・荻原平・柳沢義信・吉本英雄

依田敬一郎

(二 弁)

高橋 守雄・内山 弘・大西 保・川坂 二郎・小海 正勝
坂本 建之助・鈴木 孟秋・田宮 甫・根本 隆・増田 浩千

雪下 伸松

(裁判所)

高木 新二郎・佐藤 久夫

(検察庁)

中津川 彰・佐野 眞一(転勤・後任未定)

平成七年度講師名簿（○印新規推薦）

法曹論

秋山 壽延（裁判官・二二期）

伊藤 鉄男（検察官・二七期）

稲田 寛（弁護士・一七期）

司法演習

前期（七・四・一四）七・一七

〔司法演習二（二年）〕

憲法○名（統治機構）

民法七名（債 権）

（二二コマ）

1 鈴木 孟秋（二弁・一四期）二コマ

2 石井 芳光（東弁・一七期）一コマ

3 猿山 達郎（二弁・一九期）二コマ

4 新井 嘉昭（二弁・二二期）二コマ

5 川村 延彦（一弁・二二期）二コマ

6 佐藤 勝（東弁・二七期）二コマ

7 友部 富司（二弁・三三期）一コマ

1 吉川 壽純（一弁・一六期）二コマ

刑法七名（各論中心）

(一ノコマ)

② 小田 攻(検察・二四期)ニコマ

③ 五島 幸雄(検察・二四期)ニコマ

4 向井 惣太郎(二弁・三一期)ニコマ

5 安田 隆彦(東弁・三六期)ニコマ

6 伊達 俊二(二弁・三六期)一コマ

後期(七・九・一六〇八・一・一三)

〔司法演習一(二年)〕

憲法五名(人 権)

(一〇コマ)

1 萬羽 了(一弁・一六期)ニコマ

2 中津 靖夫(二弁・一七期)ニコマ

3 青木 康国(一弁・二九期)ニコマ

4 中村 裕二(東弁・三九期)ニコマ

5 西 込 明彦(東弁・三六期)ニコマ

民法六名(総 則)

(一二コマ)

1 鈴木 孟秋(二弁・一四期)ニコマ

2 荻原 静夫(一弁・一五期)ニコマ

3 小海 正勝(二弁・一七期)ニコマ

4 石井 芳光(東弁・一七期)ニコマ

5 才口 千晴(東弁・一八期)ニコマ

6 湯川 将(東弁・三八期)ニコマ

刑法六名(総論中心)

1 吉川 壽純(検察・二四期)ニコマ

(一〇コマ)

後期(七・九・一六〇八・一・一三)

〔司法演習三(二年)〕

憲法〇名(総合)

民法六名(物件)

(二コマ)

刑法六名(応用)

- ② 狩谷武嗣(檢察・二四期)ニコマ
- ③ 伊藤武男(檢察・二七期)一コマ
- 4 塚越 豊(東弁・三一期)一コマ
- 5 安田隆彦(東弁・三六期)ニコマ
- ⑥ 額田みさ子(二弁・三六期)ニコマ
- ① 平野智嘉義(東弁・一四期)ニコマ
- 2 大辻正寛(東弁・一六期)ニコマ
- 3 猿山達郎(二弁・一九期)ニコマ
- 4 新井嘉昭(二弁・二二期)ニコマ
- 5 平松和也(東弁・三七期)ニコマ
- 6 厚井乃武夫(東弁・四〇期)ニコマ
- 1 酒井憲郎(一弁・二四期)ニコマ
- ② 村山創史(檢察・二四期)ニコマ
- 3 小幡雅二(東弁・二五期)ニコマ
- ④ 羽成 守(東弁・二八期)ニコマ
- 5 向井惣太郎(二弁・三一期)ニコマ
- 6 伊達俊二(二弁・三六期)ニコマ

会 務 報 告 書

中央大学法曹会事務局長

及 川 昭 二

一 中央大学法曹会が平成五年五月二〇日から平成七年五月一八日までにした活動の概要は、事務局が作成した別紙中央大学法曹会平成五・六年度開催行事報告書に詳細にされておりです。以下主要な活動だけ報告の補充をいたします。

二 わが中央大学法曹会に負荷されている重大な目的使命に鑑み、野宮前執行部の輝かしい業績を承継しつつ、安原幹事長らが、発想提案し、執行部内で十分の審議を経、当執行部の方針とされた主たる活動目標は、次の(一)と(二)であつたと思います。

- (一) (法曹会会則第三条が規定している活動)
 - ① 中央大学の健全な運営に協力し、意見を具申すること
 - ② 会報及び会員名簿の発行
 - ③ 研究会、講演会及び座談会の開催
- (二) (当執行部独自の政策に基づく活動)

① 各種委員会（人事委員会・法職教育検討委員会・会報編集委員会・会則改正委員会・大学問題委員会）規則の新設・改正

② 前執行部から引継いだ司法特設講座講師の継続推薦とこの業務を所管する法曹会内担当組織の整備確立

③ 中央大学教育研究振興資金の募金推進

三(一) 右二の(一)の①「大学当局への具申」の実行については当執行部は、①平成五年九月六日付「学校法人中央大学の評議員会の活性化を図るため、評議員会の機能、議事運営、評議員の定数・構成、選任方法等をふくめた問題の検討立案」の諮問及び「中央大学第二部（夜間部）」のあり方について」の検討を大学問題委員会に要請した。これを受けて大学問題委員会は二十回にも及ぶ委員会を開催し、審議を十分盡した上、諮問事項について執行部に答申されました。執行部は右答申に基いて再度幹事会にかけてその承認を得、本年四月二十八日大学関係当局に具申書を提出した。更に大学への協力後援活動として日本比較法研究所開催の「国際社会における法の普遍性と固有性」をテーマとしたシンポジウムに法曹会として積極的に参加しました。シンポのあとの懇親会にも法曹会員が数十名出席し大盛会に終らせました。

(二) 次に②の「会報、会員名簿等発行」ですが、昨年九月頃から会報編集委員会と執行部が一体となり本格的準備活動を開始しました。従前発行された会報を基本的な参考資料としながらも今回はデザイン、誌面、写真等魅力があり会内外読者の注目と高い評価を得るよう配慮し、発行日についても本年総会当日先生方のお手元に配布できるよう現在大いに頑張っている最中というところです。次に現法曹会員名簿改訂版発行ですが、現名簿は平成元年五月二〇日当時の赤坂執行部によって発行されたものです。既に相当期間を経過しております。会報編集委員会と執行部は改訂版発行に必要な関係資料の入手とその整理に追われておりますが、総会当日迄に何とか完成配布できることを願っております。

(三) 同③の「講演会等行事の開催」ですが特筆することのできた行事としては中央大学学生会と共催した、平成六年二月二十三日中央大学駿河台記念館で行った中央大学名誉教授橋本公巨先生の学士院会員ご就任を記念した「テレビ放送と五五年体制の崩壊」と題する講演会でありました。聴衆約二五〇名をかぞえ引き続き行った懇親会もまた大盛会でした。橋本先生の講演録は先生のご諒解を得て本誌に掲載させていただいております。

四(一) 前記二の(一)の①の「各種委員会規則の新設・改正」ですが、各種委員会の積極的な取組みにより「大学問題委員会」と「人事委員会」「会則改正検討委員会」の各規則が新たに制定されました(会則改正検討委員会の名稱は会則検討委員会と改稱)。法職教育検討会規則は司法特設講座講師の銓衡、推薦等の業務が同委員会の所管として拡張されたため目的、委員会の人的構成等大幅な改正となりました。これらの各規則は本誌関係諸規定中に掲載しております。残るのは会報編集委員会の規則ですが、その必要性にとばしいとの意見が多く従来の慣行に基く運営で十分ことが足りるとされ新設には至りませんでした。

(二) 同②の中央大学司法特設講座(運営委員会)への協力ですが、今までのところ前記法職教育検討委員会の所管とするための規則等未完の状態にあり、それらが発効される次年度までは現執行部がその実行推進を担当することとし、平成七年度講師(担当・氏名は本誌に掲載)の推薦、大学側及び講師との懇談会等の関係業務の処理は主に執行部(実際の担当は才口事務次長)がやりその責任を果しました。

(三) 同③の中央大学教育研究振興資金募金推進ですが、当執行部は現今の不況深刻化する経済状況下における募金であることを考慮し慎重に取り組みました。次の「法曹会募金目標額」「募金懇請基準額」を定め幹事会及び総会の議を経て各ブロック別に会員諸先生に懇請いたしました。

◎法曹会募金目標額金八〇、〇〇〇、〇〇〇円

◎募金懇請基準額

- ① 中央大学理事・監事（一〇〇万）
- ② 中央大学評議員（五〇万）
- ③ 中央大学学員会常任幹事（三〇万）
- ④ 同 幹事（二〇万）
- ⑤ 同 協議員（五万）
- ⑥ 中央大学法曹会幹事（五万）
- ⑦ 同 会員（三万）

右先生方のご協力によりお蔭をもちまして平成七年三月二〇日現在

「申込額金三三、二七〇、〇〇〇円」「払込額金三三、〇七〇、〇〇〇円」にまで到達しております。このほか法曹会員が法曹会以外の学研連、年次地域支部等から寄附申込額を合せますと「約四八、〇〇〇、〇〇〇円」となります。なお募金期間は更に平成八年十一月一四日迄延長認可されております。次期執行部におかれては会員諸先生のなお一層のご協力により、八千万円の目標額を必ず達成されるよう祈って止みません。

五 おわりにこの二年間非力な事務局長に対し格別のご指導、ご協力いただきました安原幹事長はじめ執行部及び各種委員会委員長らの諸先生に対し心から感謝と御礼を申し上げます。

中央大学法曹会平成五・六年度開催行事報告書

中央大学法曹会事務局

自平成五年五月二〇日
 経平成七年五月一八日

年月日	行事	摘要
5・5・20	定時総会	於 中央大学駿河台記念館 平成五年度幹事・会計監事選任
5・5・20	幹事会	右同所 幹事長・副幹事長・常任幹事互選 事務局長・事務局次長任命
5・5・29	学生会協議員会 学生会総会	於 中央大学駿河台記念館 正副幹事長・事務局長ら名数参加 (前日に学生会支部長会議・安原幹事長出席)
5・6・7	平成五年度第一回執行部会	於 法曹会館 議題 1 事務局次長の委嘱と職務分担の件 2 新旧執行部引継会の件 3 幹事会・常任幹事会(年四回)の開催日予定の件 4 正・副幹事長等就任披露懇談会開催の件 5 本年度会務執行の基本姿勢の件
5・7・5	第二回執行部会	於 東弁会館 議題 1 第一回幹事会・常任幹事会・司法修習生との懇親会開催(七月一六日)の件 2 各種委員会委員選任委嘱の件 3 中央大学法曹会推薦司法演習講師バックアップ委員会

5・7・13	新旧執行部事務引継会	於 有楽町さがみ 事務引継書により具体的説明を受けて後懇談した	(仮称) 設置及び同講師との懇談会等の件
5・7・16	第一回常任幹事会 第一回幹事会	於 アルカディア市ヶ谷 議題 1 本年度会務運営の方針表明(幹事長) 2 各種委員会委員選任の件 3 会費額決定の件(予算について決定) 4 報告 学校法人中央大学基本規定(寄附行為) 検討委員会 (第二次) 委員五人、中央大学早朝選考委員会委員七人 推薦の件 後長	
5・7・28	各種委員会(第一回) (人事・法職検討・会報編集・会則改正・大学問題)	於 東弁会館 議題 1 各種委員会委員長、副委員長選任の件 2 各種委員会運営の件	
5・8・30	第一回正副幹事長会議	於 一弁会議室 議題 1 大学問題委員会への諮問事項検討の件 2 法職教育検討委員会を除く各種委員会規則制定の件 3 中央大学教育研究振興資金募金の件	
5・8・30	法職教育検討委員会(第一回)	於 一弁会議室 議題 1 委員会運営に関する件 2 今後の委員会の日程	
5・9・6	第三回執行部	於 東弁会館 議題 1 大学問題委員会への諮問事項の件 2 法職検討委員会を除く各種委員会規則制定の件 3 中央大学教育研究振興資金募金推進の件	

	<p>5・9・7</p> <p>大学問題委員会(第二回)</p>	<p>5・9・27</p> <p>会則改正委員会(第二回) (注) 当委員会は、その後必要により随時開催した。</p>	<p>5・10・4</p> <p>第四回執行部会</p>
<p>4 學術講演会(講師橋本公巨先生)開催の件</p> <p>5 大学主催司法演習運営の打ち合せ会(九月一〇日午後六時・於駿河台記念館)参加の件</p>	<p>於 東弁会館</p> <p>議題</p> <p>1 執行部の諮問について</p> <p>2 その他</p>	<p>於 松本樓</p> <p>深沢守委員長の設営により執行部も招待され今後の活動方針等について協議</p>	<p>於 東弁会館</p> <p>◎特別出席者</p> <p>真田芳憲(日本比較法研究所長)</p> <p>宮田永生(同事務室長)</p> <p>(第二回シンポジウム協力要請)</p> <p>明念一雄(中央大学総務部募金課長)</p> <p>(寄附状況説明のため)</p> <p>議題</p> <p>1 中央大学教育研究振興資金募金の件</p> <p>① 明念課長より全体の寄附状況の説明あり。</p> <p>② 執行部としては一二月三日の幹事会に目標額、募金組織編成等について提案</p> <p>その承認を経て募金勧誘活動を具体的に進めることに決定。</p> <p>2 日本比較法研究所第二回シンポジウム後援の件</p> <p>真田所長から法曹会にご挨拶があり、第二回シンポジウム開催について法曹会からの特別協力要請を求められ、法曹会としてはこの要請に対し最善の協力を約した。</p> <p>3 學術講演会(講師橋本公巨先生)開催の件</p> <p>橋本先生のご都合を伺うと共に学員会の協力が得られ</p>

5・11・6	日本比較法研究所シンポジウム (中央法曹会後援行事)	於 中央大学駿河台記念館 議題 1 テーマ 2 国際社会における法の普遍性と固有性 終了後懇親パーティ・大盛會 法曹会から約五〇名出席
5・11・4	大学問題委員会(第四回)	於 東弁会館 議題 平成四年二月二六日付学校法人中央大学基本規定(寄附行為)の検討懇談会「具申書」 (1) 理事・監事制度 (2) 評議員制度 の機能、議事運営、定員、選任方法等の検討
5・11・2	法職教育検討委員会(第四回)	於 一弁会議室 議題 委員会の運営に関する件
5・10・27	人事委員会(第二回)	於 法曹会館
5・10・20	中央大学司法試験対策合同会議準備会(仮稱)	於 中央大学駿河台記念館 法曹会から幹事長と事務局長出席
5・10・7	大学問題委員会(第三回)	於 東弁会館 議題 執行部の諮問の取扱について
5・10・5	法職教育検討委員会(第三回)	於 一弁会議室 議題 委員会の運営に関する件
		4 右の各確認は安原、猪股副幹事長に一任。 第二回幹事会・常任幹事会開催の件

5・11・8	第五回執行部会	<p>於 二弁太平洋食堂</p> <p>議題 1 第二回幹事会・常任幹事会開催の件</p> <p>2 司法演習講師と法曹会との懇談会開催の件 (十一月二日の法職教育検討委員会で決定)</p>
5・11・12	中央大学評議員会議長選考協議会	<p>於 東弁会館</p> <p>議題 評議員議長候補推薦の件</p>
5・11・14	中央大学ホームカミングデー	<p>於 多摩キャンパス</p> <p>法曹会からテレホンカード二〇〇枚無料提供。安原幹事長、及川事務局長、飯田事務次長ら参加。</p>
5・11・24	第六回執行部会	<p>於 東弁会館</p> <p>議題 1 第二回常任幹事会・幹事会及び修習生を招いての忘年懇親会諸準備の件</p> <p>2 右会の議事中中央大学教育振興資金募金の件についての提案理由の説明書の作成は安原幹事長に一任。</p> <p>3 司法演習に関する大学側主催の打ち合せ会(一二月一四日 於駿河台記念館)に法曹執行部は全員参加することに決定。</p>
5・12・3	第二回常任幹事会 第二回幹事会・引続いて四六期修習生との懇親会	<p>於 アルカディア市ヶ谷</p> <p>議題 1 会務報告(各種委員会会則制定の件・司法演習講師バックアップの件・その他)</p> <p>2 中央大学教育・研究振興資金募金の件 提案通り承認さる。</p> <p>① 中央法曹会募金目標額 平成五年九月三〇日現在の申込額二、〇二八万円に六、〇〇〇万円を追加して八、〇〇〇万円を超える募金の達成を目標とする</p>

5・12・7	法職教育検討委員会(第五回)	<p>② 募金の組織と推進方法</p> <p>正副幹事長が責任者になって、百周年募金の実績を参考に会員の理解と協力をお願いする。</p> <p>各ブロック毎に、百周年の四分の一額の達成のため中大役員・学生会役員(協議員・幹事)等経験者に特段の協力を依頼する。</p> <p>3 各種委員会報告(人事・法職検討・会則・大学問題)(報告事項)</p> <p>1 日本比較法研究所シンポジウム(十一月六日)開催協力の件</p> <p>2 司法演習講師との打ち合せ会(二月一四日・二月一〇日)実施の件</p> <p>3 橋本公巨先生講演会(二月三三日)実施の件</p> <p>4 会計報告の件</p>
5・12・9	大学問題委員会(第五回)	<p>於 一弁会議室</p> <p>議題 委員会の運営について</p>
5・12・9	臨時執行部会	<p>於 東弁会館</p> <p>議題 中央大学教育研究振興資金募金についての第二回常任幹事会・幹事会決議執行の件</p>
5・12・14	司法特設講師と、大学側、法曹会執行部との懇談会	<p>於 中央大学駿河台記念館</p>
5・12・22	法職教育検討委員会(第六回)	<p>於 中央大学駿河台記念館</p> <p>議題 司法特設講師のバックアップについて</p>
6・1・10	第七回執行部会(兼新年懇親会)	<p>於 有楽町さがみ</p>

6・1・18	法職教育検討委員会（第七回）	於 一 弁会議室
6・1・11	大学問題委員会（第六回）	<p>於 東弁会館</p> <p>議題</p> <p>1 大学問題委員会規則（案）について 委員長趣旨説明 制定根拠、審議方法、改定につき質疑応答 満場一致で制定可決</p> <p>(2) 幹事長挨拶（要会則改正委員会の意見聴取）</p> <p>(3) 評議員会制度についての問題点(4)「評議員会の議事運営について」審議</p> <p>2 特に、議事運営の方法、議事規則の制定の可否、開催回数等を中心に審議 猪股副幹事長 私立学校法四二条、四三条及び学校法人中央大学基本規定三三条との関係の説明 評議員会の性格（諮問・議決・折衷）につき説明</p>
		<p>議題</p> <p>1 司法演習講師派遣及び運営に関する件 ① 本件担当才口事務局長次長から従前の経過等詳細説明があり、</p> <p>② 大学側が設置した司法特設講座運営委員会に対応する窓口組織を法曹会も作る必要があるとの意見が出された。</p> <p>③ しかし六年度の講師推薦は本年一月二〇日限りと追っているので、講師予定者の選考及び大学側窓口との折衝は執行部として処理することとし、才口・飯田・栃木各ブロック次長に一任した。</p> <p>2 橋本公巨先生講演会（二月二三日）会場等の件</p> <p>3 第三回幹事会（三月二三日水）会場等の件 中央大学駿河台記念館</p>

6・2・2・8	6・2・2・3
<p>大学問題委員会(第七回)</p>	<p>第八回執行部会</p>
<p>於二弁会議室 平成四年二月二六日付学校法人中央大学基本規定(寄附行為)の検討懇談会「具申書」の (2)(1) 理事・監事制度 評議員制度 の機能、議事運営、定員、選任方法等の検討主に「評議員制度について(継統) 特に「評議員会の議事運営について」の ① 評議員会内委員会の設置</p>	<p>於一弁会議室 議題 1 橋本公巨先生講演会実行の件 ① 案内状追加発送・新聞掲載等依頼 ② 講演会当日の役割分担 2 司法演習講師派遣及び運営に関する件 法曹会と執行部と司法演習講師団との懇談会を三月一六日に実施決定 3 中央大学教育研究振興資金募金実施の件 今後の進め方として、募金要請額について三会共通の基準を作る必要ありとのつよい提案があり(鈴木副幹事長)慎重に検討した結果、百周年募金の経緯についての猪股副幹事長の説明を参考にして次の基準額を決定 中央大学理事・監事(一〇〇万) 評議員(五〇万) 学生会常任幹事(三〇万) 同幹事(二〇万) 協議員(五万) 中央大学法曹会幹事(五万) 同会員(三万) 4 大学問題委員会規則案答申書の件</p>

6・3・23	6・3・23		6・3・18	6・3・16	6・3・2	6・3・1	6・2・23	6・2・22	
第三回常任幹事会 第三回幹事会	臨時執行部会		大学問題委員会(第九回)	中大法曹会執行部と司法演習講師との懇談会	第九回執行部会	大学問題委員会(第八回)	橋本公巨先生特別講演会 学員会・法曹会共催 講演録は法曹第一五号掲載	法職教育検討委員会(第八回)	
於 中央大学駿河台記念館 議題 1 会務報告	於 中央大学駿河台記念館 議題 第三回常任幹事会・幹事会準備の件	於 東弁会館 議題 平成四年二月二六日付学校法人中央大学基本規定(寄附行為)の検討懇談会「具申書」の (1) 理事・監事制度 (2) 評議員制度 の機能、評議運営、定員、選任方法等の検討主に評議員制度について(継続)	於 東弁会館 議題 平成四年二月二六日付学校法人中央大学基本規定(寄附行為)の検討懇談会「具申書」の (1) 理事・監事制度 (2) 評議員制度 の機能、評議運営、定員、選任方法等の検討主に評議員制度について(継続)	於 中央大学駿河台記念館	於 東弁会館 議題 学校法人中央大学評議員候補予定者推薦の件	於 東弁会館 議題 評議員会の議事運営特に評議員会内委員会設置の可否について	於 中央大学駿河台記念館 来聴者 約二五〇名 終了後懇親パーティ(大盛会)	於 一弁会議室	② 議事規則の制定の可否について

6・4・9	中央大学多摩キャンパス観校会と懇親パーティ	<p>2 会計報告</p> <p>3 中央大学教育・研究振興資金募金推進の件（執行部提案承認）</p> <p>4 大学問題委員会規則制定の件</p> <p>5 各種委員会報告</p> <p>6 司法演習講師推薦等経過報告</p>
6・4・12	人事委員会（第三回）	<p>於二弁会議室</p> <p>議題 1 平成六年学校法人中央大学評議員候補者推薦委員会委員推薦の件</p> <p>2 平成六年学校法人中央大学評議員候補者推薦の件</p> <p>3 学校法人中央大学法職講座運営委員会委員推薦の件</p> <p>4 副委員長選任の件</p> <p>5 報告事項</p> <p>財団法人白門奨学会理事及び監事推薦の件</p>
6・4・18	法職教育検討委員会（第九回）	<p>於一弁会議室</p>
6・4・19	臨時執行部	<p>於東弁会館</p> <p>議題 平成六年度第一回常任幹事会・幹事会・総会・懇親パーティ実行準備の件</p>
6・5・9	第十一回執行部会	<p>於一弁会議室</p> <p>議題 1 平成六年度第一回常任幹事会・幹事会・総会・懇親パーティ（五月一九日（休））開催採集準備の件</p> <p>2 平成六年度第二回常任幹事会・幹事会開催の件</p> <p>① 開催日（七月二日 金曜日）</p> <p>② 会場の選定（アルカディア市ヶ谷）</p> <p>③ 四八期中大出身司法修習生に多数参加を事前要請す</p>

	る
6・5・10	大学問題委員会(第一〇回) 於 東弁会館 議題 評議員会の議事運営について
6・5・16	法職教育検討委員会(第一〇回) 於 一弁会議室 議題 1 法職教育検討委員会規則改正の件 2 講師派遣候補者リスト作成の件
6・5・19	平成五年度第四回常任幹事会 同 幹事会 平成五年度定時総会 於 中央大学駿河台記念館 議題 1 平成五年度会務報告承認の件 2 各種委員会活動報告承認の件 3 会計報告・監査報告承認の件 於 中央大学駿河台記念館 幹事長挨拶 議題 1 議長、副議長選出 2 平成五年度会務報告承認の件 3 各種委員会活動報告承認の件 4 会計報告、監査報告承認の件 引続いて平成六年度栄進者・叙勲者・新入会員歓迎大祝賀会開催
6・6・1	平成六年度 第一回執行部会 於 東弁会館 議題 1 本年度事業・会務執行基本姿勢の件 2 本年度定例執行部会日時決定の件 3 本年度常任幹事会・幹事会・平成七年度総会日時決定の件 ① 常任幹事会・幹事会 第三回・平成六年十二月 九日(金) 第四回・平成七年 三月三日(木) 平成七年 五月一八日(木) ② 平成七年度総会 4 第二回常任幹事会・幹事会(七月二二日(金)) 実行の件

<p>6・6・7</p> <p>大学問題委員会（第十一回）</p>	<p>於 東弁会館 議題 前回の続行</p> <p>5 中央大学教育研究振興資金募金推進の件 6 法曹会会員名簿改訂版発行の件 7 法曹（第一五号）発行準備の件</p>
<p>6・6・13</p> <p>法職教育検討委員会（第十一回）</p>	<p>於 一弁会議室</p> <p>於 東弁会館 議題</p> <p>1 第二回常任幹事会・幹事会実行準備の件 2 中大法曹会と中大出身四八期司法修習生との懇談会（七月二二日）実行の件 3 法職教育検討委員会規則改正答申書の件 4 中央大学教育研究振興資金募金推進の件 5 法曹一五号発行準備の件 6 法曹会会員名簿改訂版発行の件</p>
<p>7・7・8</p> <p>第二回執行部会</p>	<p>於 東弁会館 議題</p> <p>1 第二回常任幹事会・幹事会実行準備の件 2 中大法曹会と中大出身四八期司法修習生との懇談会（七月二二日）実行の件 3 法職教育検討委員会規則改正答申書の件 4 中央大学教育研究振興資金募金推進の件 5 法曹一五号発行準備の件 6 法曹会会員名簿改訂版発行の件</p>
<p>6・7・8</p> <p>第二回執行部会</p>	<p>於 東弁会館 議題</p> <p>1 第二回常任幹事会・幹事会実行準備の件 2 中大法曹会と中大出身四八期司法修習生との懇談会（七月二二日）実行の件 3 法職教育検討委員会規則改正答申書の件 4 中央大学教育研究振興資金募金推進の件 5 法曹一五号発行準備の件 6 法曹会会員名簿改訂版発行の件</p>
<p>6・7・11</p> <p>会報編集委員会（第二回）</p>	<p>於 二弁地下和室 議題</p> <p>1 法曹一五号編集方針と原稿依頼の件 2 法曹会会員名簿改訂版発行の件（高千穂印刷社長出席）</p>

6・7・18	法職教育検討委員会(第十二回)	<p>於 一弁会議室</p> <p>議事</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 委員会規則改正案再検討 改正のポイントは、目的を多少拡大し、委員数を増大し、任期を明確にし、委員を半数交代制にした 2 法職特設講座の講師推薦の数や、推薦基準等に関するマニュアル作りの作業を開始する。 これに関連して、九月五日六時から、正副委員長と執行部が講師経験者から意見を聞く 3 右を踏まえて、次回委員会で上記マニュアルについて検討する。
6・7・22	<p>平成六年度 第一回常任幹事会 同 幹事会 中大出身四八期修習生を交えての懇親会</p>	<p>於 アルカディア市ヶ谷</p> <p>議題</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本年度会務運営方針の件 2 法職教育検討委員会規則改正の件 3 本年度予算案承認の件 4 各種委員会報告の件 <p>引き続き懇親会(大盛會)</p>
6・7・27	大学問題委員会(第十二回)	<p>於 東弁会館</p> <p>議題 評議員会の議事運営について</p>
6・9・6	大学問題委員会(第十三回)	<p>於 東弁会館</p> <p>議題 学校法人中央大学基本規定の検討懇談会の目大申書の評議員制度等について</p>
6・9・7	第三回執行部会	<p>於 有楽町さがみ</p> <p>議題</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 法職教育検討委員会規則改正答申書の件 2 司法特設講座講師推薦の件 3 中央大学教育研究振興資金募金推進の件 4 法曹(第一五号)・法曹会会員名簿改訂版各発行準備

6・10・2	中央大学第五回ホームカミングデー	<p>の件</p> <p>5 平成六年学員会協議員選出のための支部会員名簿提出の件</p> <p>6 中央大学法曹会・学研連と法職講座大学側運営委員との懇談会（仮称・九月一日 午後五時三〇分 於駿河台記念館）出席の件</p> <p>7 第五回中央大学ホームカミングデー（一〇月二日午前一〇時）於多摩キャンパス）寄附物品及び参加の件</p>
6・10・4	大学問題委員会（第一四回）	<p>於 中央大学多摩キャンパス 法曹会から日立カラーテレビC24型（時価一六五、〇〇〇円）を景品として提供し安原幹事長及び事務局長ら多数参加</p>
6・10・7	第四回執行部会	<p>於 東弁会館</p> <p>議題 平成四年十二月二六日付学校法人中央大学基本規定（寄附行為）の検討懇談会「具申書」の</p> <p>(1) 理事・監事制度</p> <p>(2) 評議員制度</p> <p>の機能、議事運営、定員、選任方法等の検討主に評議員制度について（継続）</p>
6・10・27	人事委員会（第四回）	<p>於 東弁会館</p> <p>議題</p> <p>1 司法特設講座講師推薦の件</p> <p>2 法曹（第一五号）発行準備の件</p> <p>3 法曹会会員名簿改訂版発行の件</p> <p>4 中央大学教育研究振興資金募金推進の件</p> <p>5 平成六年度第三回常任幹事会・幹事会・忘年懇親会（一二月九日（金））開催の件</p> <p>於 法曹会館</p>

6・	法職教育検討委員会(第三回)
6・11・1	大学問題委員会(第一五回) 於 東弁会館 議題 夜間部(第二部)存廃問題
6・11・8	第五回執行部会 於 一弁会議室 議題 <ol style="list-style-type: none"> 1 中央大学教育研究振興資金募金推進の件 2 法曹会会員名簿改訂版発行の件 3 法曹(第一五号)発行準備の件 4 平成六年度第三回常任幹事会・幹事会・忘年懇親会(一二月九日(金))開催準備の件 5 法曹会主催又は学生会との共催による特別講演会開催の件
6・12・7	大学問題委員会(第一六回) 於 東弁会館 夜間部(第二部)存廃問題とくに「昼夜開講制」「科目別単位コース」について
6・12・9	第二回常任幹事会 同 幹事会 兼四七期修習生を交えての 於 ホテル海洋 議題 <ol style="list-style-type: none"> 1 会務報告(幹事長) 2 会計報告 3 各種委員会報告 <ul style="list-style-type: none"> ・ 人事委員会 ・ 会報編集委員会 ・ 会則検討委員会 ・ 法職教育検討委員会 4 法職教育検討委員会規則改正の件 5 学校法人中央大学評議員会の活性化についての大学問題委員会答申書の件

7・1・12	会報編集委員会(第三回)	6 中央大学教育研究振興資金募金勧誘の件 7 司法特設講座講師推薦等報告の件
7・1・13	第六回執行部会(兼新年懇親会)	於 二弁会議室 議題 1 編集方針、写真掲載の件 2 各ブロック名簿分担作成の件(高千穂印刷社長出席)
7・1・19	法職教育検討委員会(第一四回)	於 青山ダイヤモンドホール嵯峨の間 議題 1 平成七年度司法特設講座講師推薦の件 2 法曹(第一五号)発行準備の件 3 法曹会会員名簿改訂版発行の件 4 中央大学教育研究振興資金募金の件
7・2・6	第七回執行部会	於 一弁会議室 議題 今後の委員会の活動方針について
7・2・7	顧問・参与、歴代幹事長らに意見を聞く会	於 東弁会館 議題 1 法曹第一五号発行準備の件 2 法曹会会員名簿改訂版発行の件 3 中央大学教育研究振興資金募金推進の件 4 平成六年度第四回常任幹事会・幹事会(三月二三日於駿河台記念館)開催準備の件 5 司法特設講座講師推薦の件
7・2・14	大学問題委員会(第一七回)	於 ダイヤモンドホール 議題 夜間部(第二部)の存廃問題
7・2・23	人事委員会(第五回)	於 東弁会議室 議題 一 学校法人中央大学関係

7・2・24	歴代幹事長らから意見をきく会	<p>於 東弁会館</p> <p>議題 中央大学学員会役員任期満了による時期役員候補推薦の件</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 東弁会館 二 法曹第一五号発行準備の件 三 法曹会会員名簿改訂版発行の件 四 中央大学・同学員会役員任期満了による後任候補者推薦の件 五 中央大学教育研究振興資金推薦の件 六 平成六年度第四回常任幹事会・幹事会（三月三三日於駿河台記念館）開催準備の件 七 阪神大震災議損金募金の件 八 人事委員会規則（案）検討の件
7・3・1	第八回執行部会	<p>於 東弁会館</p> <p>議題 1 法曹第一五号発行準備の件</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 法曹会会員名簿改訂版発行の件 3 中央大学・同学員会役員任期満了による後任候補者推薦の件 4 中央大学教育研究振興資金推薦の件 5 平成六年度第四回常任幹事会・幹事会（三月三三日於駿河台記念館）開催準備の件 6 阪神大震災議損金募金の件 7 人事委員会規則（案）検討の件
7・3・2	会報編集委員会（第四回）	<p>於 二弁会議室</p> <p>議題 原稿の校正分担等</p>
7・3・8	法職教育検討委員会（第一五回）	<p>於 一弁会議室</p> <p>議題 1 改正規則に基づく次年度委員の選任の件</p>

7・3・9	司法特設講師と法曹会との懇談会（大学主催）	7・3・14	於 東弁会館 中央大学経理部長を講師として招き中央大学の平成七年度予算案等について聞く
7・3・16	人事委員会（第六回） 於 一弁会議室 議題 一 学校法人中央大学関係 二 中央大学学生会関係 学生会役員選任満了による後任候補者推薦の件	7・3・23	於 中央大学駿河台記念館 議題 1 会務報告 2 学校法人中央大学評議員制度に対する意見書の件 3 人事委員会規則制定の件（資料2） 4 中央大学教育・研究振興資金募金推進の件 5 各種委員会報告 ① 人事委員会 ② 法職教育検討委員会 ③ 会報編集委員会 ④ 会則検討委員会 ⑤ 大学問題委員会 6 司法特設講座講師推薦経過報告 報告事項 1 会計報告の件
7・4・3	人事委員会（第七回） 於 一弁会議室 議題 一 学校法人中央大学関係 学校法人中央大学選任評議員推薦の件		

7・4・25	法職教育検討委員会（第一六回）	於一弁会議室 1 改正規則に基づく次年度委員の選任の件 2 司法演習講師選任に関する件（マニュアル作成）
7・4・18	人事委員会（第九回）	於一弁会議室 中央大学学員会役員任期満了による後任候補者推薦の件
7・4・12	会報編集委員会（第五回）	於二弁会議室 議題 編集その他について最終確認 （高千穂印刷社長出席）
7・4・8	多摩キャンパス観桜会と懇親会	法曹会から安原幹事長、安藤大学問題委員長ほかから多数参加
7・4・7	第九回執行部会（兼観桜会）	於安原法律特許事務所 議題 1 法曹第一五号発行準備の件 2 法曹会会員名簿改訂版発行の件 3 平成七年度総会・叙勲者栄進者祝賀会（五月一日（休 午後五時）等開催準備の件 4 中央大学教育研究振興資金募金推進の件 5 学員会役員任期満了による後任候補者選任の件 6 副幹事長交替依頼の件 7 会計報告の件
7・4・6	歴代幹事長らの意見を聞く会	於東弁会館 議題 中央大学学員会役員任期満了による後任候補者推薦の件
7・4・4	大学問題委員（第一九回）	於東弁会館 夜間部（第二部）問題 二 中央大学学員会関係 学員会役員任期満了による後任候補者推薦の件

7・5・9	大学委員会(第二〇回)	於 東弁会館 中央大学法学部長角田教授を招き、司法特設講座運営等の状況を聞く
7・5・10	人事委員会(第一〇回)	於 一弁会議室 中央大学学員会副会長・幹事・協議員候補推薦の件
7・5・10	第一〇回執行部会	於 東弁会館 議題 第五回常任幹事会・幹事会提出次の各付議議案 1 各種委員会報告の件 2 人事委員会人事推薦の件 3 中央大学教育振興資金募金の件 4 会計報告・監査報告承認の件 5 次期役員候補者選任の件
7・5・18	第五回常任幹事会 同 幹事会 平成七年定時総会 引き続き平成六年秋、平成七年春叙勲受章 春平成六年五月一九日以降の栄進者(弁護士会 役員)新入会員祝賀歓迎大懇親会	於 中央大学駿河台記念館 幹事長挨拶 議長・副議長選出 1 平成六年度会務報告承認の件 2 各種委員会活動報告承認の件 3 平成六年度会計報告・監査報告承認の件 4 平成七年度本会幹事・会計幹事選任の件、顧問及び參與委 嘱の件 5 その他



編集後記

「中大法曹」第一五号をお届けします。

本号は、執行部と編集委員会の協議の結果、会員の諸先生方に読み易い本とすることを編集方針といたしました。

まづ、学員会事務局長のご好意により、学員会各支部の機関紙を集め、参考にさせていただきました。

昨年、中央大学名誉教授橋本公巨先生の日本学士院会員ご就任を記念しまして、中央大学学員会と中央大学法曹会は、同先生の特別講演会を開催されました。右講演は、格調高く学問的に非常に優れていることは勿論、聴く人をして、興味津々、思わずその中に引き込まされてしまうというものでありました。そこで、学員の諸先生方には、多数お聞きになっていることではありますが、橋本先生と学員会のお許しを得て、右講演を本号の目玉として掲載させていただきました。橋本先生に深い感謝の意を表しますとともに、皆様に繰り返し読んでいただければ望外の幸に存じます。

理事長、総長、学長、法学部長、学員会会長、評議員会議長、理事、国会白門会会長の諸先生方には御多忙のところ、すばらしい玉稿をお寄せいただき、本当に有難

うございました。厚く御礼申し上げます。

近年、中央大学当局においては、中央大学学生および出身者の司法試験合格者数等を増加させるため、我が法曹会の協力のもと、法律学科に司法特設講座を開設し、それに連動して法職講座に力を入れておられます。會員の諸先生方も司法試験合格者数の如何については、非常に関心が高いと存じます。そこで、特集として、『司法特設講座と法職講座』を設け、大学における担当教授である三和先生、当法曹会の幹事長として司法特設講座の開設に御尽力された野宮先生、各講座の講師として活躍中の鈴木、吉川、新井、木村諸先生にご執筆をお願い申し上げます。お陰で、所期の目的を達成したと存じます。諸先生に心からお礼を申し上げます。

會員の諸先生を代表して、村重松山地方裁判所長殿、和田澄男検事殿、池田門太弁護士殿にご寄稿をお願いしましたところ、非常にすばらしく、有益で、しかも読む肩がこらない、編集目的の読み易いそのものの文章をお寄せいただき、本当に感謝に堪えません。深甚なる謝意を表します。

なお、池田弁護士の玉稿は、同先生のご希望により同弁護士が第二東京弁護士会の会報特集号に載せられたものを同弁護士会のお許しを得て転載したものであります。會員の声と消息欄は、約三百余名の會員諸先生から御

返事をいただき、充実したものができました。今後、機関紙である「中大法曹」が會員の諸先生に読んでいただけるためには、この欄の充実、拡大が最も有効な手段であると確信いたしております。ご寄稿下さいました諸先生方にお礼を申し上げますとともに、今後とも、さらに多くの諸先生に御返事をしていただきますようお願い申し上げます。

本号を読み易くするために、幹事長の安原先生、才口千春先生のお撮りになった写真を、「カット」として利用させていただきました。厚く御礼申し上げます。

會員名簿は、本年四月に、新しい會員が入会され、しかも、裁判官、検察官、公証人の方々は移動が激しいにもかかわらず、わずか一ヶ月足らずのうちに新しい名簿を編集していただき、各部門の担当の先生方にご迷惑をおかけしたことをお詫びいたしますとともに、心からお礼を申し上げます。

最後に本号が出来ましたのは、一偏に執行部、会報編集委員会の諸先生方の御尽力、特に担当副幹事長鈴木誠先生、事務局長及川昭二先生のお力添えによるものであります。謹んでお礼申し上げます。

なお、高千穂印刷所の社長はじめ、皆様にもお世話になりました。有難うございました。

(編集委員長 吉田和夫記)

刑事精神鑑定例集

石田 武 編著 刑事裁判を科学的にするために精神科医と法律家の提携は不可欠である。本書は事例毎の診定に論評を加え巻末に医学用語を平易に解説。定価15,450円

米国刑事判例の動向

合衆国最高裁判所判決

- I 渥美 東洋 編 「第5修正関係」—二重危険禁止条項
刑事免責を軸に周辺の問題点にも論及。定価5047円
- II 渥美 東洋 編 「第14修正関係」—大陪審手続、人身
保護手続、受刑者の地位の判例を紹介。定価4944円
- III 渥美 東洋 編 「第6修正関係」—陪審、弁護権等、講
学上の観点から重要判例を中心に紹介。定価3502円

中国法制史(上)・(下)

張 晋 藩 マルクス・レーニン主義の唯物史観を指導理念とした法制史であり、夏から清に至る中国の法制を俯瞰する。真田 芳憲 監修(上)定価3193円(下)定価4017円

イスラーム

法と国家とムスリムの責任

真田 芳憲 著 イスラームに対する誤解と偏見を払拭すべく、その思想が実践維持されてきた過程を平易に論述。イスラームを知りたい全ての人びとに贈る。定価2884円

中央大学出版部

◎定価は、消費税込みです。
☎0426(74)2351/振替00180-6-8154

〒192-03 東京都八王子市東中野

